

秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号  
印刷所 株式会社 三戸印刷所  
電話 018-823-5351

秋 田 市 公 報

# あきた

目 次

条 例

- 秋田市行政財産使用料条例の一部を改正する条例（第1号）  
..... 4
- 秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例等の一部を改正する  
条例（第2号） ..... 4
- 秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（第3号） ..... 6
- 秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例（第4号） ..... 11
- 秋田市大森山動物園条例の一部を改正する条例（第5号） ..... 11
- 秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の一部を改正する条例（第6  
号） ..... 11
- 秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する条例（第7号） ..... 11
- 秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する条例（第8号）  
..... 12
- 秋田市如斯亭庭園条例の一部を改正する条例（第9号） ..... 12
- 秋田市文化会館条例の一部を改正する条例（第10号） ..... 12
- 秋田市平和公園条例等の一部を改正する条例（第11号） ..... 13
- 秋田市北部墓地条例の一部を改正する条例（第12号） ..... 13
- 秋田市新屋ガラス工房条例の一部を改正する条例（第13号）  
..... 13
- 秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の一部を改正する条例  
（第14号） ..... 14
- 秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例（第15号）  
..... 14
- 秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例（第16  
号） ..... 14
- 秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する条例  
（第17号） ..... 15
- 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正す  
る条例（第18号） ..... 15
- 秋田市市民農園条例等の一部を改正する条例（第19号） ..... 15
- チャレンジオフィスあきた条例の一部を改正する条例（第20号）  
..... 16
- 秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（第21号）  
..... 16
- 秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例（第22  
号） ..... 16
- 秋田市園芸振興センター条例の一部を改正する条例（第23号）  
..... 17
- 秋田市道路占用等に関する条例および秋田市法定外公共物管理  
条例の一部を改正する条例（第24号） ..... 17
- 秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例の一部を改正する条例  
（第25号） ..... 17

- 秋田市準用河川管理条例の一部を改正する条例（第26号） ..... 17
- 秋田市太平山スキー場条例の一部を改正する条例（第27号）  
..... 18
- 秋田市都市公園条例の一部を改正する条例（第28号） ..... 18
- 秋田市自転車等駐車場条例および秋田市自転車等の放置防止に  
関する条例の一部を改正する条例（第29号） ..... 27
- 秋田市営住宅条例の一部を改正する条例（第30号） ..... 27
- 秋田市立学校使用料条例および秋田市太平山自然学習センター  
条例の一部を改正する条例（第31号） ..... 27
- 秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例（第32号） ..... 28
- 秋田市下水道条例等の一部を改正する条例（第33号） ..... 28
- 秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例（第34号）  
..... 28
- 秋田市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条  
例（第35号） ..... 29
- 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例  
の一部を改正する条例（第36号） ..... 29
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第37  
号） ..... 29
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念す  
る義務の特例に関する条例の一部を改正する条例（第38号）  
..... 30
- 秋田市土地開発基金条例を廃止する条例（第39号） ..... 30
- 秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
（第40号） ..... 30
- 秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に  
係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
（第41号） ..... 30
- 秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関す  
る基準を定める条例の一部を改正する条例（第42号） ..... 30
- 秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例の一部を改正する条  
例（第43号） ..... 30
- 秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例（第44号） ..... 31
- 秋田市公共交通活性化基金条例（第45号） ..... 34
- 秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例（第46  
号） ..... 34
- 秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部を改正す  
る条例（第47号） ..... 35
- 秋田市消防団員の服務および懲戒に関する条例（第48号） ..... 35
- 秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
（第49号） ..... 36
- 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例（第50号） ..... 36
- 秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例（第51号） ..... 36
- 秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の

一部を改正する条例（第52号）……………36  
 ○秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第53号）  
 ……………36

**規 則**

○秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第6号）……………36  
 ○秋田市農業委員会の委員等の報酬に関する規則（第7号）…37  
 ○秋田市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則（第8号）  
 ……………38  
 ○秋田市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則（第9号）  
 ……………40  
 ○秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第10号）……………40  
 ○秋田市平和公園条例施行規則の一部を改正する規則（第11号）  
 ……………40  
 ○秋田市北部墓地条例施行規則の一部を改正する規則（第12号）  
 ……………40  
 ○秋田市勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則（第13号）……………41  
 ○秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則（第14号）……………42  
 ○秋田市雄和観光交流館条例施行規則および秋田市にぎわい交流館条例施行規則の一部を改正する規則（第15号）……………42  
 ○秋田市消防団および消防団員表彰規則の一部を改正する規則（第16号）……………44  
 ○秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第17号）……………44  
 ○秋田市財務規則の一部を改正する規則（第18号）……………44  
 ○秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則（第19号）……………44  
 ○秋田市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第20号）……………44  
 ○秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第21号）……………45

**教 委 規 則**

○秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（第3号）……………45  
 ○秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則（第4号）  
 ……………46

**上下水道局管理規程**

○秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（第1号）……………46  
 ○秋田市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程（第2号）……………46  
 ○秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程（第3号）……………47  
 ○秋田市下水道条例施行規程等の一部を改正する規程（第4号）……………61

**訓 令**

○秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第1号）……………64

**上下水道局訓令**

○秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令（第1号）……………64  
 ○秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令（第2号）……………64

**消防本部訓令**

○秋田市消防山岳救助規程（第1号）……………65  
 ○秋田市査察規程の一部を改正する訓令（第2号）……………66

**告 示**

○身体障害者福祉法による医師の指定辞退について（第48号）……………66  
 ○指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第49号）……………66  
 ○指定居宅サービス事業者の廃止について（第50号）……………67  
 ○都市計画の変更について（第51号）……………67  
 ○屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止する地域の指定について（第52号）……………67  
 ○秋田市子ども広場における子ども広場使用料の徴収事務の委託について（第53号）……………68  
 ○自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第54号）…68  
 ○平成30年度介護保険料納入通知書の公示送達について（第55号）……………68  
 ○平成30年度分介護保険料督促状の公示送達について（第56号）……………69  
 ○平成31年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第57号）……………69  
 ○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の名称の変更について（第58号）……………85  
 ○災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定について（第59号）……………85  
 ○災害対策基本法による指定避難所の指定について（第60号）……………85  
 ○認可地縁団体の告示事項の変更について（第61号）……………86  
 ○証明書等自動交付事務の証明書交付手数料の徴収事務の委託について（第62号）……………86  
 ○身体障害者福祉法による医師の指定辞退について（第63号）……………86  
 ○平成30年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第64号）……………86  
 ○介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について（第65号）……………86  
 ○医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、変更および廃止について（第66号）……………86  
 ○医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の廃止について（第67号）……………87  
 ○秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務の委託について（第68号）……………87  
 ○平成30年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第69号）……………87  
 ○秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明

書交付手数料の徴収業務の委託について（第70号）……………87

○御所野近隣公園野球場等の使用料徴収業務の委託について（第71号）……………87

○秋田市西部市民サービスセンターの指定管理者の指定について（第72号）……………87

○北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務の委託について（第73号）……………88

○八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務の委託について（第74号）……………88

○国民健康保険税督促状の公示送達について（第75号）……………88

○秋田市旭南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第76号）……………88

○平成31年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第77号）……………88

○秋田市旭川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第78号）……………120

○参加差押通知書の公示送達について（第79号）……………120

○秋田市飯島地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第80号）……………120

○秋田市リフレッシュガーデンの使用料等の徴収業務の委託について（第81号）……………120

○西部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託について（第82号）……………121

○秋田市南部市民サービスセンターの指定管理者の指定について（第83号）……………121

○公の施設に係る指定管理者の告示事項の変更について（第84号）……………121

○包括外部監査契約の締結について（第85号）……………121

○秋田市保健所取扱手数料の徴収事務の委託について（第86号）……………121

○秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第87号）……………121

○一つ森公園テニスコートほかの使用料徴収業務の委託について（第88号）……………122

○秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について（第89号）……………122

○秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について（第90号）……………122

○放置自転車等撤去保管手数料の徴収事務の委託について（第91号）……………122

○市道路線の認定について（第92号）……………122

○道路の区域決定および供用開始について（第93号）……………122

○南部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託について（第94号）……………123

○狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務の委託について（第95号）……………123

○犬の登録手数料の徴収事務の委託について（第96号）……………123

○秋田市都市緑化の推進に関する基本方針の変更について（第97号）……………123

○字の区域およびその名称の変更について（第98号）……………123

○中央卸売市場および公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務の委託について（第99号）……………123

○道路の区域変更および供用開始について（第100号）……………123

○道路の区域変更および供用開始について（第101号）……………130

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第102号）……………131

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第103号）……………131

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第104号）……………131

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第105号）……………132

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第106号）……………132

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第107号）……………132

○秋田市一般廃棄物処理実施計画について（第108号）……………132

○秋田県知事から平成31年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査の実施について（第109号）……………132

○道路の区域変更について（第110号）……………132

○道路の区域変更および供用開始について（第111号）……………133

○道路の区域変更および供用開始について（第112号）……………133

○市道路線の供用廃止について（第113号）……………133

○土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（第114号）……………133

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第115号）……………133

○道路の区域変更および供用開始について（第116号）……………134

○道路の区域変更および供用開始について（第117号）……………134

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第118号）……………135

**教 委 告 示**

○教育委員会定例会の招集について（第4号）……………135

○秋田市指定文化財の指定について（第5号）……………135

**選 管 告 示**

○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第1号）……………135

○平成31年4月7日執行予定の秋田県議会議員一般選挙および平成31年4月21日執行予定の秋田市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について（第2号）……………135

○平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第3号）……………135

○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第4号）……………136

○平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票所について（第5号）……………136

○平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第6号）……………136

○平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第7号）……………136

○平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票所について（第8号）……………140

○平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票所を閉じる時刻について（第9号）……………141

○平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票



管理者およびその職務を代理すべき者について（第10号）  
 .....141

○平成31年 4月 7日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票の場所および日時について（第11号） .....147

○平成31年 4月 7日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者について（第12号）  
 .....147

○平成31年 4月 7日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第13号） .....147

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第 3号） .....147

上 水 道 局 告 示

○秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）の変更について（第 8号）  
 .....147

○指定排水設備工事業者の指定について（第 9号） .....148

公 告

○入札参加希望者の公募について .....148

○予防接種法による定期予防接種について .....149

○建築協定の変更の認可について .....150

○秋田農業振興地域整備計画の変更について .....150

○認可地縁団体が所有する不動産の所有権移転登記について  
 .....150

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について .....150

○許可した開発行為に関する工事の完了について .....151

○農用地利用集積計画の策定について .....151

○放置自転車等の撤去および保管について .....151

条 例

秋田市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 1号

秋田市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

秋田市行政財産使用料条例（昭和51年秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表土地使用料の項使用期間が1月未満の場合の項中「100分の3.18」を「100分の3.23」に改め、同表建物使用料の項中「100分の7.42」を「100分の7.55」に、「100分の3.18」を「100分の3.23」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。  
（経過措置）
- 改正後の秋田市行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る

同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 2号

秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例等の一部を改正する条例

（秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例の一部改正）

第 1条 秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例（平成16年秋田市条例第96号）の一部を次のように改正する。

別表中「72円」を「73円」に改める。

（秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例の一部改正）

第 2条 秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例（平成16年秋田市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第 5条中「21円」を「22円」に改める。

（秋田市ポートタワー条例の一部改正）

第 3条 秋田市ポートタワー条例（平成18年秋田市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表第 1の表中

「」を

「」に、

「4,320円」を「4,400円」に、「3,888円」を「3,960円」に、「4,186円」を「4,263円」に改め、同表の備考の 5 および備考の 6 中「の額」を「の限度額」に改める。

別表第 2の表中

「」を

「」に、

「2,921円」を「2,975円」に、「2,057円」を「2,095円」に改め、同表の備考の 2 中「の額」を「の限度額」に改める。

別表第 3の表中

「」を

「」に、

「72円」を「73円」に改め、同表の備考中「の額」を「の限度額」に改める。

別表第 4の表中「3,369,600円」を「3,432,000円」に、「2,527,200円」を「2,574,000円」に、「2,106,000円」を「2,145,000円」に、「1,684,800円」を「1,716,000円」に、「1,263,600円」を「1,287,000円」に改め、同表の備考の 1 中「168,480円」を「171,600円」に改める。

（秋田港振興センター条例の一部改正）

第 4条 秋田港振興センター条例（平成 8年秋田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「利用料金（）」を「利用料金の限度額（）」に、「411円」を「419円」に、「822円」を「838円」に、「1,645円」を「1,676円」に、「3,291円」を「3,352円」に、「の利用料金」を「の利用料金の限度額」に、「の額」を「の限度額」に改め、同表の備考中「利用料金」を「利用料金の限度額」に改める。

（秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例の一部改正）



第5条 秋田市河辺ユフォール公園施設条例（平成16年秋田市条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

利用料金
利用料金（限度額）

「308円」を「314円」に、「103円」を「105円」に、「10,285円」を「10,476円」に、「2,057円」を「2,095円」に改め、別表の2の表中「の額」を「の限度額」に、「2,057円」を「2,095円」に、「515円」を「524円」に、「308円」を「314円」に改める。

（秋田市雄和観光交流館条例の一部改正）

第6条 秋田市雄和観光交流館条例（平成16年秋田市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表中「利用料金」を「利用料金（限度額）」に、「308円」を「314円」に、「515円」を「524円」に、「206円」を「210円」に改める。

（秋田市雄和観光花き栽培園条例の一部改正）

第7条 秋田市雄和観光花き栽培園条例（平成16年秋田市条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表中「の額」を「の限度額」に、「411円」を「419円」に、「308円」を「314円」に改める。

（秋田市雄和里の家条例の一部改正）

第8条 秋田市雄和里の家条例（平成16年秋田市条例第94号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「利用料金」を「利用料金（限度額）」に、「1,080円」を「1,100円」に、「8,100円」を「8,250円」に改め、同表の備考の3中「の額」を「の限度額」に、「324円」を「330円」に、「1,620円」を「1,650円」に改め、同表の備考の4中「の額」を「の限度額」に、「432円」を「440円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「108円」を「110円」に、「540円」を「550円」に改める。

（秋田市雄和観光農産物加工所条例の一部改正）

第9条 秋田市雄和観光農産物加工所条例（平成16年秋田市条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表中「利用料金」を「利用料金（限度額）」に、「21,600円」を「22,000円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

（秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部改正）

第10条 秋田市雄和ふるさと温泉条例（平成16年秋田市条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「利用料金」を「利用料金（限度額）」に、「3,569円」を「3,635円」に、「2,412円」を「2,457円」に、「3,148円」を「3,206円」に、「262円」を「267円」に、「159円」を「162円」に、「360円」を「367円」に、「180円」を「183円」に、「524円」を「534円」に改め、同表の備考の1中「一般3,600円」を「一般3,670円」に、「1,800円」を「1,830円」に、「7,200円」を「7,340円」に、「以下3,600円」を「以下3,660円」に、「10,800円」を「11,010円」に、「5,400円」を「5,490円」に改め、同表の備考の6中「の額」を「の限度額」に、「524円」を「534円」に改め、同表の備考の8中「の額」を「の限度額」に、「319円」を「325円」に、「524円」を「534円」に改める。

（秋田市雄和コテージ条例の一部改正）

第11条 秋田市雄和コテージ条例（平成16年秋田市条例第98号）の一部を次のように改正する。

別表中「利用料金」を「利用料金（限度額）」に、「6,480円」

を「6,600円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「5,400円」を「5,500円」に改める。

（秋田市雄和サイクリングターミナル条例の一部改正）

第12条 秋田市雄和サイクリングターミナル条例（平成16年秋田市条例第99号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

利用料金
利用料金（限度額）

「822円」を「838円」に、「515円」を「524円」に、「308円」を「314円」に、「10,285円」を「10,476円」に、「5,142円」を「5,238円」に改め、別表の1の表の備考の3中「の額」を「の限度額」に、「108円」を「110円」に、「54円」を「55円」に改め、別表の2の表中「の額」を「の限度額」に、「411円」を「419円」に、「308円」を「314円」に、「617円」を「629円」に、「515円」を「524円」に改め、別表の2の表の備考の2中「の額」を「の限度額」に、「103円」を「105円」に改める。

（秋田市にぎわい交流館条例の一部改正）

第13条 秋田市にぎわい交流館条例（平成23年秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表中

利用料金
利用料金（限度額）

「3,394円」を「3,457円」に、「2,880円」を「2,933円」に、「2,366円」を「2,410円」に改め、同表の備考の1および備考の2中「の額」を「の限度額」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 展示ホール等の利用料金（第2条、第4条関係）

施設	利用料金（限度額）			
	午前9時から午後 零時30分 まで	午後1時 30分から 午後5時 まで	午後6時 から午後 9時まで	午後9時 30分から 午後12時 まで
展示ホール	14,667円	14,667円	12,571円	10,476円
アート工房1	2,724円	2,724円	2,410円	1,991円
アート工房2	2,514円	2,514円	2,200円	1,782円
多目的ホール	14,667円	14,667円	12,571円	10,476円
多目的室1	1時間につき849円			
多目的室2	1時間につき220円			
多目的室3	1時間につき231円			
多目的室4	1時間につき482円			
多目的室5	1時間につき492円			
ピアノ練習室	1時間につき220円			
研修室1	3,982円	3,982円	3,457円	2,829円
研修室2	2,305円	2,305円	1,886円	1,571円
研修室3	1,467円	1,467円	1,257円	1,048円
研修室4	1,257円	1,257円	1,048円	943円
研修室5	1,467円	1,467円	1,257円	1,048円
研修室6	1,467円	1,467円	1,257円	1,048円
和室1	471円	471円	409円	335円



			全面の3分の1	520円	無料(大会、講習会等に使用するときは、260円)		
			市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。	全面	2,200円		
				全面の3分の2	1,460円		
				全面の3分の1	730円		
			その他の催しに使用するとき。	全面	4,710円		
				全面の3分の2	3,140円		
		全面の3分の1		1,570円			
		入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。	全面	4,080円		
				全面の3分の2	2,720円		
				全面の3分の1	1,360円		
			その他の催しに使用するとき。	全面	14,140円		
				全面の3分の2	9,420円		
	全面の3分の1			4,710円			
	営利を目的とする場合	全面	50,910円				
		全面の3分の2	33,940円				
全面の3分の1		16,970円					
サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。		520円	無料(大会、講習会等に使用するときは、260円)		
		市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。		730円			
		その他の催しに使用するとき。		1,570円			
	入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。		1,360円			
		その他の催しに使用するとき。		4,710円			
	営利を目的とする場合		16,970円				
多目的ホール	市民が体育に使用する場合		1室1時間につき	410円	無料(大会、講習会等に使用するときは、210円)		
	その他の場合			620円			
卓球室	市民が体育に使用する場合			410円	無料(大会、講習会等に使用するときは、210円)		
	その他の場合			620円			
会議室	大会議室			310円			
	小会議室			150円			
個人使用	ジョギングコース		1回につき	100円	無料(市民以外の者が使用するときは、50円)		



照明設備	メインアリーナ	全点灯の 6分の1 点灯1時 間につき	440円
	サブアリーナ	一式1時 間につき	530円
	多目的ホール		100円
	卓球室		100円
冷房設備	メインアリーナ		2,760円
	サブアリーナ		250円
	大会議室		110円
	多目的ホール		120円
	卓球室		120円
暖房設備	メインアリーナ		3,850円
	サブアリーナ		240円
	大会議室		100円
	多目的ホール		110円
	卓球室		110円
スポットライト			60円
フットライト			60円
手動式移動仮設席	営利を目的としない場合	1ブロッ ク1日に つき	170円
	営利を目的とする場合		5,560円
物品の販売等の目的で、館内ホール等を使用する場合は1日6平方メートルにつき430円、附属土地を使用する場合は1日3平方メートルにつき210円、館内および附属土地において立ち売りをする場合は1人1日につき210円を徴収する。			

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

別表第3 秋田市立茨島・河辺・雄和・雄和南体育館使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額			
			一 般	高校生以下		
貸 切 使 用	入場料を徴収 しない場合	市民が体育に 使用するとき。	全面	520円	無料（大会、講習会 等に使用するときは、 260円）	
			片面（茨島体 育館）	260円	無料（大会、講習会 等に使用するときは、 120円）	
		市民以外の者も参加する体育に 関する大会、講習会等に使用す るとき。			730円	
		その他の催しに使用するとき。			1,570円	
	入場料を徴収 する場合	体育に使用するとき。		1,360円		
		その他の催しに使用するとき。		4,710円		
	営利を目的とする場合			16,970円		

柔道場（茨島体育館）		210円	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円）
剣道場（茨島体育館）		210円	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円）
トレーニング室（茨島体育館）		160円	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、80円）
小体育館（雄和体育館）		210円	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円）
ミーティングルーム（茨島体育館・河辺体育館・雄和南体育館）			50円
照明設備（体育館）	一式1時間につき		530円
物品の販売等の目的で、館内ホール等を使用する場合は1日6平方メートルにつき430円、附属土地を使用する場合は1日3平方メートルにつき210円、館内および附属土地において立ち売りをする場合は1人1日につき210円を徴収する。			

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

別表第4 秋田市勝平屋内ゲートボール場使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額	
貸切使用	一般	1面1時間につき	310円	
	高校生以下		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円）	
照明設備			100円	

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

別表第5 秋田市勝平市民グラウンド使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額	
			一 般	高校生以下
貸切使用	グラウンド	1時間につき	410円	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、210円）
照明設備	全点灯		1,250円	
	A点灯		940円	
	B点灯		730円	
	C点灯	210円		

備考

- この表において「全点灯」とは、秋田市勝平市民グラウンド全体を照明するために、76灯を点灯することをいう。

- 2 この表において「A点灯」とは、主に野球競技に必要な範囲を照明するために、60灯を点灯することをいう。
- 3 この表において「B点灯」とは、主にサッカー競技、ラグビー競技等に必要な範囲を照明するために、48灯を点灯することをいう。
- 4 この表において「C点灯」とは、主にソフトボール競技に必要な範囲を照明するために、12灯を点灯することをいう。
- 5 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

別表第6 秋田市河辺岩見三内・河辺和田・河辺戸島・雄和新波野球場使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額
貸切使用	一般	1 時間につき	410円
	高校生以下		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、210円）

## 備考

- 1 秋田市雄和新波野球場については、放送設備およびスコアボードの使用を含む。
- 2 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

別表第7 秋田市スポパークかわべ使用料（第4条関係）

区 分			単 位	金 額
貸切使用	サッカー場	一般	1 面 1 時間につき	1,570円
		高校生以下		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、520円）
	多目的広場	一般		410円
		高校生以下		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、210円）
個人使用	グラウンドゴルフ場	一般	1 人 1 日につき	260円
		高校生以下		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、100円）

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

別表第8 秋田市雄和花の森野球場使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額
貸切使用	一般	1 時間につき	620円
	高校生以下		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、310円）

## 備考

- 1 選手控室、放送設備およびスコアボードの使用を含む。
- 2 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

別表第9 秋田市雄和花の森テニスコート使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額
貸切使用	一般	1 面 1 時間につき	210円
	高校生以下		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、100円）
照明設備			270円



備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の秋田市スポーツ施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第4号

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例

秋田市民交流プラザ条例（平成16年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	6,120円	を	6,240円	に改める。
	510円		520円	
	720円		730円	
	510円		520円	
	1,080円		1,100円	
	4,210円		4,290円	
	2,360円		2,410円	
	1,850円		1,880円	
	360円		360円	
	560円		570円	
	1,220円		1,240円	
	610円		620円	
	660円		670円	
	300円		310円	
	360円		360円	
510円		520円		

別表第2中「4,110円」を「4,190円」に、「5,140円」を「5,230円」に、「3,080円」を「3,140円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市民交流プラザ条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市大森山動物園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第5号

秋田市大森山動物園条例の一部を改正する条例

秋田市大森山動物園条例（平成17年秋田市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表中「720円」を「730円」に、「620円」を「630円」に、「520円」を「530円」に、「1,230円」を「1,250円」に改め、同表の備考の1中「3,100円」を「3,150円」に、「10,400円」を「10,600円」に改める。

別表第2中「1,850円」を「1,880円」に、「510円」を「520円」に改める。

別表第3中「392,040円」を「399,300円」に、「430,920円」を「438,900円」に、「653,400円」を「665,500円」に、「16,300円」を「16,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市大森山動物園条例の規定は、この条例の施行の日以後の入園等に係る同日以後に納付すべき入園料等について適用し、同日前の入園等に係る入園料等および同日以後の入園等に係る同日前に納付すべき入園料等については、なお従前の例による。

秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第6号

秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の一部を改正する条例

秋田市立秋田城跡歴史資料館条例（平成27年秋田市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の規定は、この条例の施行の日以後の観覧に係る同日以後に納付すべき観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料および同日以後の観覧に係る同日前に納付すべき観覧料については、なお従前の例による。

秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第7号

秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する条例

秋田市立千秋美術館条例（平成元年秋田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表常設展観覧料の項中「300円」を「310円」に、「240円」を

「250円」に、「200円」を「210円」に改め、同表特別展観覧料の項中「1,580円」を「1,610円」に改め、同表年間観覧料の項中「4,110円」を「4,190円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市立千秋美術館条例の規定は、この条例の施行の日以後の観覧に係る同日以後に納付すべき観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料および同日以後の観覧に係る同日前に納付すべき観覧料については、なお従前の例による。

秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 8 号

秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する条例

秋田市立赤れんが郷土館条例（昭和60年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「200円」を「210円」に、「250円」を「260円」に、「500円」を「520円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

区 分	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から午後 零時30分 まで	午後1時から午後 4時30分 まで	午後5時 30分から 午後9時 まで	午前9時 から午後 9時まで
第一会議室	210円	210円	210円	630円
第二会議室	210円	210円	210円	630円
第一練習室	830円	830円	830円	2,490円
第二練習室	830円	830円	830円	2,490円
第三練習室	1,670円	1,670円	1,670円	5,010円
展示ホール			2,300円	
和室	1,250円	1,250円		
土蔵	1,570円	1,570円		

備考

1 使用許可を受けた者が入場料等を徴収する場合の使用料は、当該使用料に当該使用料の10割を加算した額とする。

2 午前および午後又は午後および夜間を引き続き使用する場合の使用料は、それぞれの区分料金を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市立赤れんが郷土館条例の規定は、この条例の施行の日以後の観覧等に係る同日以後に納付すべき観覧料等について適用し、同日前の観覧等に係る観覧料等および同日以後の観覧等に係る同日前に納付すべき観覧料等については、なお従前の例による。

秋田市如斯亭庭園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 9 号

秋田市如斯亭庭園条例の一部を改正する条例

秋田市如斯亭庭園条例（平成29年秋田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「210円」に、「500円」を「520円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市如斯亭庭園条例の規定は、この条例の施行の日以後の入園に係る同日以後に納付すべき入園料について適用し、同日前の入園に係る入園料および同日以後の入園に係る同日前に納付すべき入園料については、なお従前の例による。

秋田市文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第10号

秋田市文化会館条例の一部を改正する条例

秋田市文化会館条例（昭和55年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

ホール、会議室等の使用料

区 分		使 用 料 の 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から午後 0時30分 まで	午後1時 30分から 午後5時 まで	午後6時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで
大ホール	平日	15,100円	18,340円	20,500円	53,940円
	土曜日	18,340円	21,580円	24,810円	64,730円
	日曜日 祝日				
小ホール	平日	5,390円	7,550円	8,630円	21,570円
	土曜日	6,470円	9,710円	10,790円	26,970円
	日曜日 祝日				
大会議室		6,470円	6,470円	7,550円	20,490円
第一会議室		530円	530円	630円	1,690円
第二会議室		530円	530円	630円	1,690円
第三会議室		530円	530円	630円	1,690円
第四会議室		1,070円	1,070円	1,610円	3,750円
第五会議室		1,070円	1,070円	1,610円	3,750円
第六会議室		2,150円	2,150円	2,690円	6,990円
第七会議室		2,150円	2,150円	2,690円	6,990円
和室会議室		530円	530円	630円	1,690円
和室練習室		2,150円	2,150円	2,690円	6,990円
第一練習室		530円	530円	630円	1,690円
第二練習室		530円	530円	630円	1,690円
リハーサル室		530円	530円	630円	1,690円

第一展示ホール	午前 9 時から午後 4 時30分まで	4,310円
第二展示ホール	午前 9 時から午後 4 時30分まで	4,310円

別表の備考の 6 のア中「1,260円」を「1,280円」に改め、同表の備考の 6 のウ中「530円」を「540円」に、「310円」を「320円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の秋田市文化会館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市平和公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第11号

秋田市平和公園条例等の一部を改正する条例

(秋田市平和公園条例の一部改正)

第 1 条 秋田市平和公園条例(昭和41年秋田市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第10条第 2 項中「636円」を「647円」に改める。

(秋田市南西墓地条例の一部改正)

第 2 条 秋田市南西墓地条例(平成11年秋田市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第10条第 2 項中「4,381円」を「4,462円」に改める。

(秋田市河辺墓地条例の一部改正)

第 3 条 秋田市河辺墓地条例(平成16年秋田市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第10条第 2 項中「386円」を「393円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 第 1 条から第 3 条までの規定による改正後の秋田市平和公園条例、秋田市南西墓地条例および秋田市河辺墓地条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき管理手数料について適用し、同日前の使用に係る管理手数料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき管理手数料については、なお従前の例による。

秋田市北部墓地条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第12号

秋田市北部墓地条例の一部を改正する条例

秋田市北部墓地条例(平成23年秋田市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「(以下「墓地」という。)」を削る。

第 2 条の見出しを「(墓地および合葬墓)」に改め、同条を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

秋田市北部墓地に一般墓地(以下「墓地」という。)および合葬墓を設ける。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 合葬墓は、多数の焼骨を共同で直接埋蔵する施設とする。  
第 3 条に次の 2 項を加える。
- 合葬墓を使用しようとする者は、本市に住所又は本籍を有する者でなければならない。ただし、死亡時において本市に住所又は本籍を有していた者の焼骨を埋蔵しようとする者および本市が設置した墓地から改葬しようとする者は、この限りでない。
- 前項の規定にかかわらず、自己の死亡後にその焼骨を埋蔵するために合葬墓を使用しようとする者は、合葬墓の使用の許可を受けようとするときに、本市に住所又は本籍を有する者であって満65歳以上であるものでなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、本市に住所又は本籍を有する者であって市長が別に定める要件を満たすものでなければならない。

第 4 条中「墓地」の次に「又は合葬墓」を加える。

第 5 条中「対し、その」を「対し、墓地および合葬墓の」に改める。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(合葬墓の使用の中止等)

第 7 条の 2 合葬墓の利用者は、合葬墓に焼骨を埋蔵する前に使用を中止しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 合葬墓に埋蔵された焼骨は、返還しない。

第 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「墓地」の次に「又は合葬墓」を加え、同項第 1 号中「使用した」を「使用し、又は合葬墓を使用しようとした」に改め、同項第 2 号中「墓地の」を「墓地又は合葬墓の」に改め、「墓地を」を削り、同項第 3 号および同条第 2 項中「使用者」を「墓地の利用者」に改め、同条第 3 項中「使用者が」を「墓地の利用者が」に改める。

第 9 条第 2 項中「永代使用料」を「墓地の永代使用料」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 合葬墓の永代使用料の額は、1 体につき17,000円とする。

第10条第 1 項中「使用者」を「墓地の利用者」に改め、同条第 2 項中「3,189円」を「3,248円」に改める。

第12条ただし書中「ときは、」を「ときは」に改め、「一部を」の次に「、第 7 条の 2 第 1 項の規定により合葬墓の使用の中止の届出があったときはその全部を」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年 4月 1 日から施行する。ただし、第10条第 2 項の改正規定は、同年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市北部墓地条例第10条第 2 項の規定は、第10条第 2 項の改正規定の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき管理手数料について適用し、同日前の使用に係る管理手数料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき管理手数料については、なお従前の例による。

秋田市新屋ガラス工房条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志



秋田市条例第13号

秋田市新屋ガラス工房条例の一部を改正する条例

秋田市新屋ガラス工房条例（平成29年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「4,950円」を「5,040円」に、「5,230円」を「5,330円」に、「860円」を「880円」に、「1,430円」を「1,460円」に、「3,750円」を「3,820円」に、「6,860円」を「6,990円」に改める。

別表第2中「770円」を「790円」に改める。

別表第3中「8,110円」を「8,260円」に、「4,050円」を「4,120円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市新屋ガラス工房条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第14号

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の一部を改正する条例

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例（平成28年秋田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「390円」を「400円」に、「190円」を「200円」に改め、同表の備考中「3,900円」を「4,000円」に、「1,900円」を「2,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第15号

秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例

秋田市小規模水道施設条例（平成16年秋田市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第19条の表中「75,600円」を「77,000円」に、「172,800円」を「176,000円」に、「248,400円」を「253,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市小規模水道施設条例（以下「新条例」という。）第16条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

3 施行日前から継続して小規模水道施設を使用している者に係る水道料金であって、施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するもの（施行日以後初めて水道料金の額が確定する日が同月31日後であるもの（以下「特定水道料金」という。））にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分に係る新条例第16条第1項に規定する率については、前項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

4 特定水道料金のうち、前項の規定によりなお従前のとおりの率を適用する部分は、特定水道料金の額を前回確定日（その直前の水道料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から特定水道料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

6 新条例第19条の規定は、施行日以後の申込みに係る水道加入金について適用し、施行日前の申込みに係る水道加入金については、なお従前の例による。

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第16号

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例

秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

無料	無料
2,050円	2,090円
4,110円	4,190円
無料	無料
1,540円	1,570円
4,110円	4,190円
無料	無料
530円	540円

別表の表中	1,050円	を	1,070円	に改め、同表の備	秋田市河辺総合福祉交流センター条例（平成16年秋田市条例第85号）の一部を次のように改正する。 別表施設の項中「21,600円」を「22,000円」に、「4,320円」を「4,400円」に改め、同表附属設備の項中「13,500円」を「13,750円」に改め、同表の備考の2中「5,400円」を「5,500円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「3,375円」を「3,437円」に改める。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の秋田市河辺総合福祉交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。
	890円		910円		
	3,120円		3,180円		
	11,170円		11,380円		
	無料		無料		
	200円		210円		
	410円		410円		
	820円		830円		
	1,230円		1,250円		
	無料		無料		
	410円		410円		

考の1中「820円」を「830円」に、「1,640円」を「1,670円」に改め、同表の備考の2中「200円」を「210円」に、「250円」を「260円」に改め、同表の備考の3中「2,050円」を「2,090円」に、「4,110円」を「4,190円」に改め、同表の備考の4中「420円」を「430円」に、「200円」を「210円」に改め、同表の備考の6中「250円」を「260円」に改める。  
附 則  
（施行期日）  
1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。  
（経過措置）  
2 改正後の秋田市民サービスセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成31年 3月19日  
秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第17号**  
秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する条例

秋田市市民農園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成31年 3月19日  
秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第19号**  
秋田市民農園条例等の一部を改正する条例  
（秋田市民農園条例の一部改正）  
第1条 秋田市民農園条例（平成16年秋田市条例第108号）の一部を次のように改正する。  
別表第2中「103円」を「105円」に、「113円」を「115円」に改める。  
（秋田市雄和体験学習交流施設条例の一部改正）  
第2条 秋田市雄和体験学習交流施設条例（平成16年秋田市条例第109号）の一部を次のように改正する。  
別表中「300円」を「310円」に、「200円」を「210円」に、「240円」を「250円」に改める。

(秋田市河辺生産物直売所施設条例の一部改正)

第3条 秋田市河辺生産物直売所施設条例(平成16年秋田市条例第137号)の一部を次のように改正する。

別表中「5,658円」を「5,762円」に改める。

(秋田市リフレッシュガーデン条例の一部改正)

第4条 秋田市リフレッシュガーデン条例(平成20年秋田市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,600円」を「1,630円」に、「2,600円」を「2,640円」に、「20,000円」を「20,370円」に、「50,000円」を「50,920円」に改める。

(秋田市中高齢労働者福祉センター条例の一部改正)

第5条 秋田市中高齢労働者福祉センター条例(昭和58年秋田市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表の表中「の額」を「の限度額」に、「1,059円」を「1,079円」に、「1,163円」を「1,184円」に、「524円」を「534円」に、「627円」を「639円」に、「740円」を「754円」に、「206円」を「210円」に、「2,060円」を「2,100円」に、「540円」を「550円」に、「5,400円」を「5,500円」に改め、同表の備考の1および備考の5中「の額」を「の限度額」に改める。

(秋田市勤労者体育センター条例の一部改正)

第6条 秋田市勤労者体育センター条例(昭和62年秋田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表の表中「の額」を「の限度額」に、「1,543円」を「1,571円」に、「772円」を「786円」に、「103円」を「105円」に改め、同表の備考の1中「の額」を「の限度額」に改め、同表の備考の2中「324円」を「330円」に改める。

(秋田市勤労者総合福祉センター条例の一部改正)

第7条 秋田市勤労者総合福祉センター条例(平成16年秋田市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「の額」を「の限度額」に、「27,000円」を「27,500円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「4,320円」を「4,400円」に改め、別表の1の表の備考の1および備考の3中「の額」を「の限度額」に改め、別表の2の表中「の額」を「の限度額」に、「8,640円」を「8,800円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「648円」を「660円」に改め、別表の2の表の備考中「の額」を「の限度額」に改め、別表の3の表中「の額」を「の限度額」に、「6,172円」を「6,286円」に、「3,086円」を「3,143円」に、「8,229円」を「8,382円」に改める。

(秋田市農山村地域活性化センター条例の一部改正)

第8条 秋田市農山村地域活性化センター条例(平成30年秋田市条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表の表中「利用料金」を「利用料金(限度額)」に、「136円」を「138円」に、「160円」を「163円」に、「201円」を「205円」に、「159円」を「162円」に、「398円」を「405円」に改め、同表の備考の1中「80円」を「82円」に、「90円」を「92円」に改め、同表の備考の2中「100円」を「102円」に改め、同表の備考の4中「の額」を「の限度額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 第1条から第4条までの規定による改正後の秋田市市民農園条例、秋田市雄和体験学習交流施設条例、秋田市河辺生産物直売所施設条例および秋田市リフレッシュガーデン条例の規定は、

この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

- 3 第5条から第8条までの規定による改正後の秋田市中高齢労働者福祉センター条例、秋田市勤労者体育センター条例、秋田市勤労者総合福祉センター条例および秋田市農山村地域活性化センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

チャレンジオフィスあきた条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第20号**

チャレンジオフィスあきた条例の一部を改正する条例  
チャレンジオフィスあきた条例(平成14年秋田市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表中「51,429円」を「52,382円」に、「30,857円」を「31,429円」に、「20,571円」を「20,952円」に、「10,285円」を「10,476円」に、「515円」を「524円」に、「308円」を「314円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後のチャレンジオフィスあきた条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第21号**

秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例  
秋田市中心卸売市場業務条例(昭和49年秋田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第47条第4項、第55条第1項および第58条第1項中「8パーセント」を「10パーセント」に改める。

附 則

この条例は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第11条の規定による農林水産大臣の認可があった日以後において規則で定める日から施行する。

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第22号**

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例  
秋田市公設地方卸売市場業務条例(平成23年秋田市条例第29号)

の一部を次のように改正する。

第41条第1項中「に相当する金額（）」を「（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品以外の物品にあっては、100分の10。以下この項および第43条第1項において同じ。）に相当する金額（）」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

秋田市園芸振興センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第23号

秋田市園芸振興センター条例の一部を改正する条例

秋田市園芸振興センター条例（平成27年秋田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「540円」を「550円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。  
（経過措置）
- 改正後の秋田市園芸振興センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市道路占用等に関する条例および秋田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第24号

秋田市道路占用等に関する条例および秋田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

（秋田市道路占用等に関する条例の一部改正）

第1条 秋田市道路占用等に関する条例（昭和43年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「1.08」を「1.1」に改める。

（秋田市法定外公共物管理条例の一部改正）

第2条 秋田市法定外公共物管理条例（平成15年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書および同条第3項中「1.08」を「1.1」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。  
（経過措置）
- 第1条の規定による改正後の秋田市道路占用等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の1月に満たない期間の占用に係る同日以後に納付すべき占用料について適用し、同日前の1月に満たない期間の占用に係る占用料および同日以後の1月に満たない期間の占用に係る同日前に納付すべき占用料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の秋田市法定外公共物管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第25号

秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例の一部を改正する条例

秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例（昭和63年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「12,960円」を「13,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「10,800円」を「11,000円」に改める。

別表第2中「7,560円」を「7,700円」に、「3,780円」を「3,850円」に、「15,120円」を「15,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。  
（経過措置）
- 改正後の秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市準用河川管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第26号

秋田市準用河川管理条例の一部を改正する条例

秋田市準用河川管理条例（平成12年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.08」を「1.1」に改める。

別表の(1)の表中「1,378円」を「1,403円」に、「689円」を「701円」に改め、別表の(3)の表中「74円」を「75円」に、「63円」を「64円」に、「52円」を「53円」に、「43円」を「44円」に、「318円」を「324円」に、「370円」を「377円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。  
（経過措置）
- 改正後の秋田市準用河川管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る同日以後に納付すべき流水占用料、土石採取料および土地の占用の期間が1月に満たない場合の土地占用料について適用し、同日前の占用に係る流水占用料、土石採取料および土地の占用の期間が1月に満たない場合の土地占用料ならびに同日以後の占用に係る同日前に納付すべき流水占用料、土石採取料および土地の占用の期間が1月に満たない場合の土地占用料については、なお従前の例による。



秋田市太平山スキー場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第27号

秋田市太平山スキー場条例の一部を改正する条例  
秋田市太平山スキー場条例（昭和51年秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「利用料金」を「利用料金（限度額）」に、

206円	を	210円	に改め、同表の備考の1中
103円		105円	
154円		157円	
2,057円		2,095円	
1,234円		1,257円	
1,029円		1,048円	
617円		629円	
1,543円		1,571円	
926円		943円	
20,571円		20,952円	
12,343円		12,571円	
10,285円		10,476円	
6,172円		6,286円	

15,428円	15,714円
9,257円	9,429円
1,852円	1,886円
926円	943円
1,388円	1,414円

「2,060円」を「2,100円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「1,540円」を「1,570円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第28号

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例  
秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1のアの表中「100分の7.42」を「100分の7.55」に、「100分の3.18」を「100分の3.23」に改め、別表第1のウの表中「200円」を「210円」に、「420円」を「430円」に、「4,230円」を「4,310円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「8,220円」を「8,380円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条、第9条関係）

公園名	有料公園施設の種別又は名称	使 用 料				
		区 分	単 位	金 額	備 考	
千 秋 公 園	千秋公園有料駐車場	最初の30分まで		1台につき	100円	使用期間は、毎年4月1日から11月30日までとする。
		30分を超える30分までごとに			100円	
	久保田城御隅櫓	個人使用	一般	1人1回につき	100円	団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。
			高校生以下		無料	
		団体使用	一般		80円	
			高校生以下		無料	
	佐竹史料館	個人使用	一般	1人1回につき	100円	団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。
			高校生以下		無料	
		団体使用	一般		80円	
			高校生以下		無料	
		年間使用		1人1年間につき	210円	年間使用とは、使用料を納付した日から起算して1年間の使用をいう。  年間使用の使用料を納付した者の当該年間使用の期間に係る久保田城御隅櫓の使用料は、無料とする。

八橋運動公園	陸上競技場	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	7,750円		
					高校生以下				無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、3,870円）
					アマチュアスポーツ以外に使用する場合				1日につき
			入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	3,870円		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、1,250円）
					高校生以下				
					アマチュアスポーツ以外に使用する場合				
		個人使用	一般		1人1日につき	310円	無料（市民以外の者が使用するときは、150円）		
			高校生以下						
			一般		1人1年につき	5,230円	無料（市民以外の者が使用するときは、2,610円）		
		高校生以下							
	会議室				1室1時間につき	210円	冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき280円を加算する。		
	役員室（大）					210円			
	役員室（小）					150円		冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき180円を加算する。	
	陸上競技場大型映像装置	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき	4,580円			
				アマチュアスポーツ以外に使用する場合		9,160円			
			入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合		2,290円			
				アマチュアスポーツ以外に使用する場合		4,580円			
	陸上競技場夜間照明設備	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	全点灯	1時間につき	20,880円		
					全点灯の2分の1点灯		10,440円		
					全点灯の4分の1点灯		5,210円		

			アマチュアスポーツ以外に使用する 場合	全点灯		41,750円	
				全点灯の2分の1点灯		20,880円	
				全点灯の4分の1点灯		10,440円	
		入場料を徴収しない 場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	全点灯		10,440円	
				全点灯の2分の1点灯		5,210円	
				全点灯の4分の1点灯		2,600円	
			アマチュアスポーツ以外に使用する 場合	全点灯		20,880円	
				全点灯の2分の1点灯		10,440円	
				全点灯の4分の1点灯		5,210円	
硬式野球場	貸切使用	入場料を徴収する 場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	一般	1時間につき	4,810円	会議室の使用（冷暖房設備の使用を含む。）および放送設備の使用を含む。
				高校生以下		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、2,410円）	
			アマチュアスポーツ以外に使用する 場合		1日につき	最高入場料の額の100人分に相当する額（その額が107,900円に満たない場合は、107,900円とする。）	
		入場料を徴収しない 場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	一般	1時間につき	1,570円	
				高校生以下		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、520円）	
			アマチュアスポーツ以外に使用する 場合			4,810円	
	会議室			1室1時間につき	160円	冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき、冷房設備にあっては50円、暖房設備にあっては70円を加算する。	
相撲場	貸切使用	アマチュアスポーツに使用する 場合	一般	1時間につき	150円		
			高校生以下		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、150円）		
		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合		730円			

球技場	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	7,850円	会議研修室および役員記録室の使用（冷暖房設備の使用を含む。）ならびにスコアボードの使用を含む。  夜間照明設備を使用する場合は、1時間につき2,090円を加算する。	
			アマチュアスポーツ以外に使用する場合	高校生以下		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、3,870円）		
		入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	3,870円		
			アマチュアスポーツ以外に使用する場合	高校生以下		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、1,310円）		
						1日につき		最高入場料の額の100人分に相当する額（その額が157,140円に満たない場合は、157,140円とする。）
								19,590円
	会議研修室				1室1時間につき	100円	冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき、冷房設備にあつては50円、暖房設備にあつては70円を加算する。	
	役員記録室					100円		
	第2球技場		貸切使用	一般		1時間につき	620円	夜間照明設備を使用する場合は、1時間につき1,040円を加算する。
			高校生以下		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、210円）			
テニスコート	グリーンサンドコート	貸切使用	一般		1面1時間につき	100円		
	高校生以下		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、50円）					
	砂入り人工芝コート	貸切使用	入場料を徴収する場合	一般		410円	夜間照明設備を使用する場合は、1時間につき270円を加算する。	
			高校生以下			無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、210円）		



			入場料を徴収しない場合	一般 高校生以下		210円	
	多目的グラウンド	貸切使用	一般 高校生以下		1時間につき	410円	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円） 夜間照明設備を使用する場合は、1時間につき、全点灯（グラウンド全体を照明するために、90灯を点灯することをいう。）にあっては1,670円、部分点灯（主にソフトボール競技、陸上競技等に必要な範囲を照明するために、48灯を点灯することをいう。）にあっては830円を加算する。
古川町街区公園	土崎市民グラウンド	貸切使用	一般 高校生以下		1時間につき	410円	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、210円）
	土崎市民グラウンド 夜間照明設備	全点灯				1,460円	全点灯とは、グラウンド全体を照明するために、60灯を点灯することをいう。
		部分点灯				1,040円	部分点灯とは、主に野球競技に必要な範囲を照明するために、44灯を点灯することをいう。
雄物川河川緑地	野球場	貸切使用	一般 高校生以下		1面1時間につき	410円	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、210円）
	テニスコート	貸切使用	一般 高校生以下		1面1時間につき	100円	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、50円）
一つ森公園	国指定重要文化財 旧黒澤家住宅	個人使用	一般		1人1回につき	100円	団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。
			高校生以下			無料	
		団体使用	一般			80円	
			高校生以下			無料	

コミュニティ体育館（アリーナに限る。）	貸切使用で入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	一般	1時間につき	520円	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、260円）
				高校生以下		260円	
			全面の2分の1	一般	120円	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、120円）	
				高校生以下			
			全面の4分の1	一般	120円	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、60円）	
				高校生以下			
		市民以外の者が体育に使用するとき。	全面	730円			
			全面の2分の1	360円			
			全面の4分の1	180円			
		体育以外に使用するとき。	全面	1,570円			
	貸切使用で入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。	全面	1,360円			
		体育以外に使用するとき。	全面	4,710円			
	貸切使用で営利を目的とする場合	全面	16,970円				
	照明設備		530円				
テニスコート	貸切使用	一般	1面1時間につき	210円	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円）		
		高校生以下					
弓道場	個人使用	一般	午前使用	1人につき	150円	午前使用とは、午前9時から正午までの使用をいう。	
			午後使用		150円		
			夜間使用		150円		
		高校生以下	午前使用	50円	無料（市民以外の者が使用するときは、50円）	午後使用とは、正午から午後5時までの使用をいう。	
			午後使用				
			夜間使用				50円
1日使用とは、午前9時から午後5時までの使用をいう。							

				夜間使用		無料（市民以外の者が使用するときは、50円）	
		貸切使用	使用者が主として小学生、中学生および高校生のために使用する場合	1日使用		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、830円）	
				午前使用		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、310円）	
				午後使用		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、520円）	
				夜間使用		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、410円）	
			使用者が主として小学生、中学生および高校生以外の者のために使用する場合	1日使用		2,510円	
				午前使用		940円	
				午後使用		1,570円	
				夜間使用		1,250円	
光 沼 近 隣 公 園	屋内多目的運動場	貸切使用	一般		半面1時間につき	310円	照明設備を使用する場合は、半面1時間につき240円を加算する。
			高校生以下			無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円）	
	テニスコート	貸切使用	一般		1面1時間につき	210円	
			高校生以下			無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円）	
北 野 田 公 園	アリーナ	貸切使用	入場料を徴収する場合	一般	半面1時間につき	1,880円	
				高校生以下			無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、940円）

			入場料を徴収しない場合	一般		940円	
				高校生以下		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、470円）	
	テニスコート		入場料を徴収する場合	一般	1面1時間につき	1,040円	
				高校生以下		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、520円）	
			入場料を徴収しない場合	一般		520円	
				高校生以下		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、260円）	
	会議室				1室1時間につき	150円	冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき、冷房設備にあつては210円、暖房設備にあつては230円を加算する。
	北野田公園証明設備		アリーナ照明設備		全点灯の5分の1点灯1時間につき	120円	
			テニスコート照明設備		1面点灯1時間につき	190円	1面点灯とは、テニスコート1面を照明するために8灯を点灯することをいう。
御所野近隣公園	野球場	貸切使用	一般		1面1時間につき	410円	
			高校生以下			無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、210円）	
	テニスコート	貸切使用	一般		1面1時間につき	100円	
			高校生以下			無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、50円）	
御所野総合公園	テニスコート	貸切使用	一般		1面1時間につき	100円	
			高校生以下			無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、50円）	





	時) ま での利 用をい い、入 浴利用 を含む。		時) ま での利 用をい い、入 浴利用 を含む。
308円	回数券 (11枚つ づり) は、中 学生以 上3,080 円とす る。	314円	回数券 (11枚つ づり) は、中 学生以 上3,140 円とす る。
154円		157円	
2,366円		2,410円	
5,863円		5,971円	
1,749円		1,782円	
3,498円		3,562円	

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の秋田市都市公園条例別表第1および別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。
- 改正後の秋田市都市公園条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

秋田市自転車等駐車場条例および秋田市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第29号

秋田市自転車等駐車場条例および秋田市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

(秋田市自転車等駐車場条例の一部改正)

第1条 秋田市自転車等駐車場条例(平成元年秋田市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「2,500円」を「2,610円」に、「6,800円」を「7,010円」に、「16,600円」を「16,970円」に、「1,700円」を「1,780円」に、「4,200円」を「4,290円」に、「11,100円」を「11,310円」に改める。

(秋田市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正)

第2条 秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第12条中「1,540円」を「1,570円」に、「2,260円」を「2,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 第1条の規定による改正後の秋田市自転車等駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第30号

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例

秋田市営住宅条例(昭和34年秋田市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第4中

2,800円		2,900円
2,800円		2,900円
2,500円		2,600円
2,200円		2,300円
2,500円		2,600円
2,200円		2,200円
2,200円		2,300円
2,600円	を	2,700円
2,200円		2,300円
2,200円		2,300円
2,200円		2,300円
2,700円		2,800円
2,200円		2,300円
2,500円		2,600円
2,200円		2,300円
2,300円		2,400円

に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の秋田市営住宅条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市立学校使用料条例および秋田市太平山自然学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第31号

秋田市立学校使用料条例および秋田市太平山自然学習センター条例の一部を改正する条例

(秋田市立学校使用料条例の一部改正)

第1条 秋田市立学校使用料条例(昭和23年秋田市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「420円」を「430円」に、「200円」を「210円」に改め、別表の2の表中「1,080円」を「1,100円」に改める。

(秋田市太平山自然学習センター条例の一部改正)

第2条 秋田市太平山自然学習センター条例(平成15年秋田市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表宿泊室の項中「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の秋田市立学校使用料条例および第2条の規定による改正後の秋田市太平山自然学習センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月19日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第32号

秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

秋田市水道事業給水条例(昭和35年秋田市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項および第33条の2第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第45条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加える。

第46条第2号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、「あっては4年」を「ついては4年」に、「にあっては6年」を「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年」に、「あっては8年」を「ついては8年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第45条第3号および第46条第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)第27条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

3 施行日前から継続して水道を使用している者に係る水道料金であって、施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するもの(施行日以後初めて水道料金の額が確定する日が同月31日後であるもの(以下「特定水道料金」という。))にあっては、当該確定したもののうち、次項で定める部分)に係る新条例第27条第1項に規定する率については、前項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

4 特定水道料金のうち、前項の規定によりなお従前のとおりの率を適用する部分は、特定水道料金の額を前回確定日(その直前の水道料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から特定水道料金の額が確定する日までの期間の月数で

除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

6 新条例第33条の2第1項の規定は、施行日以後の申込みに係る水道加入金について適用し、施行日前の申込みに係る水道加入金については、なお従前の例による。

秋田市下水道条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月19日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第33号

秋田市下水道条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(1) 秋田市下水道条例(昭和39年秋田市条例第16号)第12条

(2) 秋田市地域下水道条例(平成元年秋田市条例第38号)第14条

(3) 秋田市個別排水処理施設条例(平成16年秋田市条例第131号)第22条

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市下水道条例(以下「新条例」という。)第12条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であって、施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するもの(施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるもの(以下「特定使用料」という。))にあっては、当該確定したもののうち、次項で定める部分)に係る新条例第12条に規定する率については、前項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

4 特定使用料のうち、前項の規定によりなお従前のとおりの率を適用する部分は、特定使用料の額を前回確定日(その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から特定使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

6 施行日以後における改正後の秋田市地域下水道条例の規定および改正後の秋田市個別排水処理施設条例の規定の適用については、附則第2項から前項までの規定の例による。

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月19日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第34号

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

秋田市農業集落排水施設条例(平成元年秋田市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第15条中「100分の108」を「100分の110」に改める。  
 別表第1 秋田市河辺岩見三内中央農業集落排水施設の項中「三内字外川原、字道山、字野崎」を「三内字大川原、字外川原、字繫沢、字繫沢下段、字繫沢前田、字出来淵、字道山、字野崎、字飛沢上段」に改め、同表秋田市河辺飛沢農業集落排水施設の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市農業集落排水施設条例（以下「新条例」という。）第15条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して秋田市農業集落排水施設を使用している者に係る使用料であって、施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるもの（以下「特定使用料」という。）にあっては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る新条例第15条に規定する率については、前項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。
- 4 特定使用料のうち、前項の規定によりなお従前のとおりの率を適用する部分は、特定使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から特定使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

秋田市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第35号

秋田市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
 (経過措置)

- 2 改正後の秋田市職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科および旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第36号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第8項を同条第9項とし、同条第7項に次のただし書を加える。

ただし、この項本文に規定する者に対する報酬のうち、農業委員および農地利用最適化推進委員に対する年額の報酬の支給については、この限りでない。

第2条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、農業委員および農地利用最適化推進委員の年額の報酬は、同項本文に規定する年額の報酬の支給日に支給する。

別表第2 農業委員の項を次のように改める。

農業委員	会長	月額 34,000円
		日額 10,000円
	年額 485,400円以内 で市長が定める額	
会長代理	月額 32,000円	日額 10,000円
		年額 485,400円以内 で市長が定める額
	委員	月額 31,000円
年額 485,400円以内 で市長が定める額		

別表第2 農地利用最適化推進委員の項を次のように改める。

農地利用最適化推進委員	月額 31,000円
	日額 10,000円
	年額 485,400円以内 で市長が定める額

別表第2の備考を次のように改める。

備考

- 1 報酬が月額および日額で定められている者の報酬の額は、その者に係る月額の報酬額に勤務した日1日につき日額の報酬額を加算した額とする。
- 2 報酬が月額および日額ならびに年額で定められている者の報酬の額は、その者に係る備考の1の規定による報酬の額に年額の報酬額を加算した額とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日



秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第37号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成30年12月」を「平成31年12月」に改める。  
附則第6項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第38号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例  
教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成30年12月」を「平成31年12月」に改める。  
附則第5項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

秋田市土地開発基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成31年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第39号

秋田市土地開発基金条例を廃止する条例

秋田市土地開発基金条例（昭和44年秋田市条例第12号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第40号

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年秋田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「(保証人および利率)」に改め、同条中「災害援護資金は、」の次に「保証人を立てる場合にあっては無利子とし、保証人を立てない場合にあっては」を加え、「3パーセント」を「1.5パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第3項中「、保証人」を削り、「及び」を「および」に、「、令」を「および令」に、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条および第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第41号

秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の66第1号イ(3)」に、「主任介護支援専門員研修を修了した者」を「主任介護支援専門員」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第42号

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第33条第3項第1号を次のように改める。

(1) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検体検査の業務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月19日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第43号

秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例の一部を改正する条例

秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例（平成25年秋田市条例第60号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第19条」に、「第21条」を「第20条」に、「第22条」を「第21条」に改める。

第2条第1項中「第8条」を「第12条」に改める。

第11条を削り、第2章中第12条を第11条とし、第13条から第20条までを1条ずつ繰り上げ、第3章中第21条を第20条とし、第4章中第22条を第21条とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例をここに公布する。

平成31年3月19日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第44号

秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項および第3項の規定に基づき、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の要件を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた幼稚園および同条第3項の認定を受けた連携施設をいう。
- (2) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。
- (3) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育機能施設をいう。

（認定の要件）

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 法第3条第1項の認定を受けようとする施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。
- (2) 法第3条第1項の認定を受けようとする施設が保育所等である場合にあっては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、市における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成され

るよう保育を行うこと。

- (3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育および保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- (4) 次条から第9条までに定める要件に適合すること。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 法第3条第3項の認定を受けようとする同項に規定する連携施設（以下「連携施設」という。）が次のいずれかに該当する施設であること。

ア 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育および保育を行うこと。

- (2) 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育および保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

- (3) 次条から第9条までに定める要件に適合すること。  
（職員の配置）

第4条 認定こども園には、認定こども園の長を1人置かなければならない。

2 認定こども園には、次の各号に掲げる教育又は保育を受ける子どもの区分に応じ、当該各号に掲げる子どもの人数に応ずる人数の子どもの教育又は保育に従事する職員（以下「教育保育従事職員」という。）を置かなければならない。この場合において、教育保育従事職員の人数は、1の認定こども園につき常時2人を下回ってはならないものとする。

- (1) 満1歳未満の子ども 当該子どもおおむね3人につき1人以上
- (2) 満1歳以上満3歳未満の子ども 当該子どもおおむね6人につき1人以上
- (3) 満3歳以上満4歳未満の子ども 当該子どもおおむね20人につき1人以上
- (4) 満4歳以上の子ども 当該子どもおおむね30人につき1人以上

3 満3歳以上の子どもが利用する認定こども園については、当該満3歳以上の子どもであって、1日における認定こども園の利用時間が8時間程度であるもの（以下「教育および保育時間相当利用児」という。）および4時間程度であるものが認定こども園を共通して利用する時間おおむね4時間について編制する1の学級ごとに1人以上の担当の教育保育従事職員（以下「学級担任」という。）を置かなければならない。この場合において、1の学級を編制する子どもの人数は、35人以下であることを原則とする。

（職員の資格）

第5条 認定こども園の長となることができる者は、認定こども園の管理および運営を行う能力を有する者とする。

2 教育保育従事職員となることができる者は、次の各号に掲げる教育又は保育を受ける子どもの区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 満3歳未満の子ども 児童福祉法第18条の18第1項の登録（以下「登録」という。）を受けた者
  - (2) 満3歳以上の子ども 幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）又は助教諭の臨時免許状（同条第4項に規定する臨時免許状をいう。）（以下「教員の免許状」と総称する。）を有し、かつ、登録を受けた者
- 3 学級担任となることができる者は、幼稚園の教員の免許状を有する者とする。  
（施設および設備）

第6条 認定こども園の施設および設備は、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設および設備の面積ならびに満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設および設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であること。ただし、当該認定こども園が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である場合であって、第5号本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、同号本文および第7号）に定める要件に適合するときは、この限りでない。

学 級 数	面積（単位 平方メートル）
1学級	180
2学級以上	320+100×（学級数-2）

- (2) 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場および調理室を設けていること。ただし、満2歳未満の子どもの保育を行う認定こども園にあっては、これらに加え、乳児室又はほふく室を設けていること。
- (3) 満3歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる認定こども園は、沐浴室又は沐浴機能を有する設備を設けていること。
- (4) 満1歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる認定こども園は、調乳室を設け、又は調乳に適切な場所を確保していること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、1.98平方メートルにその教育又は保育を受ける満2歳以上の子どもの数を乗じて得た面積以上であること。ただし、当該認定こども園が満3歳以上の子どもの教育又は保育を行う幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である場合であって、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設および設備の面積ならびに満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設および設備の面積を除く。）が第1号本文に定める面積以上であるときは、当該満3歳以上の子どもに係る保育室又は遊戯室の面積については、この限りでない。
- (6) 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる面積以上であること。ただし、当該認定こども園が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である場合にあっては、その屋外遊戯場の面積がアに掲げる面積以上であるときは、イに掲げる面積以上であることを要せず、当該認定こども園が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である場合にあっては、

その屋外遊戯場の面積がイに掲げる面積以上であるときは、アに掲げる面積以上であることを要しない。

- ア 3.3平方メートルにその教育又は保育を受ける満2歳以上の子どもの数を乗じて得た面積
- イ 次に掲げる面積を合算した面積
  - (ア) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学 級 数	面積（単位 平方メートル）
2学級以下	330+30×（学級数-1）
3学級以上	400+80×（学級数-3）

- (イ) 3.3平方メートルにその保育を受ける満2歳以上満3歳未満の子どもの数を乗じて得た面積
  - (7) 乳児室の面積は、1.65平方メートルにその保育を受ける満2歳未満の子どものうちほふくしないものの数を乗じて得た面積以上、ほふく室の面積は、3.3平方メートルにその保育を受ける満2歳未満の子どものうちほふくするものの数を乗じて得た面積以上であること。
  - (8) 幼稚園型認定こども園（連携施設であるものに限る。）にあっては、同一の敷地内又は隣接する敷地内に当該幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園および保育機能施設の用に供される建物およびその附属設備（以下この号において「建物等」という。）を設けていること。ただし、同一の敷地内又は隣接する敷地内に建物等を設けることが困難な場合であって、子どもに対し適切に教育および保育を行うことが可能であり、かつ、子どもが建物等の間を安全に移動することができるときは、この限りでない。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該認定こども園が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である場合であって、当該認定こども園の付近に次に掲げる要件の全てに適合する場所があるときは、当該場所をもって屋外遊戯場に代えることができる。
- (1) 子どもが安全に利用することができる場所であること。
  - (2) 子どもが日常的に利用することができる場所であること。
  - (3) 子どもに対し適切に教育および保育を行うことが可能な場所であること。
  - (4) 前項第6号に定める屋外遊戯場の面積に関する要件に適合する場所であること。
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う場合であって、当該方法により食事の提供を受ける子どもの数が20人未満であるときは、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園には、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を設けなければならない。  
（食事の提供に係る調理の方法）
- 第7条 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件に適合する認定こども園にあっては、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることと



してもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を設けなければならない。

- (1) 食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、当該食事の提供の管理者が衛生、栄養等に関し業務上必要な注意を払うことができるよう、当該認定こども園の体制および調理業務の受託者との契約内容が確保されること。
- (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市等の栄養士による献立等についての栄養の観点からの指導その他の栄養士による必要な配慮が行われる体制が確保されること。
- (3) 調理業務の受託者については、当該認定こども園における食事の提供の趣旨を十分認識し、衛生、栄養等に関し調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする。
- (4) 子どもの年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事を提供するとともに、子どものアレルギー、アトピー等に配慮し、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数および時機に適切に応ずることができること。
- (5) 食を通じた子どもの健全な育成を図る観点から、子どもの発育および発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(教育および保育等)

第8条 認定こども園は、次に掲げる要件に適合する教育および保育を行うとともに、小学校等における教育への円滑な接続に向け、当該教育との連携を図らなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める事項をいう。）を踏まえた教育および保育を行うこと。
  - (2) 幼稚園教育要領および保育所保育指針（秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）第38条の指針をいう。）に基づいた教育および保育を行うこと。
  - (3) 集団生活の経験年数が異なる子どもを対象とする等の事情に配慮した教育および保育を行うこと。
- 2 認定こども園は、教育保育従事職員の資質の向上等のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 認定こども園は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、その有する教育および保育に関する専門性を十分に活用すること等により、子育て支援事業を実施しなければならない。この場合において、当該認定こども園は、地域の人材および社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(管理運営等)

第9条 認定こども園は、次に掲げる要件に適合する管理運営等を行わなければならない。

- (1) 認定こども園を利用する子どもの選考に当たっては、特別の支援を要する家庭の子どもその他の特別の配慮が必要な子どもの利用が妨げられることがないよう、市との連携を図りつつ、公正に行うこと。
- (2) 保育を必要とする子どもに対する教育および保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他の子どもの家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めること。
- (3) 認定こども園を利用することができる日および時間は、保育を必要とする子どもに対する教育および保育を適切に行う

ことができるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めること。

- (4) 子どもの健康および安全を確保するための体制を整備すること。
- (5) その行う教育および保育について適切な評価を行い、その結果の公表等を通じて教育および保育の質の向上を図ること。
- (6) 保護者がその需要に応じた認定こども園を適切に選択することができるよう、認定こども園に係る情報の開示を図ること。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、第5条第2項第2号の規定にかかわらず、幼稚園の教員の免許状を有する者又は登録を受けた者のいずれかの者をもって、当該子ども（教育および保育時間相当利用児を除く。）の教育保育従事職員とすることができる。
  - 3 当分の間、当該子どもが教育および保育時間相当利用児である場合における第5条第2項第2号および附則第5項の規定の適用については、同号中「を受けた者」とあるのは「を受けた者又は登録を受けた者（当該認定こども園が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である場合にあっては、幼稚園の教員の免許状を有し、かつ、登録を受けた者又は登録を受けた者もしくは幼稚園の教員の免許状を有する者であって、意欲、適性、能力等を有し、かつ、保育士の資格（児童福祉法第18条の6に規定する資格をいう。附則第5項において同じ。）の取得に向けた取組を行っているもの）」と、同項中「保育士の資格（児童福祉法第18条の6に規定する資格をいう。）」とあるのは「保育士の資格」とする。
  - 4 当分の間、第5条第3項の規定にかかわらず、当該認定こども園が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である場合にあっては、登録を受けた者であって、意欲、適性、能力等を有し、かつ、幼稚園の教員の免許状の取得に向けた取組を行っているものに限り、学級担任とすることができる。
- (職員に係る特例)
- 5 子どもの登園又は降園の時間帯およびその他の子どもが少数である時間帯において、第4条第2項前段の規定により置かななければならない教育保育従事職員の人数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かななければならない教育保育従事職員のうち1人は、第5条第2項第1号および第2号（附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）ならびに附則第2項の規定にかかわらず、市長が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格（児童福祉法第18条の6に規定する資格をいう。）を有する者と同等の知識および経験を有すると認める者（附則第8項および附則第9項において「市長が認める者」という。）とすることができる。
  - 6 第5条第2項第1号又は附則第3項の規定により読み替えて適用する同条第2項第2号（同号中「を受けた者」を「を受けた者又は登録を受けた者（当該認定こども園が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である場合にあっては、幼稚園の教員の免許状を有し、かつ、登録を受けた者又は登録を受けた者」と読み替える部分に限る。）の規定により教育保育従事

職員となることのできる登録を受けた者は、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校の教諭もしくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該認定こども園において養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項および附則第9項において「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。

7 第5条第2項第2号又は附則第2項の規定により教育保育従事職員となることのできる幼稚園の教員の免許状を有する者又は登録を受けた者は、当分の間、小学校教諭等免許状所持者をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者（学級担任以外の教育保育従事職員をいう。次項において同じ。）として従事する場合を除き、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育に従事してはならない。

8 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、その開所する時間を通じて必要となる教育保育従事職員の総数が、利用定員に応じて第4条第2項の規定により置かなければならない教育保育従事職員の人数を超える場合における第5条第2項第1号および第2号（附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）ならびに附則第2項の規定により教育保育従事職員となることのできる者は、当分の間、その開所する時間を通じて必要となる教育保育従事職員の総数から、利用定員に応じて第4条第2項の規定により置かなければならない教育保育従事職員の人数を差し引いて得た数の範囲で、市長が認める者をもって代えることができる。この場合において、当該市長が認める者は、補助者として従事する場合を除き、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育に従事してはならない。

9 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第2項の規定により置かなければならない教育保育従事職員の人数の3分の1を超えてはならない。

附則第6項	第5条第2項第1号又は附則第3項の規定により読み替えて適用する同条第2項第2号（同号中「受けた者」を「受けた者又は登録を受けた者（当該認定こども園が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である場合においては、幼稚園の教員の免許状を有し、かつ、登録を受けた者又は登録を受けた者」と読み替える部分に限る。）の規定により教育保育従事職員となることのできる登録を受けた者	幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校教諭等免許状所持者
附則第7項	第5条第2項第2号又は附則第2項の規定により教育保育従事職員となることのできる幼稚園の教員の免許状を有する者又は登録を受けた者	小学校教諭等免許状所持者
附則第8項	第5条第2項第1号および第2号（附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）なら	市長が認める者

びに附則第2項の規定により教育保育従事職員となることのできる者
---------------------------------

秋田市公共交通活性化基金条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第45号

秋田市公共交通活性化基金条例

（設置）

第1条 将来にわたり市民が安心して利用することができる公共交通の実現および公共交通の利便性の向上等のための事業に要する経費に充てるため、秋田市公共交通活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、処分することができる。

- (1) 市民が安心して利用することができる公共交通の実現のための事業に要する経費に充てるとき。
- (2) 公共交通の利便性の向上のための事業に要する経費に充てるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公共交通の活性化のための事業に要する経費に充てるとき。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第46号

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「又は第3項」を「もしくは第87条の2第1項又は第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」に改める。



第3条第1項および第5条第1項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

別表第1号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表第8号中「180,000円」の次に「〔法第48条第16項第1号に該当する場合にあっては120,000円、同項第2号に該当する場合にあっては140,000円〕」を加え、同表第11号中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同表第12号中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表第35号中「の許可」を「又は法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途の変更による興行場等としての使用に係る許可」に、「仮設興行場等建築許可申請手数料」を「仮設興行場等の建築又は建築物の用途変更による興行場等としての使用に係る許可申請手数料」に、「延べ面積」を「床面積の合計」に改め、同表第36号中「の許可」を「又は法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途の変更による特別興行場等としての使用に係る許可」に、「1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料」を「1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築又は建築物の用途変更による特別興行場等としての使用に係る許可申請手数料」に改め、同表第46号中「第86条の8第1項」の次に「もしくは第87条の2第1項」を加え、「同条第3項」を「法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考

1 第35号の床面積の合計は、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める床面積について算定する。

ア 建築物を建築する場合 当該建築に係る部分の床面積  
イ 建築物の用途を変更する場合 当該用途の変更に係る部分の床面積

2 第46号の床面積の合計は、当該2以上の工事について、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める面積について算定する。

ア 建築物を増築し、又は改築する場合（イに掲げる場合を除く。） 当該増築又は改築に係る部分の床面積

イ 全体計画の変更をして建築物を増築し、又は改築する場合 当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

ウ 建築物の大規模の修繕もしくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

エ 全体計画の変更をして建築物の大規模の修繕もしくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第47号

秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部を改正する条例

秋田市消防団員の定員および任免に関する条例（昭和40年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 消防団長は消防団の推薦に基づき市長が、消防団長以外の団員は市長の承認を得て消防団長が、次の各号のいずれにも該当する者のうちから任命する。

(1) 市内に居住し、通勤し、又は通学する者

(2) 身体強健かつ志操堅固な者

2 前項に定めるもののほか、団員の任用に関し必要な事項は、規則で定める。

第5条を次のように改める。

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 秋田市消防団員の服務および懲戒に関する条例（平成31年秋田市条例第48号）第7条第1項の規定による免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

第6条中「懲戒処分」を「前条第3号に規定する処分を受けた場合」に改め、同条第4号中「住所」を「居住地」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

秋田市消防団員の服務および懲戒に関する条例をここに公布する。

平成31年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第48号

秋田市消防団員の服務および懲戒に関する条例

秋田市消防団員服務規律及び懲戒条例（昭和22年秋田市条例第29号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第23条第1項の規定に基づき、消防団員（以下「団員」という。）の服務および懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

（服務規律）

第2条 団員は、消防団長（以下「団長」という。）の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、団員は、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第3条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、団長以外の団員にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第4条 団員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第5条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集团的行動をしてはならない。

（表彰）

第6条 市長は、消防団又は団員がその職務を遂行するに当たり、功労が特に抜群である場合は、表彰することができる。

2 団長は、団員を表彰することができる。

（懲戒）

第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するとき  
は、懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることが  
できる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に  
定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

平成31年3月19日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第49号**

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例

秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例  
第33号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「18,188人」を「17,958人」に、「4,055.7立方メー  
トル」を「3,993.6立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

平成31年3月19日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第50号**

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正  
する条例

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市  
条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の2項を加える。

3 任命権者は、職員（規則で定める職員を除く。）に時間外勤  
務（前項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）  
を命ずる場合には、次に定める時間の範囲内で必要最小限の時  
間外勤務を命ずるものとする。

- (1) 1月において時間外勤務を命ずる時間について45時間
- (2) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

4 前2項に規定するもののほか、時間外勤務に関し必要な事項  
は、規則で定める。

第8条の2第2項および第3項中「前条第2項に規定する勤務」  
を「時間外勤務」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成31年3月19日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第51号**

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を  
次のように改正する。

第2条第2項予算決算委員会の項中「39人」を「36人」に改め、  
同条第2項総務委員会の項、厚生委員会の項および教育産業委員  
会の項中「10人」を「9人」に改める。

第4条第2項および第7条第2項中「10人」を「9人」に改め  
る。

附 則

この条例は、平成31年5月2日から施行する。

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の  
一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月30日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第52号**

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条  
例の一部を改正する条例

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例  
（平成16年秋田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」  
に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布  
する。

平成31年3月30日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第53号**

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一  
部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第18条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万  
5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51  
万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以  
後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分ま  
での国民健康保険税については、なお従前の例による。

**規 則**

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月19日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市規則第6号**

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次  
のように改正する。

目次中「第40条の7」を「第40条の5」に改める。

第6条第1項の表企画財政部の項中

財政課	を に改める。
財政課 人口減少・移住定住対策課	

第9条第1項財産管理活用課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条企画調整課の項中第3号および第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を削り、第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 国内外の都市間交流に係る総合調整に関すること。

第10条企画調整課の項中第11号を第9号とし、第12号から第17号までを2号ずつ繰り上げ、第18号を削り、第19号を第16号とし、第20号を第17号とし、同条財政課の項の次に次のように加える。

人口減少・移住定住対策課

- (1) 人口減少対策の推進に係る総合調整に関すること。
- (2) きずなでホットしていきたくて寄附金に関すること。
- (3) 市への移住および定住の促進に関すること。
- (4) シティプロモーションの推進に関すること。
- (5) 移住相談センターに関すること。
- (6) 課の予算経理に関すること。

第12条第1項後期高齢医療課の項第2号から第4号までの規定中「受け付け等」を「受付等」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項第7号中「受け付け等」を「受付等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「受け付け等」を「受付等」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第13条第1項障がい福祉課の項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児通所支援事業者および指定障害児相談支援事業者の指定等に関すること。

第14条産業企画課の項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 農山村地域活性化センターに関すること。

第14条商工貿易振興課の項中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 中小企業振興推進会議に関すること。

第17条交通政策課の項中第14号を第15号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 秋田市公共交通活性化基金の管理に関すること。

第24条の4第2項中「企画財政部企画調整課」を「企画財政部人口減少・移住定住対策課」に改める。

第30条の8第1号中「(昭和22年法律第164号)」を削る。

第30条の15を削る。

第40条の5および第40条の6を削り、第40条の7を第40条の5とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

秋田市農業委員会の委員等の報酬に関する規則をここに公布する。

平成31年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第7号

秋田市農業委員会の委員等の報酬に関する規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、秋田市農業委員会（以下「委員会」という。）の委員および農地利用最適化推進委員（以下「委員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(年額報酬の支給対象活動)

第2条 条例別表第2に規定する委員等の年額の報酬（以下「年額報酬」という。）の支給の対象となる活動（以下「支給対象活動」という。）は、農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日農林水産省27経営第3278号。以下「実施要綱」という。）第3の2の(1)に規定する成果実績に応じた交付金（以下「交付金」という。）の対象となる農地利用の最適化に向けた活動とする。

(年額報酬の算定方法)

第3条 年額報酬の額は、交付金の額を委員等の人数で除して得た額に、次の表の左欄に掲げる委員等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる係数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

番号	左 欄	右 欄
(1)	委員等のうち、支給対象活動を行った時間数（以下「活動時間数」という。）が上位7分の1以上であるもの	1.3
(2)	委員等のうち、活動時間数が上位7分の2以上であるもの（前号に該当する委員等を除く。）	1.2
(3)	委員等のうち、活動時間数が上位7分の3以上であるもの（前2号に該当する委員等を除く。）	1.1
(4)	委員等のうち、前3号および次号から第7号までに該当する委員等以外のもの	1.0
(5)	委員等のうち、活動時間数が下位7分の3以下であるもの（次号および第7号に該当する委員等を除く。）	0.9
(6)	委員等のうち、活動時間数が下位7分の2以下であるもの（次号に該当する委員等を除く。）	0.8
(7)	委員等のうち、活動時間数が下位7分の1以下であるもの	0.7

2 前項の表の左欄に掲げる区分ごとの委員等の人数を算出する場合において、委員等の人数を7で除して得た数に端数が生じたときは、当該端数を四捨五入して得た数を同欄に掲げる区分（同表第4号に掲げる区分を除く。）の人数とする。

3 第1項の規定により年額報酬の額を算定する場合において、同項の表の活動時間数が同じである者があるときは、実施要綱第3の2の(1)のAに係る活動時間数が多い者を上位の者とする。  
(年額報酬の支給方法)

第4条 年額報酬は、交付金の交付額が確定した後、当該年度分を一括して委員等に支給する。

2 前項の規定により委員等に支給される年額報酬の合計額と交付金の交付額との間に差額が生じたときは、活動時間数が最も多い委員等の年額報酬に当該差額を加算するものとする。

(成果実績の報告)

第5条 委員等は、支給対象活動を行った日の属する月の翌月の委員会総会の開催日までに、当該支給対象活動に係る成果実績を委員会の会長に報告するものとする。

(年額報酬の返還)

第6条 市長は、前条の規定による委員等の成果実績に係る報告の内容に虚偽の記載があったときは、当該委員等に対し、既に支給した年額報酬の一部又は全部を返還させることができる。

(財源)

第7条 年額報酬は、交付金の交付額の範囲内において支給する。(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年 4月1日から施行する。

秋田市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第8号

秋田市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市文化会館条例施行規則(昭和55年秋田市規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第10条関係)

付属設備等の使用料

品名	区分		金額 (1回につき)	摘要	
	品名	単位			
舞台設備	大ホール	音響反射板	一式	3,230円	
		所作台	一式	4,850円	
	1	演壇	1台	310円	
		ひな壇	一式	2,150円	
		松羽目	一式	1,070円	
		竹羽目	一式	1,070円	
		花道用所作台	一式	530円	
		大迫り	1基	1,070円	
		小迫り	1基	530円	
		オーケストラピット	1基	3,230円	
		オペラカーテン	1枚	530円	
		定式幕	1枚	310円	
		暗転幕	1枚	310円	
		スクリーン	1枚	530円	スクリーンのみ
		バック幕	1枚	310円	
		紗幕	1枚	310円	
		浅黄幕	1枚	310円	
		紅白幕	1枚	310円	
	大黒幕	1枚	310円		
	小ホール	音響反射板	一式	1,930円	
所作台		一式	2,790円		

1	演壇	1台	310円			
		ひな壇	一式	1,280円		
		スクリーン	1枚	310円	スクリーンのみ	
		大黒幕	1枚	210円		
	共通	大太鼓	一式	310円		
		指揮者台A	1台	210円	1,210 × 910 × 303	
		指揮者台B	1台	100円	750 × 910 × 150	
		譜面台	1台	210円	指揮者用	
		譜面台	1台	50円	奏者用	
		譜面灯	1灯	20円		
		ピアノ用椅子	1脚	50円	単独使用の場合	
		コントラバス用椅子	1脚	50円		
		平台	1台	100円		
		金びょうぶ	1双	1,070円		
		銀びょうぶ	1双	1,070円		
		鳥の子びょうぶ	1双	1,070円		
		毛せん	1枚	100円		
		長布団	1枚	50円		
		上敷	1枚	50円		
		演壇	1台	210円	司会用	
ピアノ	1台	8,630円	スタンウェイ			
ピアノ	1台	3,770円	ヤマハCF			
音響設備	大ホール	マイクエレベーター	1基	530円	マイクは別	
		三点つり	1基	530円	マイクは別	
	1	エコーマシンA	1台	530円		
		CDプレーヤー	1台	210円		
		ステージスピーカー	1台	530円		
		サイドスピーカー	1台	530円		
		はねかえりスピーカー	1台	310円		
		モニター設備	一式	530円		
		小ホール	三点つり	1基	310円	マイクは別
			CDプレーヤー	1台	210円	
1	ステージスピーカー	1台	530円			
	はねかえりスピーカー	1台	310円			
	モニター設備	一式	530円			
共通	コンデンサーマイクA	1本	310円			
	コンデンサーマイクB	1本	430円			
	コンデンサーマイクC	1本	530円			







区分のうち1区分を単位とした使用をいう。

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の秋田市文化会館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第9号

秋田市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田市スポーツ施設条例施行規則（平成28年秋田市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市雄和B & G海洋センターの項を削る。

附 則  
この規則は、平成31年 4月1日から施行する。

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第10号

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和50年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「申込」を「申込み」に改め、同条第1項第4号中「保証人」を「保証人を立てる場合にあっては、保証人」に改める。

第9条中「すみやかに、保証人の連署した借用書」を「速やかに、借用書（保証人を立てる場合にあっては、保証人が連署した借用書）」に、「及び」を「の印鑑証明書（保証人を立てる場合にあっては、借受人および）」に、「を添えて」を「」を添えて」に改める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年 4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

秋田市平和公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第11号

秋田市平和公園条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田市平和公園条例施行規則（昭和41年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第17条中「636円」を「647円」に改める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の秋田市平和公園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき管理手数料について適用し、同日前の使用に係る管理手数料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき管理手数料については、なお従前の例による。

秋田市北部墓地条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第12号

秋田市北部墓地条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田市北部墓地条例施行規則（平成23年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第17条を第19条とし、第16条を第18条とする。

第15条に次の1項を加える。

- 2 合葬墓の使用者（自己の死亡後にその焼骨を埋蔵しようとする者に限る。）は、当該使用者の焼骨を埋蔵することに同意した者について変更があったときは、市長に届け出なければならない。

第15条を第17条とする。

第14条に次の1号を加える。

(3) 使用者が合葬墓の使用の中止を届け出た場合 既納額の全額

第14条を第16条とし、第13条を第15条とする。

第12条の見出し中「墓地使用許可証」を「許可証」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 合葬墓使用許可証の再交付を受けようとする者は、合葬墓使用許可証再交付申請書を市長に提出しなければならない。

第12条を第14条とする。

第11条の見出しを「(許可証の提示等)」に改め、同条中「使用者」を「墓地の使用者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 合葬墓の使用者は、埋蔵を行うときは、合葬墓使用許可証を市長に提出しなければならない。

第11条を第13条とし、第10条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(合葬墓の使用の中止の届出)

第12条 条例第7条の2第1項の規定により合葬墓の使用を中止しようとするときは、合葬墓使用中止届に合葬墓使用許可証（条例第4条第2項に規定する合葬墓の許可証をいう。以下同じ。）を添えて市長に提出しなければならない。

第9条第1号中「条例第4条第2項に規定する許可証（以下「」および「という。）」を削り、同条を第10条とする。

第8条中「使用者」を「墓地の使用者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 合葬墓の使用者（使用者の死亡後に当該使用者の焼骨を埋蔵

することに同意した者を含む。第13条第2項において同じ。)は、合葬墓に埋蔵し、又は改葬しようとするときは、埋蔵・改葬届兼納骨予約書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「使用者」を「墓地の使用者」に改め、同条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条中「墓地」の次に「又は合葬墓」を加え、同条を第4条とする。

第2条中「秋田市北部墓地」を「一般墓地」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第4条第1項の規定により合葬墓の使用の許可を受けようとする者は、合葬墓使用許可申請書に住所又は本籍を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該使用の許可を受けようとする者が次の各号に掲げる者である場合にあっては、住所又は本籍を証明する書類に代えて、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 死亡時において本市に住所又は本籍を有していた者の焼骨を埋蔵しようとする者 当該死亡時において本市に住所又は本籍を有していた者の死亡時における住所又は本籍を証明する書類
- (2) 本市が設置した墓地から改葬しようとする者 当該改葬しようとする墓地の墓地使用許可証(条例第4条第2項に規定する墓地の許可証をいう。以下同じ。)
- (3) 自己の死亡後にその焼骨を埋蔵するために合葬墓を使用しようとする者 次に掲げる書類
  - ア 住所又は本籍を証明する書類
  - イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める書類
    - (ア) 条例第3条第3項本文に規定する場合 満65歳以上であることを証明する書類
    - (イ) 条例第3条第3項ただし書に規定する場合 市長が別に定める要件を満たすことを証明する書類
  - ウ 当該者の死亡時に当該者の焼骨を埋蔵する者の同意書および住所を証明する書類

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(合葬墓に焼骨を埋蔵することができる日時)

第2条 合葬墓に焼骨を埋蔵することができる日および時刻は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に焼骨を埋蔵することができる日および時刻を変更することができる。

焼骨を埋蔵することができる日	焼骨を埋蔵することができる時刻
12月29日から翌年の1月3日までを除いた日	午前10時、午前11時、午後1時および午後2時

別図中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

秋田市勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第13号

秋田市勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市勤労者総合福祉センター条例施行規則(平成16年秋田市規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

品 名	利用料金 (限度額)		摘 要	
	単位	金額(1 区分につき)		
音響映像設備	多目的音響調整卓	一式	1,320円	
	サブミキサー卓	1台	1,100円	
	ダイナミックマイク	1本	550円	
	ワイヤレスマイク	1本	1,100円	
	コンデンサーマイクA	1本	330円	
	コンデンサーマイクB	1本	440円	
	コンデンサーマイクC	1本	880円	
	モニタースピーカー	1台	330円	固定式
	モニタースピーカー	1台	330円	移動式
	メインスクリーン	1台	550円	
	16mm映写機	1台	2,200円	スクリーン付
体育館	体育館放送設備	一式	1,100円	マイク3本付
	コンデンサーマイク	1本	440円	
その他	マイクスタンド	1本	110円	
	CDプレーヤー	1台	440円	
	カセットデッキ	1台	440円	
	MDプレーヤー	1台	440円	
	ビデオプロジェクター	一式	1,760円	スクリーン付
	メインスクリーン	1台	330円	
	エクササイズ映像設備	一式	1,760円	
	調理室映像設備	一式	1,760円	
	OHP	1台	550円	直射式・スクリーン付
	OHPスクリーン	1台	220円	移動式
スライドプロジェクター	1台	550円	スクリーン付	

		OHP	1台	1,650円	デジタル式・スクリーン付	
		ダイナミックマイク	1本	330円		
		ワイヤレスマイク	1本	330円		
		タイピンマイク	1本	330円		
		カラオケ	1台	3,300円		
		ビデオ内蔵型テレビ	1台	440円		
		デジタルプロジェクター	1台	2,200円	スクリーン付	
		ドラムセット	一式	1,100円		
		音響卓	1台	1,100円		
	照明設備	多目的ホール	ボーダーライト	1列	1,210円	
アッパーホリゾンライト			1列	1,870円		
フロントサイドライト			一式	880円		
シーリングライト			1列	1,760円		
スポットライト			1台	220円	1キロワット	
スポットライト			1台	110円	500ワット	
ピンスポットライト			1台	660円	650ワット	
エフェクトマシン			1台	330円		
スパイラルマシン			一式	660円		
ディスクマシン			一式	660円		
スライドキャリア			一式	660円		
波マシン			1台	550円		
センターピンスポットライト			1台	1,760円		
カッタースポットライト			1台	660円		
パーライト			1台	330円		
ドラムマシン			1台	660円		
ミラーボール			1台	440円		
先玉			1台	165円		
ローアホリゾンライト			1列	1,870円		
舞台設備			多目的ホール	大黒幕	一式	550円
	中割幕	一式		550円		
	ピアノ	1台		4,400円	椅子付	
	音響反射板	一式		2,200円		
	指揮者台	1台		220円		
	その他	金びょうぶ	1双	1,100円		
	平台	1枚	110円			
	演台	1台	330円			
その他附属設備		司会台	1台	330円		
		譜面台	1台	220円		
	その他	体育館	体育館フロアシート	1枚	110円	
		机	1台	55円		
		折り畳み椅子	1脚	22円		
		簡易ステージ	1台	110円		
		仮設電源	一式	2,200円		
		椅子	1脚	22円		
		展示パネル	1台	220円		
		白布	1枚	330円		
窯	1個	5,762円				

備考 持込み器具による消費電力量に係る料金については、実費に相当する額として1区分1キロワットにつき220円を徴収する。この場合において、消費電力量が1キロワットに満たない場合は当該消費電力量を1キロワットとし、消費電力量に1キロワットに満たない端数がある場合は当該端数を1キロワットに切り上げるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市勤労者総合福祉センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第14号

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市民交流プラザ条例施行規則（平成16年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「3,080円」を「3,140円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「510円」を「520円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改め、同表の備考中「200円」を「210円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市民交流プラザ条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市雄和観光交流館条例施行規則および秋田市にぎわい交流館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第15号

秋田市雄和観光交流館条例施行規則および秋田市にぎわい交流館条例施行規則の一部を改正する規則

(秋田市雄和観光交流館条例施行規則の一部改正)

第1条 秋田市雄和観光交流館条例施行規則(平成16年秋田市規則第71号)の一部を次のように改正する。

別表中「利用料金」を「利用料金(限度額)」に、「308円」を「314円」に、「5,708円」を「5,814円」に改める。

(秋田市にぎわい交流館条例施行規則の一部改正)

第2条 秋田市にぎわい交流館条例施行規則(平成24年秋田市規則第36号)の一部を次のように改正する。

別表の表中「利用料金」を「利用料金(限度額)」に、

72円	73円
31円	31円
42円	42円
401円	409円
545円	555円
113円	115円
8,023円	8,171円
4,628円	4,714円
1,749円	1,782円
360円	367円
535円	545円
185円	189円
31円	31円
31円	31円
1,954円	1,991円
556円	566円
206円	210円
124円	126円
195円	199円
504円	513円
62円	63円
5,863円	5,971円
2,057円	2,095円
3,498円	3,562円
1,749円	1,782円
432円	440円
854円	870円
62円	63円
51円	52円
113円	115円

2,160円	2,200円
1,543円	1,571円
42円	42円
72円	73円
31円	31円
31円	31円
308円	314円
10円	11円
10円	11円
4,835円	4,924円
299円	304円
92円	94円
31円	31円
21円	22円
10円	11円
7,611円 (ピアノ練習室において利用する場合にあっては、3,086円)	7,752円 (ピアノ練習室において利用する場合にあっては、3,143円)
926円 (ピアノ練習室において利用する場合にあっては、370円)	943円 (ピアノ練習室において利用する場合にあっては、377円)
258円	262円
494円	503円
515円	524円

を

に改め、同表の備考の1中「の額」

「          」 「          」

を「の限度額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の秋田市雄和観光交流館条例施行規則および第2条の規定による改正後の秋田市にぎわい交流館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

秋田市消防団および消防団員表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第16号

秋田市消防団および消防団員表彰規則の一部を改正する規則

秋田市消防団および消防団員表彰規則（昭和33年秋田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「秋田市消防団員服務紀律及び懲戒条例（昭和22年条例第29号）第5条第1項」を「秋田市消防団員の服務および懲戒に関する条例（平成31年秋田市条例第48号）第6条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4月1日から施行する。

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第17号

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年秋田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第3項に次の1号を加える。

- (3) 地方税共同機構

附 則

この規則は、平成31年 4月1日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第18号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第127条第1項ただし書中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体その他これらに準ずる者として市長が契約の履行上支障がないと認める者」に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4月1日から施行する。

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第19号

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（平成24年秋田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表雄和B & G海洋センターの項を削る。

附 則

この規則は、平成31年 4月1日から施行する。

秋田市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第20号

秋田市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

秋田市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成27年秋田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および」を「）、秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例（平成31年秋田市条例第44号）および」に改める。

第7条を第10条とする。

第6条の表を次のように改める。

番号	左 欄	右 欄
(1)	法第4条第1項	認定こども園認定申請書
(2)	第2条	認定こども園認定書
(3)	第2条	認定こども園不認定通知書
(4)	第3条	認定こども園廃止（休止）届出書
(5)	第4条	認定こども園再開届出書
(6)	省令第15条第1項	幼保連携型認定こども園設置認可申請書
(7)	第5条	幼保連携型認定こども園設置認可書
(8)	第5条	幼保連携型認定こども園設置不認可通知書
(9)	省令第15条第2項	幼保連携型認定こども園に係る変更届出書
(10)	第6条第1項	幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書
(11)	第6条第2項	幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可書
(12)	第6条第2項	幼保連携型認定こども園廃止（休止）不認可通知書
(13)	第7条第1項	幼保連携型認定こども園再開認可申請書



(14)	第7条第2項	幼保連携型認定こども園再開認可書
(15)	第7条第2項	幼保連携型認定こども園再開不認可通知書
(16)	省令第18条	幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書
(17)	第8条	幼保連携型認定こども園設置者変更認可書
(18)	第8条	幼保連携型認定こども園設置者変更不認可通知書
(19)	法第26条において準用する学校教育法(昭和22年法律第26号)第10条	幼保連携型認定こども園の園長届出書
(20)	法第29条第1項	認定こども園変更届出書
(21)	法第30条第1項	認定こども園運営状況報告書

第6条を第9条とし、第2条から第5条までを3条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の3条を加える。

(認定こども園の認定の可否の通知)

第2条 市長は、法第4条第1項の規定により申請書が提出されたときは、認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。次条、第4条および第9条の表第1号から第5号までにおいて同じ。)の認定の可否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(認定こども園の廃止又は休止の届出)

第3条 認定こども園の廃止又は休止をしようとする者は、当該認定こども園を廃止し、又は休止しようとする日の3月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(認定こども園の再開の届出)

第4条 前条の規定により認定こども園の休止を届け出た者は、当該認定こども園を再開しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第21号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年秋田市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第8条中「条例第8条第2項に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「職員に時間外勤務(条例第8条第3項に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。)」に改める。

第8条の2中「条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において」を削り、「勤務すること」を「時間外勤務」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(時間外勤務を命ずる時間および月数の上限)

第8条の2の2 条例第8条第3項の規則で定める職員は、業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を考慮し

て任命権者が指定する業務に従事する職員とし、任命権者が当該職員に時間外勤務を命ずる場合には、次に定める時間および月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

- (1) 1月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満
  - (2) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間
  - (3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月および5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間
  - (4) 1年のうち1月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6月
- 2 任命権者が、大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものに従事する職員に対し、条例第8条第3項又は前項に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合には、同条第3項又は前項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。
- 3 任命権者は、前項の規定により条例第8条第3項又はこの条第1項に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をしなければならない。
- 4 任命権者は、第2項の規定により条例第8条第3項又はこの条第1項に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命じた場合には、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析および検証を行うものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間および月数の上限に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成31年8月31日までの間における改正後の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第8条の2の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「5月の期間」とあるのは、「5月の期間(平成31年4月以後の期間に限る。)」とする。

教 委 規 則

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月19日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第3号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則(平成3年秋田市教委規則第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項学事課の項第14号中「(学校適正配置推進室を

む。)」を削り、同条第3項に次の1号を加える。  
 (2) 室の予算経理に関すること。  
 附 則  
 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月19日

秋田市教育委員会  
 教育長 佐 藤 孝 哉

**秋田市教委規則第4号**

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立小、中学校管理規則（昭和32年秋田市教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「少なくとも」を「、少なくとも」に、「道徳、特別活動および総合的な学習の時間等」を「特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動等」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**上下水道局管理規程**

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3月26日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

**秋田市上下水道局管理規程第1号**

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第26条第1号中「よる」を「基づく」に改め、同条第3号中

「上水道および工業用水道又は水道環境」を「上水道及び工業用水道」に改める。

第27条第1号中「卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を加え、「については7年」を「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この規程による改正後の秋田市水道事業給水条例施行規程第26条第3号の規定の適用については、同項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

秋田市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3月26日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

**秋田市上下水道局管理規程第2号**

秋田市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局自家用電気工作物保安規程（昭和62年秋田市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 上下水道局庁舎の項を削る。

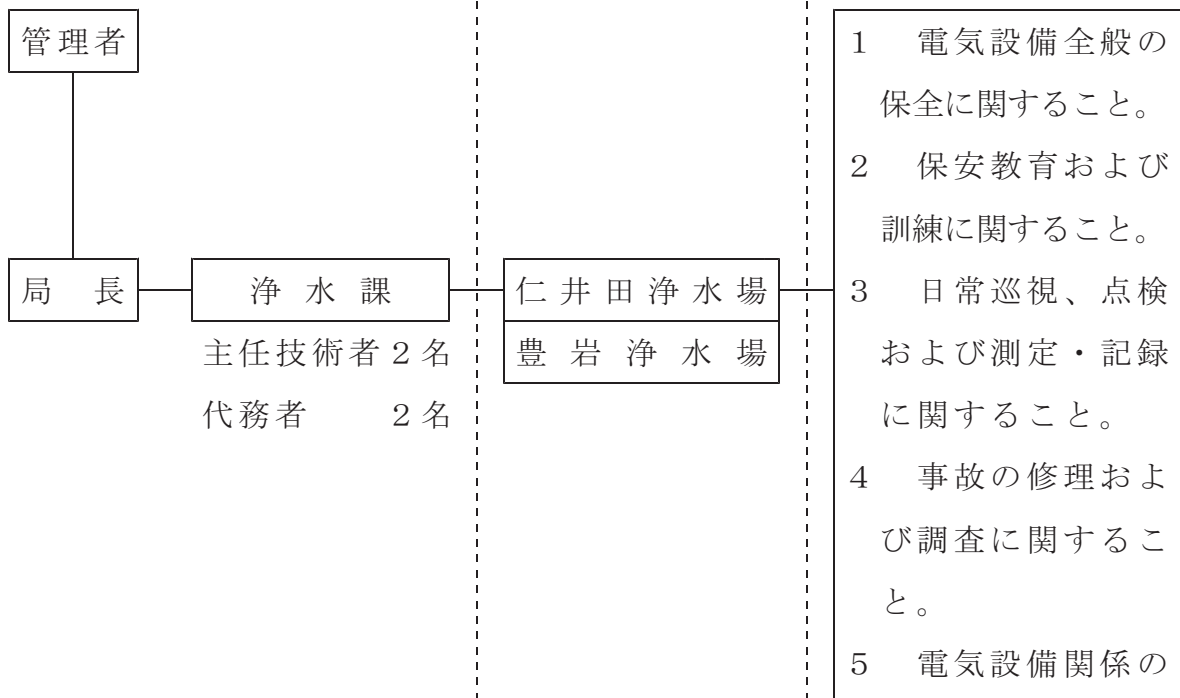
別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

(連絡系統)

(区 分)

(分 掌)



運転操作および記録に関すること。  
 6 保安用器材の整備に関すること。  
 7 関係文書等の保存および整備に関すること。

(注) ——— は、指揮命令系統を示す。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3月28日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

秋田市上下水道局管理規程第 3 号

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第 3号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 勘定科目表収益勘定の表節の欄中「負担金および寄附金」を「負担金及び寄附金」に改める。

別表第 1 勘定科目表費用勘定の表を次のように改める。

款	項	目	節	説明
水道事業費用	営業費用			主たる営業活動から生ずる費用
		原水及び浄水費		水源かん養および原水の取入ならびに原水の濾過滅菌に係る設備の維持および作業に要する費用
			給料	職員の本給
			手当等	職員の扶養、暫定、期末、時間外勤務および特殊作業等の諸手当
			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
			賃金	臨時雇および人夫の賃金
			法定福利	事業主負担の

費	健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労災保険料および労務災害補償費等
法定福利費引当金繰入額	法定福利費引当金として計上するための繰入額
旅費	旅費に関する条例等に基づいて職員等に支給する旅費
被服費	被服貸与規程に基づいて職員に貸与する被服の購入費
備消耗品費	事務および工事用消耗品費
燃料費	工業用、自動車用および採暖用燃料費および炊事用薪炭費
光熱水費	電気料金、ガス料金等
印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費および伝票、帳簿等の製本費
会議費	
通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話加入移転架設料、乗車船券類、運送料等
委託料	水質試験、浄水方式の試験

	研究等の委託に要する経費						等
賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等					手数料	
修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する費用					その他引当金繰入額	法施行規則第22条の規定により引き当てるその他引当金として計上するための繰入額
修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額					雑費	
特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額				配水費		配水池、配水管、その他浄水の配水に係る設備費および維持費
路面復旧費	導水管の修理等による道路法（昭和27年法律第180号）に定められた道路の修繕費					原水及び浄水費の「節」に準ずる。	
動力費	機械装置等の運転に必要な電力料および燃料費				給水費		給水装置に附属する量水器その他の設備の維持および作業に要する費用
薬品費	原水の沈澱および浄水の滅菌に要する薬品費					量水器費	検定満期等のための取替費用
材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費					上記のほか、原水及び浄水費の「節」に準ずる。	
補償費	補償金、賠償金、見舞金等				受託工事費		給水装置の新設又は修繕等の受託工事に要する費用
受水費	他都市から供給を受ける原水および浄水の受水に要する費用					原水及び浄水費の「節」に準ずる。	
厚生費	医務、衛生、保健、文化、体育、慰安等に要する費用				業務費		料金の調定、集金および検針その他の業務に要する費用
工事請負費						報償費	報償金、奨励金等
保険料	事業用財産に対する損害保険料					上記のほか、原水及び浄水費の「節」に準ずる。	
負担金	関係団体の会費負担金、維持管理負担金等				総係費		事業活動の全
公課金	自動車重量税						

			般に関連する費用				撤去費
		報酬	臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬			たな卸資産減耗費	たな卸資産のき損、変質又は滅失による除却損
		退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額および退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額		その他営業費用		上記以外の営業費用
		研修費	職員の研修に要する費用		材料売却原価		給水装置用の販売器具、材料等の原価
		交際費			雑支出		
		諸謝金			営業外費用		金融および財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
		報償費			支払利息及び企業債取扱諸費		
		広告料	広告、宣伝に要する費用		企業債利息		企業債に対する利息
		行事費			一時借入金利息		他会計借入金、一時借入金に対する利息
		貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額		企業債手数料及び取扱費		企業債の元利償還のつど支払う手数料および取扱費
		上記のほか、原水及び浄水費の「節」に準ずる。			雑支出		
	減価償却費		法施行規則第13条、第15条および第16条の規定による償却費		不用品売却原価		売却した不用品の原価
		有形固定資産減価償却費	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産等の償却額		その他雑支出		
		無形固定資産減価償却費	水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権およびリース資産の償却額		特別損失		当年度の経常的費用から除外すべき損失
	資産減耗費				固定資産売却損		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
		固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損および		減損損失		事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認



		識すべき減損損失の額
	災害による損失	災害による巨額の臨時損失
	過年度損益修正損	前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
	その他特別損失	

別表第1勘定科目表資産勘定の表目の欄中「工具、器具および備品」を「工具、器具及び備品」に改め、同表節の欄中「原水および浄水設備」を「原水及び浄水設備」に改める。

別表第1勘定科目表資本勘定の表目の欄中「負担金および寄付金」を「負担金及び寄附金」に改め、同表説明の欄中「附則第11項及び第12項」を「附則第11項および第12項」に、「寄付金」を「寄附金」に、「並びに」を「ならびに」に改める。

別表第2勘定科目表収益勘定の表中

「

手数料	証明手数料等
-----	--------

」を

「

手数料	証明手数料等
延滞金	

」に改める。

別表第2勘定科目表費用勘定の表を次のように改める。

款	項	目	節	説明
下水道事業費用				
	営業費用			主たる営業活動から生ずる費用
		管渠費		管渠の維持管理に要する費用
			給料	職員の本給
			手当等	職員の扶養、暫定、期末、時間外勤務および特殊作業等の諸手当
			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
			賃金	臨時職員および人夫の賃金
			法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労災保険料および労務災害補償費等
			法定福利費引当金	法定福利費引当金として計

繰入額	上するための繰入額
旅費	旅費に関する条例等に基づいて職員等に支給する旅費
被服費	被服貸与規程に基づいて職員に貸与する被服の購入費
備消耗品費	事務および工事に用消耗品費
燃料費	工業用、自動車用および採暖用燃料費および炊事用薪炭費
光熱水費	電気料金、ガス料金等
食糧費	会議のための茶菓子、弁当代等
通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、運送料等
委託料	施設維持管理業務委託、保守点検委託料等
修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する費用
修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
動力費	機械装置等の運転に必要な電力料および燃料費
薬品費	汚水の沈澱および滅菌に要する薬品費
厚生費	医務、衛生、保健、文化、体育、慰安等に要する費用
工事請負費	
補償費	補償金、賠償



		償却費	車両運搬具、 工具、器具及 び備品、リース 資産等の償 却額					日において予 測することが できない減損 が生じたもの 又は減損損失 を認識すべき ものの当該生 じた減損によ る損失又は認 識すべき減損 損失の額
		無形固定 資産減価 償却費	水利権、借地 権、地上権、 特許権、施設 利用権および リース資産の 償却額					
		資産減耗 費				災害によ る損失		災害による巨 額の臨時損失
		固定資産 除却費	有形固定資産 の除却損又は 廃棄損および 撤去費			過年度損 益修正損		前年度以前の 損益の修正で 損失の性質を 有するもの
		その他営 業費用	上記以外の営 業費用			その他特 別損失		
		雑支出						
営業外費 用			金融および財 務活動に伴う 費用その他主 たる営業活動 に係る費用以 外の費用					
		支払利息 及び企業 債取扱諸 費						
		企業債利 息						
		長期借入 金利息						
		一時借入 金利息	他会計借入金、 一時借入金に 対する利息					
		企業債取 扱諸費						
		雑支出						
		不用品売 却原価	売却した不用品の 原価					
		その他雑 支出						
特別損失			当年度の経常 的費用から除 外すべき損失			手数料 延滞金 雑収益		証明手数料等
		固定資産 売却損	固定資産の売 却価額が当該 固定資産の売 却時の帳簿価 額に不足する 金額					金融および財 務活動に伴う 収益その他主 たる営業活動 以外から生ず る収益
		減損損失	事業年度の末			受取利息		

別表第2 勘定科目表資本勘定の表説明の欄中「附則第11項及び第12項」を「附則第11項および第12項」に改める。

別表第3 勘定科目表収益勘定の表を次のように改める。

款	項	目	節	説明
農業集落 排水事業 収益				
	営業収益			主たる営業活 動から生ずる 収益
		農業集落 排水施設 使用料		
		他会計負 担金		
		受託事業 収益		
			受託工事 収益	
			その他受 託事業収 益	
		その他営 業収益		
			手数料	証明手数料等
			延滞金	
			雑収益	
	営業外収 益			金融および財 務活動に伴う 収益その他主 たる営業活動 以外から生ず る収益
			受取利息	

個別排水	及び配当金			処理事業収益			
		預金利息		営業収益			主たる営業活動から生ずる収益
		基金利息			個別排水処理施設使用料		
		貸付金利息			個別排水処理施設他会計負担金		
		有価証券利息			個別排水処理施設受託事業収益		
		配当金				受託工事収益	
	他会計負担金					その他受託事業収益	
	他会計補助金					個別排水処理施設その他営業収益	
	補助金					手数料	証明手数料等
	長期前受金戻入		法施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの			延滞金	
		受贈財産評価額				雑収益	
		負担金				特定地域生活排水処理施設使用料	
		補助金				特定地域生活排水処理施設他会計負担金	
	雑収益					特定地域生活排水処理施設受託事業収益	
		有価証券売却収益					個別排水処理施設受託事業収益の「節」に準ずる。
		不用品売却収益	不用品の売却代金			特定地域生活排水処理施設その他営業収益	
		その他雑収益					個別排水
	特別利益		当年度の経常的収益から除外すべき収益				
	固定資産売却益		固定資産の売却価額が、当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額				
	過年度損益修正益		前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの				
その他特別利益							
	その他特別利益						
	長期前受金戻入						

		処理施設 その他営 業収益の 「節」に 準ずる。					その他雑 収益	
	営業外収 益			金融および財 務活動に伴う 収益その他主 たる営業活動 以外から生ず る収益			特定地域 生活排水 処理施設 受取利息 及び配当 金	
		個別排水 処理施設 受取利息 及び配当 金					個別排水 処理施設 受取利息 及び配当 金の「節」 に準ずる。	
			預金利息			特定地域 生活排水 処理施設 他会計負 担金		
			基金利息			特定地域 生活排水 処理施設 他会計補 助金		
			貸付金利 息			特定地域 生活排水 処理施設 他会計補 助金		
			有価証券 利息			特定地域 生活排水 処理施設 他会計補 助金		
			配当金			特定地域 生活排水 処理施設 長期前受 金戻入		
		個別排水 処理施設 他会計負 担金					個別排水 処理施設 長期前受 金戻入の 「節」に 準ずる。	
		個別排水 処理施設 他会計補 助金					特定地域 生活排水 処理施設 雑収益	
		個別排水 処理施設 補助金					個別排水 処理施設 雑収益の 「節」に 準ずる。	
		個別排水 処理施設 長期前受 金戻入		法施行規則第 21条第2項又 は第3項の規 定により償却 した長期前受 金の額のうち 営業外収益と して整理する もの			特別利益	当年度の経常 的収益から除 外すべき収益
			受贈財産 評価額					固定資産の売 却価額が、当 該固定資産の
			負担金					
			補助金					
		個別排水 処理施設 雑収益						
			有価証券 売却収益					
			不用品売 却収益	不用品の売却 代金				
						個別排水 処理施設 固定資産		







						金額	
		有形固定資産減価償却費	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産等の償却額		減損損失		事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額
		無形固定資産減価償却費	水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権およびリース資産の償却額		災害による損失		災害による巨額の臨時損失
		資産減耗費			過年度損益修正損		前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
		固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損および撤去費		その他特別損失		
		その他営業費用	上記以外の営業費用				
		雑支出					
営業外費用			金融および財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用	個別排水処理事業費用			
		支払利息及び企業債取扱諸費			営業費用		主たる営業活動から生ずる費用
		企業債利息			個別排水処理施設浄化槽費		浄化槽の維持管理に要する費用
		長期借入金利息				給料	職員の本給
		一時借入金利息	他会計借入金、一時借入金に対する利息			手当等	職員の扶養、暫定、期末、時間外勤務および特殊作業等の諸手当
		企業債取扱諸費				賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
		雑支出				賃金	臨時職員および人夫の賃金
		不用品売却原価	売却した不用品の原価			法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労災保険料および労務災害補償費等
		その他雑支出				法定福利費引当金繰入額	法定福利費引当金として計上するための繰入額
特別損失			当年度の経常的費用から除外すべき損失			旅費	旅費に関する条例等に基づ
		固定資産売却損	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する				



		するための繰入額および退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額 研修費 職員の研修に要する費用 交際費 広告料 行事費 諸謝金 報償費 補助金 貸倒引当金繰入額 貸倒引当金として計上するための繰入額 上記のほか、個別排水処理施設浄化槽費の「節」に準ずる。							
	個別排水処理施設減価償却費	法施行規則第13条、第15条および第16条の規定による償却費							
		有形固定資産減価償却費 建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産等の償却額							
		無形固定資産減価償却費 水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権およびリース資産の償却額							
	個別排水処理施設資産減耗費								
		固定資産除却費 有形固定資産の除却損又は廃棄損および撤去費							
	個別排水処理施設その他営	上記以外の営業費用							
					業費用				
					雑支出				
					特定地域生活排水処理施設浄化槽費		浄化槽の維持管理に要する費用		
						個別排水処理施設浄化槽費の「節」に準ずる。			
					特定地域生活排水処理施設業務費		特定地域生活排水処理施設使用料の徴収事務および水洗便所の普及促進に要する費用		
						個別排水処理施設業務費の「節」に準ずる。			
					特定地域生活排水処理施設総係費		事業活動の全般に関連する費用		
						個別排水処理施設総係費の「節」に準ずる。			
					特定地域生活排水処理施設減価償却費		法施行規則第13条、第15条および第16条の規定による償却費		
						個別排水処理施設減価償却費の「節」に準ずる。			
					特定地域生活排水処理施設資産減耗費				
						個別排水処理施設資産減耗費の「節」に準ずる。			
					特定地域生活排水		上記以外の営業費用		



	処理施設 その他営業費用					雑支出		
		個別排水 処理施設 その他営業費用の 「節」に 準ずる。					個別排水 処理施設 雑支出の 「節」に 準ずる。	
	営業外費用			金融および財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用		特別損失		当年度の経常的費用から除外すべき損失
		個別排水 処理施設 支払利息 及び企業 債取扱諸 費					個別排水 処理施設 固定資産 売却損	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
			企業債利息				個別排水 処理施設 減損損失	事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額
			長期借入金利息					
			一時借入金利息	他会計借入金、一時借入金に対する利息				
			企業債取扱諸費				個別排水 処理施設 災害による 損失	災害による巨額の臨時損失
		個別排水 処理施設 雑支出					個別排水 処理施設 過年度損 益修正損	前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
			不用品売却原価	売却した不用品の原価			個別排水 処理施設 その他特別 損失	
			その他雑 支出				特定地域 生活排水 処理施設 固定資産 売却損	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
		特定地域 生活排水 処理施設 支払利息 及び企業 債取扱諸 費					特定地域 生活排水 処理施設 減損損失	事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による
			個別排水 処理施設 支払利息 及び企業 債取扱諸 費の「節」 に準ずる。					
		特定地域 生活排水 処理施設						

		る損失又は認識すべき減損損失の額
特定地域生活排水処理施設災害による損失		災害による巨額の臨時損失
特定地域生活排水処理施設過年度損益修正損		前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
特定地域生活排水処理施設その他特別損失		

別表第3勘定科目表負債勘定の表説明の欄中「及び償却資産」を「および償却資産」に改める。

別表第3勘定科目表資本勘定の表説明の欄中「附則第11項及び第12項」を「附則第11項および第12項」に改める。

附 則  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

秋田市下水道条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年3月29日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男  
秋田市上下水道局管理規程第4号

秋田市下水道条例施行規程等の一部を改正する規程  
(秋田市下水道条例施行規程の一部改正)

第1条 秋田市下水道条例施行規程(平成17年秋田市上下水道局管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「排水設備は」を「排水設備の設置は」に改める。  
様式第1号および様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第4条関係)  
排水設備工事計画確認・水洗便所改造資金助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

申請者住所  
フリガナ氏名  
電話番号

排水設備工事計画を下記のとおり申請します。  
水洗便所改造資金助成金交付を下記のとおり申請します。  
また、下記施工業者へ排水設備工事に関する一切を委任します。

確認番号	※第	号	確認年月日	※	年	月	日		
設置場所	秋田市						住所コード		
施工業者(受任者)	電話番号	印	責任技術者					印	
工事種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造(便槽)		<input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 浄化槽切替(浄化槽)						
所有区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 会社等		<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> アパート		<input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 建売			<input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> その他( )	
使用水区分	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併用( )								
助成制度区分	<input type="checkbox"/> 助成金		円	<input type="checkbox"/> 融資		円			
工事予定期間	年 月 日から		年 月 日まで						

(注) ※印の欄は、記入しないで下さい。

排水設備工事同意欄(この欄は、申請者と建物又は土地の所有者が異なる場合に記入して下さい。)

住 所	氏 名	所有区分
		<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 土地
		<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 土地

様式第2号(第4条関係)  
排水設備工事計画確認・水洗便所改造資金助成金交付決定通知書

申請者住所  
フリガナ氏名  
電話番号

(注) ※印の欄は、記入しないで下さい。

確認番号	第	号	確認年月日	年	月	日	
設置場所	秋田市						
施工業者	電話番号	責任技術者					
工事種別	<input type="checkbox"/> 新設(便槽)		<input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 改造(便槽)				
所有区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 会社等		<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> アパート		<input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 建売		
使用水区分	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併用( )						
助成制度区分	<input type="checkbox"/> 助成金		円	<input type="checkbox"/> 融資		円	
工事予定期間	年 月 日から		年 月 日まで				
指示事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( )						

上記の計画を確認したので通知します。  
上記の計画について助成金を(交付する・交付しない)ことと決定したので通知します。

年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 印

様式第3号および様式第4号中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に、「届け出します」を「届け出ます」に改める。  
様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第5条関係）

排水設備工事完了届

年 月 日

（宛先）秋田市上下水道事業管理者

〒 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

施 工 業 者 住 所

氏 名 印

電 話 番 号

責 任 技 術 者 印

確認番号	第 号	確認年月日	年 月 日
設置場所	秋田市		
申請者			
工事種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 改造（便槽 槽） <input type="checkbox"/> 浄化槽切替（浄化槽 槽）		
所有区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 会社等 <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> その他（ ）（戸）（世帯）		
使用水区分	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併用（ ）		

工事完了年月日 年 月 日

工事精算額 円

（注）1 融資あっせん制度を利用している場合は、請求書（コピー可）を添付してください。  
2 工事の完了した日から5日以内に届出をしてください。

工事完了検査	
検査日	年 月 日
検査員	印

様式第6号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、

「 確認番号 」を

「 確認番号 第 号 」に、

「条件内容」を「条件の内容」に改める。

様式第7号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に、「届け出します」を「届け出ます」に改める。

様式第8号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に、

「 確認番号 」を

「 確認番号 第 号 」に改める。

様式第9号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第10号から様式第12号までの規定中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に、「届け出します」を「届け出ます」に改める。

（秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部改正）

第2条 秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの規定および様式第6号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第7号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年度」を「 年度」に改める。

様式第8号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」

に、「あて先」を「宛先」に、「届け出します」を「届け出ます」に改める。

様式第9号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

（秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正）

第3条 秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に、「または」を「又は」に改める。

様式第2号その1中「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第2号その4中「平成 年度」を「 年度」に、「及び」を「および」に、「平成 年」を「 年」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第3号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第4号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第6号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に、「届け出します」を「届け出ます」に改める。

様式第8号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第10号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に、「届け出します」を「届け出ます」に改める。

様式第11号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に、「第9条」を「第9条第1項」に、「届け出します」を「届け出ます」に改める。

様式第12号および様式第13号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に、「届け出します」を「届け出ます」に改める。

（秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部改正）

第4条 秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に、「または」を「又は」に改める。

様式第2号その1中「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第2号その4中「平成 年度」を「 年度」に、「及び」を「および」に、「平成 年」を「 年」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第3号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第4号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第6号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に、「届け出します」を「届け出ます」

に改める。

様式第8号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第10号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に、「届け出します」を「届け出ます」に改める。

様式第11号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に、「第9条」を「第9条第1項」に、「届け出します」を「届け出ます」に改める。

様式第12号および様式第13号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に、「届け出します」を「届け出ます」に改める。

(秋田市地域下水道条例施行規程の一部改正)

第5条 秋田市地域下水道条例施行規程(平成17年秋田市上下水道局管理規程第24号)の一部を次のように改正する。

様式第1号および様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

排水設備工事計画確認・水洗便所改造資金助成金交付申請書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

年 月 日

申請者 住所  
(委任者) フリガナ氏名 印  
電話番号

排水設備工事計画  
水洗便所改造資金助成金交付  
を下記のとおり申請します。  
また、下記施工業者へ排水設備工事に関する一切を委任します。

確認番号	※第 号	確認年月日	※ 年 月 日
設置場所	秋田市	住所コード	
施工業者 (委任者)	印	責任技術者	印
業者コード	電話番号		
工事種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造(便槽 槽) <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 浄化槽切替(浄化槽 槽)		
所有区分	<input type="checkbox"/> 個人; <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家 ( ) (戸) <input type="checkbox"/> 会社等; <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> その他( ) (世帯)		
使用水区分	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併用( )		
助成制度区分	<input type="checkbox"/> 助成金 円 <input type="checkbox"/> 融資 円		
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		

(注) ※印の欄は、記入しないで下さい。

排水設備工事同意欄(この欄は、申請者と建物又は土地の所有者が異なる場合に記入して下さい。)

住 所	氏 名	所有区分
	印	<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 土地
	印	<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 土地

様式第2号(第3条関係)

排水設備工事計画確認・水洗便所改造資金助成金交付決定通知書

申請者 住所  
フリガナ氏名  
電話番号

確認番号	第 号	確認年月日	年 月 日
設置場所	秋田市		
施工業者	電話番号	責任技術者	
工事種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造(便槽 槽) <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 浄化槽切替(浄化槽 槽)		
所有区分	<input type="checkbox"/> 個人; <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家 ( ) (戸) <input type="checkbox"/> 会社等; <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> その他( ) (世帯)		
使用水区分	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併用( )		
助成制度区分	<input type="checkbox"/> 助成金 円 <input type="checkbox"/> 融資 円		
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
指示事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( )		

上記の計画を確認したので通知します。

上記の計画について助成金を(交付する・交付しない)ことと決定したので通知します。

年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 印

様式第3号および様式第4号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に、「届け出します」を「届け出ます」に改める。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第4条関係)

排水設備工事完了届

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

施工業者 住所  
氏名 印  
電話番号  
責任技術者 印

確認番号		確認年月日	年 月 日
設置場所	秋田市		
申請者			
工事種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造(便槽 槽) <input type="checkbox"/> 浄化槽切替(浄化槽 槽)		
所有区分	<input type="checkbox"/> 個人; <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家 ( ) (戸) <input type="checkbox"/> 会社等; <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> その他( ) (世帯)		
使用水区分	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併用( )		

工事完了年月日 年 月 日

工事精算額 円

(注) 1 融資あっせん制度を利用している場合は、請求書(コピー)を添付してください。  
2 工事の完了した日から5日以内に届出をしてください。

工事完了検査  
検査日 年 月 日  
検査員 印

様式第6号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」

に、

「

確認番号	
------	--

」を

「

確認番号	第 号
------	-----

」に、

「条件内容」を「条件の内容」に改める。  
様式第7号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に、「届け出します」を「届け出ます」に改める。

様式第8号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に、

「

確認番号	
------	--

」を

「

確認番号	第 号
------	-----

」に改める。

様式第9号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第10号から様式第12号までの規定中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に、「届け出します」を「届け出ます」に改める。

(秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の一部改正)

第6条 秋田市指定排水設備工事業者に関する規程(平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

様式第1号および様式第2号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第3号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第4号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「届け出します」を「届け出ます」に改める。

様式第5号および様式第6号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に、「届け出します」を「届け出ます」に改める。

様式第7号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第8号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「更新手続き」を「更新手続」に、「または」を「又は」に改める。

様式第9号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第10号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に、「届け出します」を「届け出ます」に改める。

様式第11号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 訓 令

秋田市訓令第1号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程(昭和35年秋田市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第11条後期高齢医療課長専決事項の項第2号を削り、同条障がい福祉課長専決事項の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条子ども健康課長専決事項の項の次に次のように加える。

環境総務課長専決事項

(1) 一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物の処理費用の後納に関すること。

第11条産業企画課長専決事項の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(1) 農山村地域活性化センターの管理に関すること。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

## 上下水道局訓令

秋田市上下水道局訓令第1号

上 下 水 道 局  
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員就業規程(昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「休暇について」を「次項に定めるものを除き、休暇について」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同条に次の1項を加える。

2 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条第1項の規定により付与された年次有給休暇の日数が10日以上職員に対しては、同条第3項の規定にかかわらず、一の年ごとに、当該職員の有する年次有給休暇の日数のうち5日について、任命権者が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して与えなければならない。ただし、同項の規定により年次有給休暇を与えた場合においては、当該与えた日数を5日から控除するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

秋田市上下水道局訓令第2号

上 下 水 道 局  
関 係 各 所

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局事務決裁規程(昭和37年秋田市水道ガス局訓



令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表第1号ア中「退職給与金、報酬および法定福利費」を「退職給付費、報酬、法定福利費および賃金」に改め、同号中

イ 賃金			○
ウ 旅費	次長および課長級の出張	○	
	職員(課長以上の職にある者を除く。)の出張		○

を

イ 旅費	次長および課長級の出張	○	
	職員(課長以上の職にある者を除く。)の出張		○

に

改め、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとし、同号ケ中「会議費」を「会議費および食糧費」に改め、同号中ケをクとし、コをケとし、同号サ中「委託費」を「委託料」に改め、同号中サをコとし、シをサとし、スをシとし、セをスとし、ソをセとし、タをソとし、チをタとし、ツをチとし、テをツとし、トをテとし、ナをトとし、ニをナとし、ヌをニとし、ネをヌとし、ノをネとし、ハをノとし、ヒをハとし、フをヒとし、ヘをフとし、ホをヘとし、

マ 補助金	200万円未満		
-------	---------	--	--

を

ホ 補助金	200万円未満		
マ 受水費			○

に

改め、同表第2号ア中「退職給与金、報酬および法定福利費」を「退職給付費、報酬、法定福利費および賃金」に改め、同号中

イ 賃金			○
ウ 旅費	局長以上の出張	○	
	その他		○

を

イ 旅費	局長以上の出張	○	
	その他		○

に

改め、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとし、同号ケ中「会議費」を「会議費および食糧費」に改め、同号中ケをクとし、コをケとし、同号サ中「委託費」を「委託料」に改め、同号中サをコとし、シをサとし、スをシとし、セをスとし、ソをセとし、タをソとし、チをタとし、ツをチとし、テをツとし、トをテとし、ナをトとし、ニをナとし、ヌをニとし、ネをヌとし、ノをネとし、ハをノとし、ヒをハとし、フをヒとし、ヘをフとし、ホをヘとし、

マ 補助金	○		
-------	---	--	--

を

ホ 補助金	○		
マ 受水費			○

に

改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

## 消 防 本 部 訓 令

### 秋田市消防本部訓令第1号

消 防 本 部  
消 防 署  
消 防 職 員 一 般

秋田市消防山岳救助規程を次のように定める。

平成31年3月28日

秋田市消防長 佐 藤 好 幸

#### 秋田市消防山岳救助規程

(目的)

第1条 この訓令は、秋田市消防本部の管轄区域内の山岳および山地(以下「山岳地域」という。)における救助活動(以下「山岳救助活動」という。)の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、秋田市消防警防規程(昭和60年消防本部訓令第6号。以下「警防規程」という。)に定めるほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 山岳事故 山岳地域における災害等により発生した事故をいう。
- (2) 山岳救助活動 警防規程に規定する救助活動のうち、山岳事故に対処するために行う活動をいう。
- (3) 山岳救助隊 警防規程に規定する救助隊のうち、山岳救助活動に対応できる、装備や救助技術を有する消防吏員により編成された隊をいう。
- (4) 現場指揮者 現場における最高指揮者をいう。

(山岳救助隊の配置および編成)

第3条 山岳救助隊の事務については、消防本部警防課が行うものとする。

- 2 山岳救助隊に山岳救助隊長(以下「隊長」という。)および山岳救助副隊長(以下「副隊長」という。)を置く。
- 3 隊長は、消防司令又は消防司令補の階級にある者を、副隊長は消防司令補又は消防士長の階級にある者をもって充てる。
- 4 山岳救助活動を行う場合の山岳救助隊については、山岳救助隊員(以下「隊員」という。)4人以上で編成する。

(山岳救助隊員の任命等)

第4条 隊員は、山岳救助活動に必要な知識、体力、および気力を有する職員のうちから消防長が任命する。

- 2 消防長は、必要があると認める場合は、隊員の職を免ずることができる。

(山岳救助隊の装備)

第5条 山岳救助隊は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(昭和61年自治省令第22号)で定める山岳救助用器具その他山岳救助活動に必要な器具(以下「山岳救助用器具」という。)を装備するものとする。

(山岳救助隊の出動等)

- 第6条 消防長は、山岳事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、山岳救助活動を行う必要があると認めるときは、山岳救助隊を編成し、出動させるものとする。
- 2 前項の出動は、警防規程第6条の規定による指令課の指令により行うものとする。
- 3 所属長は、第1項の規定により山岳救助隊を編成するため、所属職員の派遣を要請された場合は、直ちに隊員を派遣するとともに、管轄区域の警防体制を確保しなければならない。
- 4 隊員は、現場指揮者の指揮および命令により山岳救助活動に従事するものとする。
- 5 山岳救助隊の出動区域は、秋田市全域とする。ただし、消防長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 6 第1項の規定により山岳救助隊等が出動し、山岳救助活動に従事する期間は、原則として3日以内とする。ただし、消防長が当該地域の状況、気象、条件その他の事由により、3日を超えて山岳救助活動を行う必要があると認めるときは、当該活動に従事する期間を3日を超えて定めることができる。
- 7 前項ただし書の規定による期間を定める場合において、その出動が秋田県警察本部その他関係機関（以下「関係機関等」という。）からの要請である場合は、要請した関係機関等と協議をして当該期間を定めるものとする。

(山岳救助業務)

- 第7条 現場指揮者は、山岳救助活動を行う場合は、次に掲げる事項に留意して山岳救助活動の指針を示すものとする。
- (1) 山岳事故の発生原因、発生場所、経過時間等の把握
  - (2) 気象状況の把握と予測
  - (3) 入山ルート、下山ルート等の選択
  - (4) 関係機関等との調整
  - (5) 部隊編成および装備、資機材、食料等の調達
  - (6) 要救助者の確保、救出方法、搬送方法等の決定
  - (7) 消防防災ヘリコプターとの連携
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、山岳救助活動に必要な事項

(訓練)

- 第8条 消防長は、山岳救助活動を円滑に行うため、山岳救助隊を編成し、基本訓練、図上訓練および現地訓練を実施するものとする。
- 2 所属長は、前項の訓練を実施するため、所属職員の派遣を要請された場合は、その他の警防活動および警防業務に支障をきたさない範囲で隊員を派遣するものとする。

(訓練計画)

第9条 隊長は、前条第1項の訓練を実施する場合は、訓練の目標、実施方法、実施時期、安全管理対策その他訓練に必要な事項について定めた訓練計画を作成し、消防長に報告しなければならない。

(隊員の責務)

第10条 隊員は、常に山岳救助活動を行う上で必要な知識の習得および技術の向上を図るとともに、山岳救助用器具を保全し、および万全の体調を保持することができるように努めなければならない。

(関係機関等との連携)

第11条 現場指揮者および隊長は、関係機関等と連携を図り、円滑な山岳救助活動が実施できるよう努めるものとする。

(救助調査)

第12条 所属長は、管轄する山岳地域における危険等の把握に努

め、山岳救助活動の安全かつ適正な執行に努めるものとする。  
(委任)

第13条 この訓令の施行について必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

秋田市消防本部訓令第2号

消 防 本 部  
消 防 署  
消 防 職 員 一 般

秋田市査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成31年3月28日

秋田市消防長 佐藤好幸

秋田市査察規程の一部を改正する訓令

秋田市査察規程（平成16年秋田市消防本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 主任査察員 予防技術資格者の資格を有する査察員のうち、査察および違反処理に必要な高度な知識と技術を有する者として、消防長が認定した者をいう。

第8条の次に次の1条を加える。

(主任査察員の責務)

第8条の2 主任査察員は、主として査察対象物の違反処理に従事するほか、組織全体の査察能力向上のため、職員の教育および研修を行うものとする。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第48号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成31年3月4日

秋田市長 穂積 志

医師氏名	医療機関名 および診療 科 名	辞退する 障害分野	辞 退 年 月 日 および辞退理由
藤原 康 太	秋田大学医学部附属病院 眼科	視覚障害	平成29年4月1日 県外勤務のため

秋田市告示第49号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成31年 3月 4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
株式会社 和敬園	ごしょの の森	秋田市四ツ 小屋末戸松 本字地藏田 266番地	平成31年 2月15日	居宅介護支 援
有限会社 介護セン ターふる さと	介護支援 センター ふるさと	秋田市手形 字才ノ浜27 番地 6	平成31年 3月 1日	居宅介護支 援
有限会社 福寿の会	飯島デイ サービス センター	秋田市飯島 字長山下18 番地	平成31年 3月 1日	地域密着型 通所介護
株式会社 サンウェ イ	元氣ジム 秋田山王	秋田市旭北 栄町 3番11 号	平成31年 3月 1日	通所介護
社会福祉 法人北杜	障がい者 支援施設 ほくと	秋田市下新 城中野字街 道端西11番 地 1	平成31年 3月 1日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護

秋田市告示第50号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成31年 3月 4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
有限会社 福寿の会	飯島デイ サービス センター	秋田市飯島 字長山下18 番地	平成31年 2月28日	通所介護

秋田市告示第51号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年 3月 5日

秋田市長 穂 積 志

- 都市計画の種類および名称  
秋田都市計画土地区画整理事業 茨島地区土地区画整理事業
- 都市計画を変更した土地の区域  
秋田市茨島二丁目、茨島五丁目および茨島六丁目地内
- 都市計画の縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第52号

秋田市屋外広告物条例（平成8年秋田市条例第42号）第4条第1項第7号、第8号および第11号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止する地域を

次のとおり定め、平成14年秋田市告示第37号、平成15年秋田市告示第155号、平成16年秋田市告示第135号、平成17年秋田市告示第8号および平成23年秋田市告示第239号を廃止したので、同条例第18条の規定により告示する。

平成31年 3月 5日

秋田市長 穂 積 志

1 条例第4条第1項第7号の規定によるもの（道路の区間）

	道路の路線名	起 点	終 点
1	主要地方道秋田天王線	市道浜ナン山港北線に接する部分	潟上市境
2	主要地方道秋田八郎潟線	松原橋左岸	五城市目境
3	仁別林道	仁別字吉ヶ沢63番2	仁別字務沢国有林18林班ワ小班
4	主要地方道秋田停車場線	中通二丁目7番6	川尻町字大川反233番31（国道7号交点）
5	県道土崎港秋田線	通町橋下流端の延長線と交差する部分	主要地方道秋田停車場線
6	主要地方道秋田岩見船岡線	五丁目橋上流端の延長線と交差する部分	主要地方道秋田停車場線
7	高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線の区間		
8	高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道の区間		
9	県道秋田御所野雄和線（自動車専用道路部分）	上北手御所野字雨池通5番58地先	雄和椿川字小友沢67番1
10	県道秋田御所野雄和線	河辺戸島字上野地先	雄和椿川字小友沢67番1
11	主要地方道秋田空港線	雄和椿川字山籠48番3	県道秋田御所野雄和線との交点
12	県道河辺阿仁線	河辺三内字財の神国有林44林班8小班	北秋田市境
13	市道岩見庄内線	河辺岩見字新川184	河辺岩見字繫沢国有林287林班ム小班
14	市道神内大又2号線	河辺岩見字後又119番1	仙北市境

2 条例第4条第1項第8号の規定によるもの（道路から展望することができる地域）

(1) 次の道路の区間から展望することができる地域（当該道路の路肩端から50メートル以内の区域に限る。）

	道路の路線名	起 点	終 点
1	主要地方道秋田停車場線	中通二丁目7番6	川尻町字大川反233番31（国道7号交点）

2	県道土崎港秋田線	通町橋下流端の延長線と交差する部分	主要地方道秋田停車場線
3	主要地方道秋田岩見船岡線	五丁目橋上流端の延長線と交差する部分	主要地方道秋田停車場線

(2) 次の道路の区間から展望することができる地域（当該道路の路肩端から100メートル以内の区域に限る。）

	道路の路線名	起 点	終 点
1	主要地方道秋田天王線	市道浜ナシ山港北線に接する部分	潟上市境
2	主要地方道秋田八郎潟線	松原橋左岸	五城目町境
3	仁別林道	仁別字吉ヶ沢63番2	仁別字務沢国有林18林班ワ小班
4	県道秋田御所野雄和線	河辺戸島字上野地先	雄和椿川字小友沢67番1
5	主要地方道秋田空港線	雄和椿川字山籠48番3	県道秋田御所野雄和線との交点
6	県道河辺阿仁線	河辺三内字財の神国有林44林班8小班	北秋田市境
7	市道岩見庄内線	河辺岩見字新川184	河辺岩見字繫沢国有林287林班ム小班
8	市道神内大又2号線	河辺岩見字後又119番1	仙北市境

(3) 次の道路の区間から展望することができる地域（当該道路の路肩端から500メートル以内の区域に限る。）

	道路の路線名	起 点	終 点
1	高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線の区間		
2	高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道の区間		
3	県道秋田御所野雄和線（自動車専用道路部分）	上北手御所野字雨池通5番58地先	雄和椿川字小友沢67番1

3 条例第4条第1項第11号の規定によるもの（湖沼の付近の地域）

秋田都市計画公園千秋公園（都市公園の区域を除く。）

**秋田市告示第53号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市子ども広場における子ども広場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年 3月 5日

秋田市長 穂 積 志

受託者の所在地および氏名

秋田市上北手荒巻字堺切24番地2

特定非営利活動法人 子育て応援Seed  
理事長 山 崎 純

**秋田市告示第54号**

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成31年 3月 6日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成31年 2月15日から同月26日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成31年 3月20日から同年 9月20日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

**秋田市告示第55号**

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年 3月 7日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成30年度介護保険料納入通知書



**秋田市告示第56号**

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年 3月 7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成30年度分介護保険料督促状

**秋田市告示第57号**

平成31年 3月 6日の「平成31年 2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成31年 3月 7日

秋田市長 穂 積 志

平成30年度秋田市一般会計補正予算（第5号）

平成30年度秋田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400,924千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,626,852千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の補正は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		千円 43,013,008	千円 487,454	千円 43,500,462
	1 市民税	19,666,607	175,894	19,842,501
	2 固定資産税	19,009,649	348,832	19,358,481
	4 市たばこ税	2,085,065	△46,598	2,038,467
	5 鉱産税	5,897	1,272	7,169
	7 事業所税	1,496,941	8,054	1,504,995
2 地方譲与税		940,156	7,322	947,478
	4 特別とん譲与税	22,346	2,623	24,969
	5 航空機燃料譲与税	50,585	4,699	55,284
4 配当割交付金		50,034	52,174	102,208
	1 配当割交付金	50,034	52,174	102,208
5 株式等譲渡所得割交付金		39,090	40,891	79,981
	1 株式等譲渡所得割交付金	39,090	40,891	79,981
6 地方消費税交付金		6,426,498	△34,898	6,391,600
	1 地方消費税交付金	6,426,498	△34,898	6,391,600



13	分担金及び負担金	1,198,441	△95,400	1,103,041
	1 負担金	1,192,441	△95,400	1,097,041
14	使用料及び手数料	2,423,839	△5,808	2,418,031
	1 使用料	1,139,422	△5,825	1,133,597
	2 手数料	1,284,417	17	1,284,434
15	国庫支出金	20,459,919	△83,142	20,376,777
	1 国庫負担金	17,195,695	344,809	17,540,504
	2 国庫補助金	3,180,815	△428,919	2,751,896
	3 委託金	83,409	968	84,377
16	県支出金	8,601,980	39,705	8,641,685
	1 県負担金	5,455,251	31,981	5,487,232
	2 県補助金	2,622,644	7,724	2,630,368
17	財産収入	207,836	182,215	390,051
	1 財産運用収入	166,381	6,890	173,271
	2 財産売却収入	41,455	175,325	216,780
18	寄附金	200,053	30,763	230,816
	1 寄附金	200,053	30,763	230,816
19	繰入金	4,423,309	135,995	4,559,304
	1 特別会計繰入金	244,782	5,474	250,256
	2 基金繰入金	4,178,527	130,521	4,309,048
20	繰越金	960,175	545,534	1,505,709
	1 繰越金	960,175	545,534	1,505,709
21	諸収入	9,038,353	57,319	9,095,672
	3 貸付金元利収入	7,198,873	843	7,199,716
	4 受託事業収入	6,938	△796	6,142
	5 雑入	1,778,529	57,272	1,835,801
22	市債	10,432,200	40,800	10,473,000
	1 市債	10,432,200	40,800	10,473,000
	歳 入 合 計	129,225,928	1,400,924	130,626,852

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	議会費	千円 730,424	千円 △1,494	千円 728,930
	1 議会費	730,424	△1,494	728,930
2	総務費	14,869,636	1,762,420	16,632,056
	1 総務管理費	12,938,859	1,823,666	14,762,525
	2 徴税费	1,024,283	△27,000	997,283
	3 戸籍住民基本台帳費	608,826	△33,753	575,073
	5 統計調査費	47,735	△1,086	46,649
	6 監査委員費	84,869	593	85,462
3	民生費	48,978,238	455,948	49,434,186
	1 社会福祉費	22,187,766	354,669	22,542,435
	2 児童福祉費	17,431,596	△71,085	17,360,511
	3 生活保護費	9,301,302	171,522	9,472,824
	4 国民年金費	48,674	842	49,516
4	衛生費	9,581,259	△106,669	9,474,590
	1 環境衛生費	657,884	△14,917	642,967
	2 保健所費	1,707,158	△37,490	1,669,668
	3 清掃費	4,713,616	△63,034	4,650,582
	5 上水道費	155,657	4,274	159,931
	6 食肉衛生検査所費	168,730	4,228	172,958
	7 母子衛生費	697,283	270	697,553
5	労働費	562,453	△22,393	540,060
	1 労働諸費	562,453	△22,393	540,060
6	農林水産業費	2,777,248	△37,003	2,740,245
	1 農業費	2,049,268	△20,705	2,028,563
	2 農業集落排水費	494,470	△23,582	470,888
	3 林業費	233,510	7,284	240,794

7	商工費	8,734,885	△50,555	8,684,330
	1 商工費	8,734,885	△50,555	8,684,330
8	土木費	14,128,458	△550,994	13,577,464
	1 土木管理費	422,694	△14,957	407,737
	2 道路橋りょう費	4,420,107	△192,742	4,227,365
	3 河川費	348,269	△20,772	327,497
	4 港湾費	122,886	△1,460	121,426
	5 都市計画費	3,691,333	△168,610	3,522,723
	6 下水道費	4,426,710	△130,521	4,296,189
	7 住宅費	696,459	△21,932	674,527
9	消防費	3,848,383	34,396	3,882,779
	1 消防費	3,848,383	34,396	3,882,779
10	教育費	10,163,996	△67,709	10,096,287
	1 教育総務費	1,357,704	55,318	1,413,022
	2 小学校費	2,331,357	△9,641	2,321,716
	3 中学校費	1,409,018	△18,193	1,390,825
	4 高等学校費	801,786	16,871	818,657
	5 幼稚園費	285,548	△6,123	279,425
	6 社会教育費	1,848,666	△85,342	1,763,324
	7 保健体育費	809,788	△19,064	790,724
	8 専修学校費	164,648	△1,535	163,113
11	災害復旧費	900,438	70,000	970,438
	1 農林水産施設災害復旧費	347,562	70,000	417,562
12	公債費	13,850,509	△85,023	13,765,486
	1 公債費	13,850,509	△85,023	13,765,486
	歳 出 合 計	129,225,928	1,400,924	130,626,852

第2表 継続費補正  
(変 更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
4 衛 生 費	3 清 掃 費	最終処分場排水 処理施設大規模 改 修 事 業	621,485	平成30年度	243,485	605,800	平成30年度	229,244
				平成31年度	378,000		平成31年度	376,556
8 土 木 費	2 道 路 橋 りょう 費	橋りょう整備事 業	1,370,000	平成29年度	400,000	1,448,200	平成29年度	400,000
				平成30年度	770,000		平成30年度	598,200
				平成31年度	200,000		平成31年度	210,000
							平成32年度	240,000
8 土 木 費	5 都 市 計 画 費	泉・外旭川新駅 (仮称)等整備事 業	353,149	平成29年度	3,300	2,031,629	平成29年度	3,300
				平成30年度	169,849		平成30年度	169,849
				平成31年度	160,000		平成31年度	449,252
				平成32年度	15,000		平成32年度	1,404,228
				平成33年度	5,000		平成33年度	5,000
10 教 育 費	6 社 会 教 育 費	赤れんが郷土館 施設整備等経費	38,500	平成30年度		36,299	平成30年度	
				平成31年度	38,500		平成31年度	36,299

第3表 繰越明許費補正  
(追 加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金 額
2 総 務 費	1 総務管理費	移住促進事業	4,666
3 民 生 費	1 社会福祉費	障がい福祉等システム改修経費	1,400
	2 児童福祉費	児童扶養手当システム改修経費	20,117
4 衛 生 費	1 環境衛生費	市営墓地会計繰出金	44,140
6 農 林 水 産 業 費	1 農業費	県営土地改良施設等整備事業負担金	51,037
		中山間地域農業支援事業	24,969
	3 林業費	県単局所防災事業	16,000
8 土 木 費	1 土木管理費	県施行急傾斜地崩壊対策事業負担金	3,400

		局所がけ崩れ対策事業	93,064
	2 道路橋りょう費	道路改良事業	15,000
		橋りょう修繕事業	170,000
	3 河川費	道路排水路等整備事業	30,000
		河川環境整備事業	58,000
		河川改修事業	34,000
	5 都市計画費	県施行街路事業負担金	64,031
		都市計画図更新経費	12,852
		地方道路交付金事業	132,000
		大森山公園整備事業	4,700
10 教育費	2 小学校費	小学校施設ブロック堀改修事業	49,300
	3 中学校費	中学校施設ブロック堀改修事業	37,900
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	124,757
		林業施設災害復旧事業	184,481
	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	133,000

第4表 債務負担行為補正  
(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
会計年度任用職員制度システム 改 修 経 費	平成30年度～平成31年度	42,000
公共施設マネジメントシステム 保 守 管 理 委 託 経 費	平成30年度～平成31年度	803
行政情報ネットワーク シ ス テ ム 運 用 事 業	平成30年度～平成31年度	10,366
中心市街地にぎわい創出事業	平成30年度～平成31年度	2,810
油谷これくしょん活用推進事業	平成30年度～平成31年度	5,814
観光客等受入促進事業	平成30年度～平成31年度	5,188
ユネスコ無形文化遺産 「山・鈴・屋台行事」魅力発信事業	平成30年度～平成31年度	5,500
秋田犬ふれあい事業	平成30年度～平成31年度	9,864
秋田港大型クルーズ船誘致等事業	平成30年度～平成31年度	38,622



市民スポーツ活動振興事業	平成30年度～平成31年度	21,652
美術館施設整備等経費	平成30年度～平成31年度	34,083
通知カード・個人番号カード発行関係経費	平成30年度～平成31年度	36,947
休日在宅診療当番医制業務委託経費	平成30年度～平成31年度	3,769
ワーク・ライフ・バランス推進事業	平成30年度～平成31年度	1,468
若者自立支援事業	平成30年度～平成31年度	6,287
児童福祉関連サービス委託経費等	平成30年度～平成31年度	395,679
母子保健関連事業委託経費等	平成30年度～平成31年度	245,444
次世代エネルギーパーク運営経費(スマートシティ創エネ事業)	平成30年度～平成31年度	1,870
情報統合管理基盤運用経費(スマートシティ省エネ事業)	平成30年度～平成31年度	13,628
あきエコどんどんプロジェクト事業	平成30年度～平成31年度	6,246
ごみ減量対策事業	平成30年度～平成31年度	1,024
中心市街地循環バス運行事業	平成30年度～平成31年度	7,579
市議会本会議中継等業務委託経費	平成30年度～平成31年度	2,577
校務用パソコン等更新経費	平成30年度～平成31年度	9,926
I C T ジ ュ ニ ア 育 成 事 業	平成30年度～平成31年度	3,016
施設設備管理費及び機器使用料等(平成30年度設定文化振興課分)	平成30年度～平成31年度	2,849
同上(平成30年度設定子ども未来センター分)	平成30年度～平成31年度	549

(変更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
きずなでホットしていあきた寄附金推進事業	1,670	76,500	78,170
後期高齢者健康診査事業委託経費等	6,313	97,804	104,117
社会福祉関連サービス委託経費等	4,900	24,751	29,651
老人福祉関連サービス委託経費等	151,834	2,936	154,770
健康管理関連事業委託経費等	14,516	370,909	385,425
保育士人材確保推進事業	1,923	391	2,314
施設設備管理費及び機器使用料等(平成30年度設定防災安全対策課分)	4,023	759	4,782

施設設備管理費及び機器使用料等 (平成30年度設定西部市民サービスセンター分)	33,262	679	33,941
同 上 (平成30年度設定河辺市民サービスセンター分)	10,231	19,999	30,230
同 上 (平成30年度設定産業企画課分)	240,552	128	240,680
同 上 (平成30年度設定建設総務課分)	149,553	411,000	560,553
同 上 (平成30年度設定都市総務課分)	242,228	17,645	259,873

第5表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	633,000	61,200	694,200			
清 掃 費	279,700	△15,100	264,600			
上 水 道 費	21,000	4,400	25,400			
農 業 費	119,400	1,100	120,500			
道 路 橋 り ょ う 費	1,195,300	△75,600	1,119,700			
土 地 区 画 整 理 費	959,400	5,000	964,400			
街 路 事 業 費	170,300	△1,700	168,600			
公 園 整 備 費	124,700	△14,800	109,900			
駅 周 辺 施 設 整 備 費	12,400	22,300	34,700			
住 宅 費	67,600	16,800	84,400			
消 防 費	345,000	1,600	346,600			
社 会 教 育 費	91,300	△9,900	81,400			
農 林 水 産 施 設 費 災 害 復 旧 費	85,300	45,500	130,800			
計	10,432,200	40,800	10,473,000			

平成30年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）  
 平成30年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第3号）は、  
 次に定めるところによる。  
 （歳入歳出予算の補正）  
 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,400千円を  
 減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,926,966千  
 円とする。  
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並  
 びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算  
 補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		千円 732,943	千円 △4,950	千円 727,993
	1 国庫補助金	732,943	△4,950	727,993
4 繰入金		1,114,818	△450	1,114,368
	1 一般会計繰入金	1,114,818	△450	1,114,368
歳 入 合 計		1,932,366	△5,400	1,926,966

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		千円 1,929,866	千円 △5,400	千円 1,924,466
	1 土地区画整理費	1,929,866	△5,400	1,924,466
歳 出 合 計		1,932,366	△5,400	1,926,966

平成30年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）  
平成30年度秋田市の市有林会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,357千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178,668千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		千円 5,390	千円 3,357	千円 8,747
	1 財産運用収入	1,786	216	2,002
	2 財産売払収入	3,602	2,965	6,567
	3 分収林収入	2	176	178
歳 入 合 計		175,311	3,357	178,668

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 諸支出金		千円 65	千円 3,357	千円 3,422
	1 分収交付金	65	3,357	3,422
歳 出 合 計		175,311	3,357	178,668

平成30年度秋田市市営墓地会計補正予算（第3号）  
 平成30年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
 （歳入歳出予算の補正）  
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,474千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,303千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
 （繰越明許費）  
 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 82,682	千円 273	千円 82,955
	1 使用料	61,951	273	62,224
3 繰越金		1	5,201	5,202
	1 繰越金	1	5,201	5,202
歳 入 合 計		142,829	5,474	148,303

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 70,202	千円 5,474	千円 75,676
	1 総務管理費	63,174	0	63,174
	2 一般会計繰出金	7,028	5,474	12,502
歳 出 合 計		142,829	5,474	148,303

第2表 繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事 業 名	金 額
2 事業費	1 事業費	河辺墓地施設等復旧事業	44,140

平成30年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）  
 平成30年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
 （繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事 業 名	金 額
2 事業費	1 動物園施設整備費	動物園施設等整備事業	2,700

平成30年度秋田市病院事業債管理会計補正予算（第2号）  
 平成30年度秋田市の病院事業債管理会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）  
 第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正  
(変 更)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額		
			補正前の額	補 正 額	計
1 市立秋田総合病院 貸付金	1 市立秋田総合病院 貸付金	地方独立行政法人市立秋田総 合病院貸付金	646,900	163,400	810,300

平成30年度秋田市学校給食費会計補正予算(第1号)  
平成30年度秋田市の学校給食費会計補正予算(第1号)は、次  
に定めるところによる。  
(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定に  
より債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限  
度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成30年度設定)	平成30年度～平成31年度	1,097

平成30年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算(第2号)  
平成30年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算(第2号)  
は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご  
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳  
入歳出予算補正」による。  
(債務負担行為の補正)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ  
1,459,018千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ  
ぞれ31,775,794千円とする。

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」  
による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		千円 4,932,173	千円 97,168	千円 5,029,341
	1 国民健康保険税	4,932,173	97,168	5,029,341
3 国庫支出入		1	935	936
	1 国庫補助金	1	935	936
4 県支出入		22,855,528	△106,852	22,748,676
	1 県補助金	22,855,527	△106,852	22,748,675
5 財産収入		60	235	295
	1 財産運用収入	60	235	295
6 繰入金		2,503,097	23,756	2,526,853
	1 一般会計繰入金	2,503,096	23,756	2,526,852
7 繰越金		1	1,443,776	1,443,777
	1 繰越金	1	1,443,776	1,443,777
歳 入 合 計		30,316,776	1,459,018	31,775,794



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	総務費	千円 237,455	千円 △5,897	千円 231,558
	2 徴税费	123,168	△5,897	117,271
2	保険給付費	21,998,178	130,345	22,128,523
	1 療養諸費	19,012,928	121,663	19,134,591
	2 高額療養費	2,903,599	4,900	2,908,499
	4 出産育児諸費	57,149	3,782	60,931
3	国民健康保険事業費納付金	7,558,579	0	7,558,579
	1 医療給付費分	5,350,610	0	5,350,610
	2 後期高齢者支援金等分	1,643,275	0	1,643,275
	3 介護納付金分	564,694	0	564,694
5	保健事業費	301,119	△20,928	280,191
	1 特定健康診査等事業費	201,844	△20,928	180,916
6	基金積立金	60	950,235	950,295
	1 基金積立金	60	950,235	950,295
8	諸支出金	18,365	405,263	423,628
	1 償還金及び還付加算金	18,364	405,263	423,627
歳 出 合 計		30,316,776	1,459,018	31,775,794

第2表 債務負担行為補正  
(変 更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成30年度設定)	123,296	146,070	269,366

平成30年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）  
平成30年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)  
第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ815,502千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,322,057千円とする。  
2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保険料		千円 6,396,629	千円 293,322	千円 6,689,951
	1 介護保険料	6,396,629	293,322	6,689,951
3 国庫支出金		7,037,895	△8,062	7,029,833
	2 国庫補助金	2,051,947	△8,062	2,043,885
4 支払基金交付金		7,714,766	△6,236	7,708,530
	1 支払基金交付金	7,714,766	△6,236	7,708,530
5 県支出金		4,189,773	△4,030	4,185,743
	2 県補助金	226,520	△4,030	222,490
6 財産収入		1	1,178	1,179
	1 基金運用収入	1	1,178	1,179
7 繰入金		4,135,505	△4,040	4,131,465
	1 一般会計繰入金	4,135,504	△4,040	4,131,464
8 繰越金		31,918	543,370	575,288
	1 繰越金	31,918	543,370	575,288
歳 入 合 計		29,506,555	815,502	30,322,057

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地域支援事業費		千円 1,556,818	千円 △29,046	千円 1,527,772
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	981,777	△18,652	963,125
	2 一般介護予防事業費	49,020	△4,451	44,569
	3 包括的支援事業・任意事業費	519,591	△5,943	513,648
4 基金積立金		1	601,178	601,179
	1 基金積立金	1	601,178	601,179
6 諸支出金		31,973	243,370	275,343
	1 償還金及び還付加算金	31,973	243,370	275,343
歳 出 合 計		29,506,555	815,502	30,322,057

平成30年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）  
 平成30年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）  
 は、次に定めるところによる。  
 （歳入歳出予算の補正）  
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129,793千円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,496,473千円とする。  
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	後期高齢者医療保険料	千円 2,555,296	千円 129,411	千円 2,684,707
	1 後期高齢者医療保険料	2,555,296	129,411	2,684,707
3	繰入金	786,562	382	786,944
	1 一般会計繰入金	786,562	382	786,944
歳 入 合 計		3,366,680	129,793	3,496,473

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	後期高齢者医療広域連合納付金	千円 3,286,583	千円 129,793	千円 3,416,376
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,286,583	129,793	3,416,376
歳 出 合 計		3,366,680	129,793	3,496,473

平成30年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）  
 （総 則）  
 第1条 平成30年度秋田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成30年度秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（既決予定量）（補正予定量）（ 計 ）

(1) 給 水 戸 数	148,874	△700	148,174
	戸	戸	戸
(2) 年間総配水量	34,869,649	296,284	35,165,933
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	95,533	812	96,345
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 配水管整備工事			
配水管布設	3,060	1,460	4,520
	m	m	m
配水管布設替	20,590	△1,430	19,160
	m	m	m
配水幹線整備	1,930	40	1,970
	m	m	m

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の

とおり補正する。

（科 目） （既決予定額）（補正予定額）（ 計 ）

収 入

第1款 水道事業収益	7,608,570	49,018	7,657,588
	千円	千円	千円
第1項 営業収益	6,940,151	13,824	6,953,975
	千円	千円	千円
第2項 営業外収益	668,417	△18,505	649,912
	千円	千円	千円
第3項 特別利益	2	53,699	53,701
	千円	千円	千円

支 出

第1款 水道事業費用	6,946,353	△196,796	6,749,557
	千円	千円	千円
第1項 営業費用	6,387,899	△189,581	6,198,318
	千円	千円	千円
第2項 営業外費用	540,459	6,424	546,883
	千円	千円	千円
第3項 特別損失	16,195	△13,639	2,556
	千円	千円	千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,794,992千円」を「2,541,563千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「140,353千円」

を「132,159千円」に、減債積立金「487,481千円」を「645,228千円」に、過年度分損益勘定留保資金「2,167,158千円」を「1,764,176千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	1,721,710	△77,868	1,643,842
	千円	千円	千円
第1項 企業債	1,131,400	△42,500	1,088,900
	千円	千円	千円
第2項 出資金	127,013	4,400	131,413
	千円	千円	千円
第3項 補助金	151,750	△9,000	142,750
	千円	千円	千円
第4項 固定資産	1	13,889	13,890
売却代金	千円	千円	千円
第5項 負担金及び	311,546	△44,657	266,889
寄附金	千円	千円	千円
支 出			
第1款 資本的支出	4,516,702	△331,297	4,185,405
	千円	千円	千円
第1項 建設改良費	3,085,087	△343,233	2,741,854
	千円	千円	千円
第3項 国庫補助金	-	11,936	11,936
返還金	千円	千円	千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限 度 額	1,131,400	△42,500	1,088,900
	千円	千円	千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(1)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	1,020,675	△51,788	968,887
	千円	千円	千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「28,644千円」を「28,518千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第8条 予算第11条中当年度未処分利益剰余金「509,309千円」を「737,341千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

(1)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
減債積立金	254,309	114,032	368,341
	千円	千円	千円
(2) 建設改良積立金	255,000	114,000	369,000
	千円	千円	千円

平成30年度秋田市下水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 平成30年度秋田市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成30年度秋田市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(1)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
排水戸数	122,129	△1,097	121,032
	戸	戸	戸

(2) 年間総処理水量	38,487,748	4,390,722	42,878,470
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	105,446	12,029	117,475
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>

(4) 主要な建設改良事業

(イ) 管渠建設

管渠布設	4,890	△593	4,297
	m	m	m
管渠改築等	5,680	610	6,290
	m	m	m

(ロ) 特定環境保全公共下水道

管渠布設	8,157	161	8,318
	m	m	m

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 下水道事業	10,922,166	△29,095	10,893,071
収 益	千円	千円	千円
第1項 営業収益	7,570,370	△57,426	7,512,944
	千円	千円	千円
第2項 営業外収益	3,351,794	△28,330	3,380,124
	千円	千円	千円
第3項 特別利益	2	1	3
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 下水道事業	10,180,165	△333,888	9,846,277
費 用	千円	千円	千円
第1項 営業費用	8,806,787	△162,116	8,644,671
	千円	千円	千円
第2項 営業外費用	1,332,587	△161,045	1,171,542
	千円	千円	千円
第3項 特別損失	38,241	△10,727	27,514
	千円	千円	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,249,052千円」を「4,153,812千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「62,038千円」を「179,954千円」に、減債積立金「986,917千円」を「1,122,802千円」に、過年度分損益勘定留保資金「1,092,154千円」を「1,020,488千円」に、当年度分損益勘定留保資金「2,107,943千円」を「1,830,568千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	6,658,978	△310,982	6,347,996
	千円	千円	千円
第1項 企業債	4,120,400	△160,200	3,960,200
	千円	千円	千円
第2項 出資金	888,619	852	889,471
	千円	千円	千円
第3項 補助金	1,575,600	△177,640	1,397,960
	千円	千円	千円
第4項 負担金	74,358	15,037	89,395
	千円	千円	千円

第5項	固定資産売却代金	1	10,969	10,970
		千円	千円	千円
	支 出			
第1款	資本的支出	10,908,030	△406,222	10,501,808
		千円	千円	千円
第1項	建設改良費	5,290,949	△417,973	4,872,976
		千円	千円	千円
第2項	企業債償還金	5,617,081	11,751	5,628,832
		千円	千円	千円

(継続費)

第5条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

(変更前)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的	1 建設	2,470,000	平成29年度	566,000
	支 出	改良費 3-1号幹線	千円		千円
		築造工事		平成30年度	1,020,000
					千円
				平成31年度	884,000
					千円
1	資本的	1 建設	600,000	平成30年度	300,000
	支 出	改良費 終末処理場	千円		千円
		中央監視		平成31年度	270,000
		設備更新			千円
		工 事		平成32年度	30,000
					千円

(変更後)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的	1 建設	2,150,000	平成29年度	566,000
	支 出	改良費 3-1号幹線	千円		千円
		築造工事		平成30年度	804,000
					千円
				平成31年度	780,000
					千円
1	資本的	1 建設	490,000	平成30年度	300,000
	支 出	改良費 終末処理場	千円		千円
		中央監視		平成31年度	160,000
		設備更新			千円
		工 事		平成32年度	30,000
					千円

(企業債)

第6条 予算第7条に定めた限度額を次のとおり補正する。

(既決予定額)(補正予定額) (計)

限 度 額	4,120,400	△160,200	3,960,200
	千円	千円	千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(既決予定額)(補正予定額) (計)

(1) 職員給与費	695,381	△79,946	615,435
	千円	千円	千円

(他会計からの補助金)

第8条 予算第11条中「1,323,806千円」を「1,270,234千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第9条 予算第12条中当年度末処分利益剰余金「679,963千円」

を「866,840千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。  
(既決予定額)(補正予定額) (計)

(1) 減債積立金	679,963	186,877	866,840
	千円	千円	千円

平成30年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 平成30年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成30年度秋田市農業集落排水事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(既決予定量)(補正予定量) (計)

(1) 排水戸数			
(農業集落排水)	2,890戸	△32戸	2,858戸
(個別排水処理)	236戸	△6戸	230戸
(計)	3,126戸	△38戸	3,088戸
(2) 年間総処理水量			
(農業集落排水)	979,175m <sup>3</sup>	52,021m <sup>3</sup>	1,031,196m <sup>3</sup>
(個別排水処理)	53,866m <sup>3</sup>	△914m <sup>3</sup>	52,952m <sup>3</sup>
(計)	1,033,041m <sup>3</sup>	51,107m <sup>3</sup>	1,084,148m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量			
(農業集落排水)	2,683m <sup>3</sup>	142m <sup>3</sup>	2,825m <sup>3</sup>
(個別排水処理)	147m <sup>3</sup>	△2m <sup>3</sup>	145m <sup>3</sup>
(計)	2,830m <sup>3</sup>	140m <sup>3</sup>	2,970m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額)(補正予定額) (計)

	収 入		
第1款 農業集落排水	740,356	△24,090	716,266
事業収益	千円	千円	千円
第1項 営業収益	132,143	1,305	133,448
	千円	千円	千円
第2項 営業外収益	608,212	△25,395	582,817
	千円	千円	千円
第2款 個別排水処理	34,771	△3,428	31,343
事業収益	千円	千円	千円
第1項 営業収益	8,900	44	8,944
	千円	千円	千円
第2項 営業外収益	25,869	△3,472	22,397
	千円	千円	千円
	支 出		
第1款 農業集落排水	739,597	△24,764	714,833
事業費用	千円	千円	千円
第1項 営業費用	670,409	△23,975	646,434
	千円	千円	千円
第2項 営業外費用	68,638	△789	67,849
	千円	千円	千円
第2款 個別排水処理	35,422	△3,660	31,762
事業費用	千円	千円	千円
第1項 営業費用	33,156	△3,516	29,640
	千円	千円	千円
第2項 営業外費用	2,164	△144	2,020
	千円	千円	千円



(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「218,702千円」を「218,619千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額108千円及び過年度分損益勘定留保資金218,594千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,014千円、減債積立金22,790千円及び過年度分損益勘定留保資金194,815千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額)(補正予定額) (計)

収 入				
第1款 農業集落排水	161,748	△19,013	142,735	
事業資本的収入	千円	千円	千円	
第1項 企業債	32,000	△4,400	27,600	
	千円	千円	千円	
第2項 出資金	88,172	△5,125	83,047	
	千円	千円	千円	
第3項 補助金	32,000	△9,488	22,512	
	千円	千円	千円	
第2款 個別排水処理	25,717	△8,714	17,003	
事業資本的収入	千円	千円	千円	
第1項 企業債	10,200	△10,200	0	
	千円	千円	千円	
第2項 出資金	11,254	5,287	16,541	
	千円	千円	千円	
第3項 補助金	3,187	△3,187	0	
	千円	千円	千円	
第4項 負担金	1,076	△614	462	
	千円	千円	千円	
支 出				
第1款 農業集落排水	373,931	△18,996	354,935	
事業資本的支出	千円	千円	千円	
第1項 建設改良費	78,314	△19,013	59,301	
	千円	千円	千円	
第3項 投資	5	17	22	
	千円	千円	千円	
第2款 個別排水処理	32,236	△8,814	23,422	
事業資本的支出	千円	千円	千円	
第1項 建設改良費	24,609	△8,814	15,795	
	千円	千円	千円	

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

(既決予定額)(補正予定額) (計)

限度額	42,200	△14,600	27,600
	千円	千円	千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(既決予定額)(補正予定額) (計)

(1) 職員給与費	39,413	△8,259	31,154
	千円	千円	千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「394,113千円」を「370,369千円」に改める。

秋田市告示第58号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の名称を変更したので、同法第69条の規定により告示する。

平成31年 3月 8日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

担当する医療の種類: 脳神経外科に関する医療および心臓脈管外科に関する医療

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	変更年月日
9	秋田県立循環器・脳脊髄センター	秋田市千秋久保田町6番10号	地方独立行政法人秋田県立病院機構 理事長 鈴木明文	平成31年3月1日
37	秋田県立循環器・脳脊髄センター	秋田市千秋久保田町6番10号	地方独立行政法人秋田県立病院機構 理事長 鈴木明文	平成31年3月1日

秋田市告示第59号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年 3月11日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所

- 名称  
下浜長浜公民館敷地
- 所在地  
秋田市下浜長浜字荒郷屋70番地
- 対象とする異常な現象の種類  
(1) 地震  
(2) 津波
- 収容人数  
津波 1,181人  
津波以外 590人

秋田市告示第60号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項の規定に基づき、指定避難所を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年 3月11日

秋田市長 穂 積 志

指定避難所

- 名称  
秋田市にぎわい交流館A U (1階オープンスペースおよび交流スペース)
- 所在地  
秋田市中通一丁目4番1号
- 収容人数  
66人

秋田市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。  
平成31年 3月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
沖村自治会
- 2 認可年月日  
平成14年 5月29日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 鈴木 功  
秋田市雄和芝野新田字野開 8 番地 2  
変更後 鈴木 秀 春  
秋田市雄和田草川字沖村121番地
- 4 変更年月日  
平成31年 3月 3日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第62号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、証明書等自動交付事務の証明書交付手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。  
平成31年 3月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名  
東京都千代田区一番町25番地  
地方公共団体情報システム機構  
理事長 吉 本 和 彦
- 2 委託期間  
平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

秋田市告示第63号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。  
平成31年 3月14日

秋田市長 穂 積 志

医 師 氏 名	医療機関名 および 診療科名	辞退する 障害分野	辞退年月日 および 辞退理由
小 林 慎 弥	秋田県立 循環器・脳脊 髄センター	肢体不自 由 視覚障害 聴覚障害 平衡機能 障害 音声・言 語機能障 害	平成31年 3月 1日 県外勤務のため

秋田市告示第64号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送

達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年 3月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成30年度国民健康保険納税通知書

秋田市告示第65号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成31年 3月15日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
暮らしの便利屋 パイオニアクリン	秋田市外旭川八幡田一丁目14 番18号	平成31年 2月 1日
ごしょのの森	秋田市四ツ小屋末戸松本字地 蔵田266番地	平成31年 2月15日
元氣ジム秋田山 王	秋田市旭北栄町 3 番11号	平成31年 3月 1日
島田クリニック	秋田市川元山下町 7 番21号	平成31年 3月 1日
介護支援センター ふるさと	秋田市手形字オノ浜27番地 6	平成31年 3月 1日
障がい者支援施 設ほくと	秋田市下新城中野字街道端西 11番地 1	平成31年 3月 1日
飯島デイサービ スセンター	秋田市飯島字長山下18番地	平成31年 3月 1日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	廃 止 年月日
秋田聖徳会居宅 介護支援事業所	秋田市旭南一丁目 8 番12号	平成31年 1月31日
飯島デイサービ スセンター	秋田市飯島字長山下18番地	平成31年 2月28日

秋田市告示第66号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当

させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成31年3月15日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指 定 年月日
島田クリニック	秋田市川元山下町7番21号	平成31年 3月1日
片岡内科医院	秋田市泉南三丁目17番17号	平成31年 2月1日
訪問看護ステーション心音	秋田市広面字樋ノ沖35番地2	平成30年 12月1日

2 変更

事業所名称	変更事項（事業所名称）	変 更 年月日
秋田県立循環器・脳脊髄センター	旧 秋田県立脳血管研究センター	平成31年 3月1日
	新 秋田県立循環器・脳脊髄センター	

3 廃止

事業所名称	所在地	廃 止 年月日
島田クリニック	秋田市川元山下町7番21号	平成31年 2月28日
片岡内科医院	秋田市泉南三丁目17番17号	平成31年 1月31日
相沢整形外科医院	秋田市保戸野中町2番12号	平成31年 2月28日

秋田市告示第67号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成31年3月15日

秋田市長 穂 積 志

廃止

氏名	施術所の 名称	施術所の 所在地	廃 止 年月日
今野晴美	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	平成31年 1月31日

秋田市告示第68号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月15日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市泉中央二丁目27番28号  
有限会社本間酒店  
代表取締役 本 間 賢

2 委託期間

平成31年4月1日から同年11月30日まで

秋田市告示第69号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年3月18日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成30年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第70号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月19日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市河辺神内字堂坂2番地1  
株式会社秋田県食肉流通公社  
代表取締役社長 土 田 正 広

2 委託した期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

秋田市告示第71号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、御所野近隣公園野球場等の使用料徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月19日

秋田市長 穂 積 志

1 徴収業務名

- (1) 御所野近隣公園野球場
- (2) 御所野近隣公園テニスコート
- (3) 御所野総合公園テニスコート

2 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1  
公益財団法人 秋田市総合振興公社  
理事長 菅 原 真

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

秋田市告示第72号

秋田市西部市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に

関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成31年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名  
秋田市西部市民サービスセンター
- 2 指定管理者  
秋田市新屋扇町13番34号  
西部地域住民自治協議会  
会長 赤 沼 侃
- 3 指定の期間  
平成31年 4月 1日から平成36年 3月31日まで

#### 秋田市告示第73号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年 3月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名  
秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地1  
株式会社サンアメニティ秋田支社  
支社長 金 澤 直 樹
- 2 委託期間  
平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

#### 秋田市告示第74号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年 3月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名  
秋田市八橋南一丁目 8番 2号  
一般社団法人 秋田市シルバー人材センター  
理事長 野 口 良 孝
- 2 委託期間  
平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

#### 秋田市告示第75号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年 3月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状

- 3 通知年度、賦課年度および期別  
別紙（省略）のとおり

#### 秋田市告示第76号

秋田市旭南地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成31年 3月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名  
秋田市旭南地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者  
秋田市旭南一丁目15番 5号  
旭南地区コミュニティセンター管理運営委員会  
会長 宮 澤 淳
- 3 指定の期間  
平成31年 4月 1日から平成36年 3月31日まで

#### 秋田市告示第77号

平成31年 3月19日の「平成31年 2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成31年 3月20日

秋田市長 穂 積 志

#### 平成31年度秋田市一般会計予算

平成31年度秋田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ134,500,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（市債）

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 市債」による。

（一時借入金）

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 43,418,576
	1 市民税	19,744,608
	2 固定資産税	19,382,725
	3 軽自動車税	746,920
	4 市たばこ税	2,004,614
	5 鉱産税	7,039
	6 入湯税	32,207
	7 事業所税	1,500,463
2 地方譲与税		982,789
	1 地方揮発油譲与税	246,469
	2 自動車重量譲与税	610,133
	3 地方道路譲与税	1
	4 森林環境譲与税	45,933
	5 特別とん譲与税	24,969
	6 航空機燃料譲与税	55,284
3 利子割交付金		71,211
	1 利子割交付金	71,211
4 配当割交付金		102,208
	1 配当割交付金	102,208
5 株式等譲渡所得割交付金		79,981
	1 株式等譲渡所得割交付金	79,981
6 地方消費税交付金		6,690,698
	1 地方消費税交付金	6,690,698
7 ゴルフ場利用税交付金		53,839
	1 ゴルフ場利用税交付金	53,839



8	自動車取得税交付金		90,372
	1	自動車取得税交付金	90,372
9	環境性能割交付金		44,861
	1	環境性能割交付金	44,861
10	国有提供施設等所在市助成交付金		4,154
	1	国有提供施設等所在市助成交付金	4,154
11	地方特例交付金		483,660
	1	地方特例交付金	274,747
	2	子ども・子育て支援臨時交付金	208,913
12	地方交付税		20,008,000
	1	地方交付税	20,008,000
13	交通安全対策特別交付金		68,500
	1	交通安全対策特別交付金	68,500
14	分担金及び負担金		843,270
	1	負担金	843,270
15	使用料及び手数料		2,405,808
	1	使用料	1,130,842
	2	手数料	1,274,966
16	国庫支出金		21,984,153
	1	国庫負担金	18,205,761
	2	国庫補助金	3,699,704
	3	委託金	78,688
17	県支出金		9,215,195
	1	県負担金	5,906,117
	2	県補助金	2,655,309
	3	委託金	653,769
18	財産収入		198,459

	1 財産運用収入	157,378
	2 財産売却収入	41,081
19 寄 附 金		201,553
	1 寄附金	201,553
20 繰 入 金		4,957,586
	1 特別会計繰入金	256,005
	2 基金繰入金	4,701,581
21 繰 越 金		700,000
	1 繰越金	700,000
22 諸 収 入		8,893,527
	1 延滞金、加算金及び過料	70,001
	2 市預金利子	213
	3 貸付金元利収入	7,189,917
	4 受託事業収入	6,311
	5 雑入	1,627,085
23 市 債		13,001,600
	1 市債	13,001,600
歳 入 合 計		134,500,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 692,376
	1 議会費	692,376
2 総 務 費		17,727,888
	1 総務管理費	15,657,994
	2 徴税費	1,056,131
	3 戸籍住民基本台帳費	506,639
	4 選挙費	357,307

	5 統計調査費	63,809
	6 監査委員費	86,008
3 民生費		50,844,121
	1 社会福祉費	23,164,377
	2 児童福祉費	18,395,397
	3 生活保護費	9,242,288
	4 国民年金費	40,659
	5 災害救助費	1,400
4 衛生費		9,317,905
	1 環境衛生費	632,964
	2 保健所費	1,668,233
	3 清掃費	4,825,607
	4 病院費	1,291,547
	5 上水道費	120,031
	6 食肉衛生検査所費	168,605
	7 母子衛生費	610,918
5 労働費		652,448
	1 労働諸費	652,448
6 農林水産業費		2,914,237
	1 農業費	2,120,351
	2 農業集落排水費	523,908
	3 林業費	269,978
7 商工費		8,934,971
	1 商工費	8,934,971
8 土木費		13,896,246
	1 土木管理費	313,790

	2 道路橋りょう費	3,965,582
	3 河川費	332,881
	4 港湾費	171,776
	5 都市計画費	4,069,331
	6 下水道費	4,353,099
	7 住宅費	689,787
9 消 防 費		4,149,998
	1 消防費	4,149,998
10 教 育 費		11,132,398
	1 教育総務費	1,442,914
	2 小学校費	2,983,303
	3 中学校費	1,362,072
	4 高等学校費	860,487
	5 幼稚園費	374,273
	6 社会教育費	1,943,572
	7 保健体育費	888,579
	8 専修学校費	167,433
	9 大学費	1,109,765
11 災害復旧費		246,838
	1 農林水産施設災害復旧費	9,568
	2 公共土木施設災害復旧費	237,268
	3 教育施設災害復旧費	2
12 公 債 費		13,890,573
	1 公債費	13,890,573
13 諸 支 出 金		1
	1 雑支出	1

14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出	合 計	134,500,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額		
2 総務費	1 総務管理費	旧県立美術館活用事業	千円 995,930	平成31年度	千円 746,950		
				平成32年度	248,980		
		下北出地区コミュニティセンター 改築事業	248,458	平成31年度	13,923		
				平成32年度	234,535		
		仁井田地区コミュニティセンター (仮称) 建設事業	441,375	平成31年度	289,836		
				平成32年度	151,539		
		秋田市民交流プラザ等修繕経費	610,462	平成31年度	59,020		
				平成32年度	166,120		
				平成33年度	185,805		
				平成34年度	199,517		
		9 民生費	2 児童福祉費	児童館等整備事業 (広面児童館)	202,502	平成31年度	54,011
						平成32年度	131,316
平成33年度	17,175						
4 衛生費	3 清掃費	第2 リサイクルプラザ大規模改修 事業	411,000	平成31年度	164,065		
				平成32年度	246,935		
7 商工費	1 商工費	まちなか観光案内拠点整備事業	145,275	平成31年度	87,165		
				平成32年度	58,110		
9 消防費	1 消防費	新屋分署大規模改修事業	294,639	平成31年度	146,967		
				平成32年度	147,672		
10 教育費	3 中学校費	中学校施設等改修経費	28,400	平成31年度			
				平成32年度	28,400		



	6 社会教育費	旧松倉家住宅修復整備事業	468,958	平成31年度	76,098
				平成32年度	213,509
				平成33年度	96,962
				平成34年度	82,389
	7 保健体育費	体育施設整備補修等経費 (市立体育館)	451,571	平成31年度	178,119
				平成32年度	273,452
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業 (市道仙翁台線)	480,300	平成31年度	100,000
				平成32年度	380,300

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
電子入札システム運用経費（平成31年度設定）	平成31年度～平成35年度	千円 1,338
職員研修費	平成31年度～平成32年度	535
新庁舎管理運営費（平成31年度設定）	平成31年度～平成32年度	5,527
地方公会計推進経費（平成31年度設定）	平成31年度～平成32年度	37
地方税電子申告審査システム関係経費	平成31年度～平成36年度	12,227
子育て・学び・文化サテライト関係経費（平成31年度設定）	平成31年度～平成32年度	471
コンベンション誘致推進事業（平成31年度設定）	平成31年度～平成34年度	助成対象コンベンションにおいて、助成対象となる参加者数に1,000円を乗じて得た額に開催日に応じて助成金を加算
町内防犯灯管理経費（平成31年度設定）	平成31年度～平成34年度	123
総合窓口支援システム構築等経費（平成31年度設定）	平成31年度～平成33年度	43
障がい福祉等システム更新経費（平成31年度設定）	平成31年度～平成33年度	219
奨学金返還助成事業（平成31年度設定子ども育成課分）	平成31年度～平成36年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
奨学金返還助成事業（平成31年度設定保健総務課分）	平成31年度～平成36年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
あきたスマートシティ地域 ESCO 事業（平成31年度設定）	平成31年度～平成39年度	1,216
アンダー40正社員化促進事業	平成31年度～平成32年度	221,200
創業資金・産業活力創造資金利子補給	平成31年度～平成36年度	8,258

商店街空き店舗対策事業費補助金	平成31年度～平成32年度	1,650
中心市街地出店促進資金利子補給	平成31年度～平成36年度	12,741
中心市街地商業集積促進事業費補助金	平成31年度～平成33年度	23,750
中小製造業設備投資資金利子補給	平成31年度～平成41年度	50,468
中小企業用地取得資金利子補給（平成31年度設定）	平成31年度～平成34年度	288
バス交通総合改善事業	平成31年度～平成32年度	125,297
第7次秋田市総合都市計画等策定業務委託経費	平成31年度～平成32年度	19,041
小学校防犯灯 LED 化事業（平成31年度設定）	平成31年度～平成34年度	3
小学校共同調理場調理業務委託経費（平成31年度設定）	平成31年度～平成32年度	234
中学校防犯灯 LED 化事業（平成31年度設定）	平成31年度～平成34年度	3
太平山自然学習センターバス更新経費	平成31年度～平成32年度	6,820

第4表 市債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務費	2,737,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
社会福祉費	36,000			
児童福祉費	131,200			
環境衛生費	35,000			
清掃費	415,100			
労働費	27,500			
農業費	295,700			
商工費	5,600			
道路橋りょう費	1,013,700			
港湾費	28,800			
土地区画整理費	849,100			
街路事業費	103,000			
公園整備費	159,100			
駅周辺施設整備費	190,400			

住 宅 費	78,200		
災 害 対 策 費	5,800		
消 防 費	317,100		
教 育 総 務 費	37,800		
小 学 校 費	558,000		
中 学 校 費	35,800		
高 等 学 校 費	4,800		
社 会 教 育 費	211,700		
保 健 体 育 費	167,300		
農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	4,900		
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	69,600		
臨 時 財 政 対 策 債	5,483,100		
計	13,001,600		

平成31年度秋田市土地区画整理会計予算  
 平成31年度秋田市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,495,293千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
 歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 496,500
	1 国庫補助金	496,500
2 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
3 繰入金		984,337
	1 一般会計繰入金	984,337
4 繰越金		14,455

	1 繰越金	14,455
歳 入	合 計	1,495,293

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 1,492,793
	1 土地区画整理費	1,492,793
2 公債費		1,500
	1 公債費	1,500
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	1,495,293

平成31年度秋田市市有林会計予算

平成31年度秋田市の市有林会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ207,489千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 56,772
	1 県補助金	56,772
2 財産収入		9,239
	1 財産運用収入	2,047
	2 財産売払収入	7,190
	3 分収林収入	2
3 繰入金		136,903
	1 一般会計繰入金	136,903
4 繰越金		4,390
	1 繰越金	4,390

5 諸 収 入		185
	1 雑入	185
歳 入	合 計	207,489

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 25,726
	1 総務管理費	25,726
2 事 業 費		68,870
	1 造林事業費	68,870
3 公 債 費		112,446
	1 公債費	112,446
4 諸 支 出 金		247
	1 分収交付金	247
5 予 備 費		200
	1 予備費	200
歳 出	合 計	207,489

平成31年度秋田市市営墓地会計予算  
平成31年度秋田市の市営墓地会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,565千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 61,019
	1 使用料	40,469
	2 手数料	20,550
2 繰 越 金		1
	1 繰越金	1



3 諸 収 入		545
	1 雑入	545
歳 入 合 計		61,565

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 60,465
	1 総務管理費	57,149
	2 一般会計繰出金	3,316
2 公 債 費		100
	1 公債費	100
3 予 備 費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		61,565

平成31年度秋田市中央卸売市場会計予算

平成31年度秋田市の中央卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69,288千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 19,440
	1 使用料	19,440
2 繰 入 金		28,138
	1 一般会計繰入金	28,138
3 繰 越 金		1,000
	1 繰越金	1,000
4 諸 収 入		20,710
	1 貸付金元利収入	16,001

	2 雑入	4,709
歳 入	合 計	69,288

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 66,754
	1 総務管理費	66,754
2 公債費		2,434
	1 公債費	2,434
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	69,288

平成31年度秋田市公設地方卸売市場会計予算

平成31年度秋田市の公設地方卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ443,789千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 148,615
	1 使用料	148,614
	2 手数料	1
2 財産収入		872
	1 財産運用収入	872
3 繰入金		98,701
	1 一般会計繰入金	98,701
4 繰越金		2,000
	1 繰越金	2,000

5 諸 収 入		164,301
	1 貸付金元利収入	64,006
	2 雑入	100,295
6 市 債		29,300
	1 市債	29,300
歳 入 合 計		443,789

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 306,095
	1 総務管理費	306,095
2 事 業 費		57,768
	1 地方卸売市場施設整備費	57,768
3 公 債 費		79,526
	1 公債費	79,526
4 予 備 費		400
	1 予備費	400
歳 出 合 計		443,789

第2表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
地方卸売市場施設整備費	29,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	29,300			

平成31年度秋田市大森山動物園会計予算

平成31年度秋田市の大森山動物園会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ698,036千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 87,715
	1 使用料	87,715
2 国庫支出金		97
	1 国庫補助金	97
3 財産収入		4,352
	1 財産運用収入	4,352
4 寄附金		311
	1 寄附金	311
5 繰入金		429,240
	1 一般会計繰入金	429,240
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		17,220
	1 雑入	17,220
8 市債		159,100
	1 市債	159,100
歳 入	合 計	698,036

## 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 459,902
	1 総務管理費	459,902
2 事業費		190,545
	1 動物園施設整備費	190,545

3 公債費		47,489
	1 公債費	47,489
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		698,036

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 事業費	1 動物園施設整備費	サル舎等整備事業	千円 384,599	平成31年度	千円 159,699
				平成32年度	224,900

第3表 市債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
動物園施設整備費	159,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	159,100			

平成31年度秋田市廃棄物発電会計予算

平成31年度秋田市の廃棄物発電会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ298,630千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 発電収入		千円 298,629
	1 発電収入	298,629
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		298,630



歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 51,363
	1 総務管理費	51,363
2 繰出金		247,067
	1 一般会計繰出金	247,067
3 公債費		200
	1 公債費	200
歳 出	合 計	298,630

平成31年度秋田市病院事業債管理会計予算  
 平成31年度秋田市の病院事業債管理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,188,642千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 147,828
	1 負担金	147,828
2 諸収入		478,314
	1 貸付金元利収入	478,314
3 市債		562,500
	1 市債	562,500
歳 入	合 計	1,188,642

歳 出

款	項	金 額
1 市立秋田総合病院貸付金		千円 562,500
	1 市立秋田総合病院貸付金	562,500
2 公債費		626,142

	1 公債費	626,142
歳 出	合 計	1,188,642

第2表 市債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立秋田総合病院貸付金	562,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	562,500			

平成31年度秋田市学校給食費会計予算

平成31年度秋田市の学校給食費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,349,761千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 給食費収入		千円 1,296,105
	1 給食費収入	1,296,105
2 繰入金		53,654
	1 一般会計繰入金	53,654
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入	合 計	1,349,761

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 1,347,761

	1 総務管理費	1,347,761
2 公債費		500
	1 公債費	500
3 予備費		1,500
	1 予備費	1,500
歳 出 合 計		1,349,761

平成31年度秋田市国民健康保険事業会計予算  
平成31年度秋田市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,374,793千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債

の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 4,830,785
	1 国民健康保険税	4,830,785
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		22,996,333
	1 県補助金	22,996,332
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		155
	1 財産運用収入	155
6 繰入金		2,527,278

	1 一般会計繰入金	2,527,277
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		20,238
	1 延滞金、加算金及び過料	1,343
	2 雑入	18,895
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳 入 合 計		30,374,793

## 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 204,739
	1 総務管理費	116,150
	2 徴税費	85,724
	3 運営協議会費	224
	4 収納率向上特別対策事業費	2,641
2 保険給付費		22,139,545
	1 療養諸費	19,222,672
	2 高額療養費	2,839,374
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	52,947
	5 葬祭諸費	24,550
3 国民健康保険事業費納付金		7,679,933
	1 医療給付費分	5,340,792
	2 後期高齢者支援金等分	1,757,989
	3 介護納付金分	581,152

4 共同事業拠出金		20
	1 共同事業拠出金	20
5 保健事業費		276,945
	1 特定健康診査等事業費	182,344
	2 保健事業費	94,601
6 基金積立金		155
	1 基金積立金	155
7 公債費		3,000
	1 公債費	3,000
8 諸支出金		20,456
	1 償還金及び還付加算金	20,455
	2 一部負担金	1
9 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		30,374,793

第2表 市債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金貸付金	1	普通貸借	無利子	貸付を受けた翌々年度以降に償還する。
計	1			

平成31年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算  
平成31年度秋田市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算  
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,566千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 3,330

	1 一般会計繰入金	3,330
2 繰越金		16,110
	1 繰越金	16,110
3 諸収入		32,126
	1 貸付金元利収入	32,125
	2 雑入	1
歳 入	合 計	51,566

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 14,942
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	14,942
2 公債費		31,002
	1 公債費	500
	2 償還金	30,502
3 諸支出金		5,622
	1 一般会計繰出金	5,622
歳 出	合 計	51,566

平成31年度秋田市介護保険事業会計予算

平成31年度秋田市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,089,214千円と定める。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 6,357,723
	1 介護保険料	6,357,723



2	手数料		1		
	1	手数料	1		
3	国庫支出金		7,161,944		
	1	国庫負担金	5,097,996		
	2	国庫補助金	2,063,948		
4	支払基金交付金		7,871,448		
	1	支払基金交付金	7,871,448		
5	県支出金		4,276,261		
	1	県負担金	4,047,708		
	2	県補助金	228,553		
6	財産収入		1		
	1	基金運用収入	1		
7	繰入金		4,415,267		
	1	一般会計繰入金	4,415,266		
	2	基金繰入金	1		
8	繰越金		6,496		
	1	繰越金	6,496		
9	諸収入		73		
	1	延滞金、加算金及び過料	1		
	2	雑入	72		
	歳	入	合	計	30,089,214

## 歳 出

款	項	金 額	
1	総務費	千円 373,469	
	1	総務管理費	373,469
2	保険給付費	28,140,614	
	1	介護サービス等諸費	25,562,126

	2 介護予防サービス等諸費	561,109
	3 高額介護サービス等費	698,578
	4 特定入所者介護サービス等費	1,282,605
	5 その他諸費	36,196
3 地域支援事業費		1,557,579
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	960,690
	2 一般介護予防事業費	46,152
	3 包括的支援事業・任意事業費	544,665
	4 その他諸費	6,072
4 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
6 諸支出金		6,551
	1 償還金及び還付加算金	6,551
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		30,089,214

平成31年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算  
 平成31年度秋田市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,331,532千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
 歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,508,877
	1 後期高齢者医療保険料	2,508,877
2 使用料及び手数料		1

	1 手数料	1
3 繰入金		802,101
	1 一般会計繰入金	802,101
4 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
5 諸収入		10,553
	1 延滞金、加算金及び過料	300
	2 償還金及び還付加算金	10,200
	3 雑入	53
歳 入 合 計		3,331,532

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 59,109
	1 総務管理費	25,577
	2 徴収費	33,532
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,252,023
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,252,023
3 公債費		200
	1 公債費	200
4 諸支出金		10,200
	1 償還金及び還付加算金	10,200
5 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		3,331,532

平成31年度秋田市水道事業会計予算  
(総 則)

第1条 平成31年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	148,200戸
(2) 年間総配水量	34,691,685m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	94,786m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
イ) 配水管整備工事	
配水管布設	2,310m

配水管布設替	20,000m
配水幹線整備	1,930m
(ロ) 施設改良工事	
仁井田浄水場中央監視装置整備	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	7,717,340千円
第1項 営業収益	7,032,502千円
第2項 営業外収益	684,836千円
第3項 特別利益	2千円
支 出	
第1款 水道事業費用	7,170,721千円
第1項 営業費用	6,670,915千円
第2項 営業外費用	494,906千円
第3項 特別損失	3,100千円
第4項 予備費	1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める  
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,018,002千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額163,833千円、減債積立金368,341千円及び過年度分損益勘定留保資金2,485,828千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,500,313千円
第1項 企業債	1,016,900千円
第2項 出資金	94,576千円
第3項 補助金	91,900千円
第4項 固定資産売却代金	1千円
第5項 負担金及び寄附金	296,936千円
支 出	
第1款 資本的支出	4,518,315千円
第1項 建設改良費	3,075,043千円
第2項 企業債償還金	1,443,272千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消に係る資金融資あっせん利子補給(企業債)	平成31年度から36年度まで	17千円

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良費  
 限 度 額 1,016,900千円  
 起債の方法 証書借入  
 利 率 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)  
 償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,125,692千円
- (2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,455千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度未処分利益剰余金のうち369,614千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 184,614千円
- (2) 建設改良積立金 185,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、160,000千円と定める。

平成31年度秋田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排水戸数 122,355戸
- (2) 年間総処理水量 40,043,384m<sup>3</sup>
- (3) 一日平均処理水量 109,408m<sup>3</sup>
- (4) 主要な建設改良事業
  - (イ) 管渠建設工事
 

管 渠 布 設	8,110m
管 渠 改 築 等	4,890m
  - (ロ) 処理場建設工事
 

八橋下水道終末処理場施設整備	一式
----------------	----
  - (ハ) 特定環境保全公共下水道工事
 

管 渠 布 設	203m
---------	------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	10,939,138千円
第1項 営業収益	7,612,848千円
第2項 営業外収益	3,326,288千円
第3項 特別利益	2千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	9,952,921千円
第1項 営業費用	8,781,559千円
第2項 営業外費用	1,167,311千円
第3項 特別損失	1,501千円
第4項 予備費	2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める  
 (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,314,837千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額133,054千円、減債積立金866,840千円、過年度分損益勘定留保資金1,173,025千円及び当年度分損益勘定留保資金2,141,918千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	5,495,090千円
第1項	企業債	3,320,200千円
第2項	出資金	852,796千円
第3項	補助金	1,246,000千円
第4項	負担金	76,093千円
第5項	固定資産売却代金	1千円

支 出		
第1款	資本的支出	9,809,927千円
第1項	建設改良費	4,313,423千円
第2項	企業債償還金	5,496,504千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造	平成31年度から	581千円
資金利子補給	37年度まで	

水洗便所改造	平成31年度から	1,330千円
資金損失補償	37年度まで	

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限度額	3,320,200千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)
- (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 614,965千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,264,393千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度未処分利益剰余金のうち853,163千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 853,163千円

平成31年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(農業集落排水)	(個別排水処理)	(計)
(1) 排水戸数	2,865戸	234戸	3,099戸
(2) 年間総処理水量	1,009,858m <sup>3</sup>	53,413m <sup>3</sup>	1,063,271m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	2,759m <sup>3</sup>	146m <sup>3</sup>	2,905m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業			

(イ) 農業集落排水建設改良

河辺砂子洲・河辺三内処理区統合工事 750m

管渠移設等 520m

(ロ) 個別排水処理施設建設

個別排水処理施設整備 4基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	農業集落排水事業収益	754,941千円
第1項	営業収益	131,150千円
第2項	営業外収益	623,790千円
第3項	特別利益	1千円
第2款	個別排水処理事業収益	34,846千円
第1項	営業収益	9,154千円
第2項	営業外収益	25,690千円
第3項	特別利益	2千円

支 出

第1款	農業集落排水事業費用	752,019千円
第1項	営業費用	692,655千円
第2項	営業外費用	58,814千円
第3項	特別損失	50千円
第4項	予備費	500千円
第2款	個別排水処理事業費用	35,601千円
第1項	営業費用	33,570千円
第2項	営業外費用	1,929千円
第3項	特別損失	2千円
第4項	予備費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める  
 (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額225,874千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,167千円及び過年度分損益勘定留保資金223,707千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	農業集落排水事業資本的収入	240,129千円
第1項	企業債	40,000千円
第2項	出資金	101,005千円
第3項	補助金	57,000千円

第4項	負 担 金	40,000千円
第5項	基 金 繰 入 金	2,124千円
第2款	個別排水処理事業資本的収入	17,585千円
第1項	企 業 債	6,100千円
第2項	出 資 金	11,049千円
第3項	負 担 金	436千円
支 出		
第1款	農業集落排水事業資本的支出	459,179千円
第1項	建 設 改 良 費	164,233千円
第2項	企 業 債 償 還 金	294,933千円
第3項	投 資	13千円
第2款	個別排水処理事業資本的支出	24,409千円
第1項	建 設 改 良 費	16,359千円
第2項	企 業 債 償 還 金	8,050千円
(債務負担行為)		
第5条	債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。	
	事 項	期 間
	水洗便所改造 資金利子補給 (農業集落排水)	平成31年度から 37年度まで
		92千円
	水洗便所改造 資金損失補償 (農業集落排水)	平成31年度から 37年度まで
		210千円
	水洗便所改造 資金利子補給 (個別排水処理)	平成31年度から 37年度まで
		92千円
	水洗便所改造 資金損失補償 (個別排水処理) (企業債)	平成31年度から 37年度まで
		210千円
第6条	起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。	
	起債の目的	建設改良費
	限度額	46,100千円
	起債の方法	証書借入

利 率 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 40,184千円  
(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、410,925千円である。

平成30年度秋田市一般会計補正予算(第6号)

平成30年度秋田市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,289,357千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131,916,209千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(市債の補正)

第3条 市債の補正は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 20,376,777	千円 233,250	千円 20,610,027
	1 国庫負担金	17,540,504	16,675	17,557,179
	2 国庫補助金	2,751,896	216,575	2,968,471
16 県支出金		8,641,685	339,457	8,981,142
	2 県補助金	2,630,368	339,457	2,969,825



19 繰入金		4,559,304	97,750	4,657,054
	2 基金繰入金	4,309,048	97,750	4,406,798
22 市債		10,473,000	618,900	11,091,900
	1 市債	10,473,000	618,900	11,091,900
歳 入 合 計		130,626,852	1,289,357	131,916,209

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費		千円 2,740,245	千円 400,439	千円 3,140,684
	1 農業費	2,028,563	400,439	2,429,002
7 商工費		8,684,330	24,097	8,708,427
	1 商工費	8,684,330	24,097	8,708,427
8 土木費		13,577,464	337,757	13,915,221
	2 道路橋りょう費	4,227,365	174,359	4,401,724
	5 都市計画費	3,522,723	163,398	3,686,121
9 消防費		3,882,779	3,611	3,886,390
	1 消防費	3,882,779	3,611	3,886,390
10 教育費		10,096,287	373,553	10,469,840
	2 小学校費	2,321,716	342,390	2,664,106
	3 中学校費	1,390,825	31,163	1,421,988
11 災害復旧費		970,438	149,900	1,120,338
	1 農林水産施設災害復旧費	417,562	124,900	542,462
	2 公共土木施設災害復旧費	552,874	25,000	577,874
歳 出 合 計		130,626,852	1,289,357	131,916,209

第2表 繰越明許費補正  
(追加)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
4 衛生費	3 清掃費	旧焼却施設補修等事業	107,400
6 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	25,000

		ライスセンター整備支援事業	273,139
7 商 工 費	1 商工費	プレミアム付商品券発行事業	24,097
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	道路維持修繕事業	72,000
		冬みち安全安心対策除雪強化事業	48,024
		融雪施設改良事業	33,335
		側溝改良事業	21,000
9 消 防 費	1 消防費	消防団装備充実強化事業	3,611
10 教 育 費	2 小学校費	小学校施設等改修経費	148,661
		小学校トイレ環境改善事業	193,729
	3 中学校費	中学校施設等改修経費	31,163

(変 更)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額		
			補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費	1 農業費	県営土地改良施設等整備事業負担金	51,037	102,300	153,337
8 土 木 費	5 都市計画費	県施行街路事業負担金	64,031	15,398	79,429
		土地区画整理会計繰出金	456,748	148,000	604,748
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	124,757	118,700	243,457
		林業施設災害復旧事業	184,481	6,200	190,681
	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	133,000	25,000	158,000

第3表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
農 業 費	120,500	102,300	222,800			
道 路 橋 り ょ う 費	1,119,700	75,800	1,195,500			
土 地 区 画 整 理 費	964,400	148,000	1,112,400			
街 路 事 業 費	168,600	15,300	183,900			
小 学 校 費	17,000	255,900	272,900			

中 学 校 費	-	21,600	21,600	普通貸借 又は証券 発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金の場合はそ の融資条件による。銀 行その他の場合は債権 者と協議して定める。 ただし財政の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借 換することができる。
計	10,473,000	618,900	11,091,900			

平成30年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第4号）  
平成30年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第4号）は、  
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ296,000千円を  
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,222,966千  
円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並  
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算  
補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」によ  
る。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		千円 727,993	千円 148,000	千円 875,993
	1 国庫補助金	727,993	148,000	875,993
4 繰入金		1,114,368	148,000	1,262,368
	1 一般会計繰入金	1,114,368	148,000	1,262,368
歳 入 合 計		1,926,966	296,000	2,222,966

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		千円 1,924,466	千円 296,000	千円 2,220,466
	1 土地区画整理費	1,924,466	296,000	2,220,466
歳 出 合 計		1,926,966	296,000	2,222,966

第2表 繰越明許費補正

（変 更）

（単位：千円）

款	項	事 業 名	金 額		
			補正前の額	補 正 額	計
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整 理事業	833,296	296,000	1,129,296

平成30年度秋田市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成30年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第3号）  
は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成30年度秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」と  
いう。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（既決予定量）（補正予定量）（ 計 ）

(4) 主要な建設改良事業

(イ) 管 渠 建 設

管 渠 布 設	4,297	286	4,583
	m	m	m

(ロ) ポンプ場建設

山王雨水排水 ポンプ場等 施設整備	—	一式	一式
-------------------------	---	----	----

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,153,812千円」を「4,180,312千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,830,568千円」を「1,857,068千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資本的収入	6,347,996	501,500	6,849,496
	千円	千円	千円
第1項 企業債	3,960,200	237,500	4,197,700
	千円	千円	千円
第3項 補助金	1,397,960	264,000	1,661,960
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 資本的支出	10,501,808	528,000	11,029,808
	千円	千円	千円
第1項 建設改良費	4,872,976	528,000	5,400,976
	千円	千円	千円

(継続費)

第4条 予算第5条に定めた継続費の年割額を次のとおり変更する。

(変更前)

款 項 事業名	総 額	年度	年割額
1 資本的 1 建設新川左岸	2,150,000	平成29年度	566,000
支 出 改良費 3-1号幹線	千円		千円
築造工事		平成30年度	804,000
		平成31年度	780,000
			千円

(変更後)

款 項 事業名	総 額	年度	年割額
1 資本的 1 建設新川左岸	2,150,000	平成29年度	566,000
支 出 改良費 3-1号幹線	千円		千円
築造工事		平成30年度	1,020,000
			千円
		平成31年度	564,000
			千円

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた限度額を次のとおり補正する。

( 既決予定額 ) ( 補正予定額 ) ( 計 )			
限 度 額	3,960,200	237,500	4,197,700
	千円	千円	千円

秋田市告示第78号

秋田市旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續

等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成31年 3月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名  
秋田市旭川地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者  
秋田市手形字オノ浜51番地の2  
旭川地区コミュニティセンター管理運営委員会  
会長 金子 忠 弘
- 3 指定の期間  
平成31年 4月 1日から平成36年 3月31日まで

秋田市告示第79号

次の参加差押通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき公示送達する。

なお、当該参加差押通知書は、企画財政部特別滞納整理課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年 3月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
秋田市牛島町  
布 川 新之丞
- 2 送達する書類  
参加差押通知書 1通

秋田市告示第80号

秋田市飯島地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成31年 3月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名  
秋田市飯島地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者  
秋田市飯島松根東町5番22号  
飯島地区コミュニティセンター管理運営委員会  
会長 千 蒲 久 義
- 3 指定の期間  
平成31年 4月 1日から平成36年 3月31日まで

秋田市告示第81号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市リフレッシュガーデンの使用料等の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年 3月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名  
秋田市檜山本町2番3号  
株式会社松美造園建設工業  
代表取締役 佐 藤 正 義
- 2 委託期間  
平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

**秋田市告示第82号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、西部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年 3月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名  
秋田市新屋扇町13番34号  
西部地域住民自治協議会  
会長 赤 沼 侃

- 2 委託期間  
平成31年 4月 1日から平成36年 3月31日まで

**秋田市告示第83号**

秋田市南部市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成31年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名  
秋田市南部市民サービスセンター
- 2 指定管理者  
秋田市御野場一丁目5番1号  
南部地域づくり協議会  
会長 佐 藤 義 明

- 3 指定の期間  
平成31年 4月 1日から平成36年 3月31日まで

**秋田市告示第84号**

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成31年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公の施設の名称  
(1) 秋田市ポートタワーセリオン  
(2) 秋田港振興センター
- 2 指定管理者  
秋田市中通二丁目2番32号 山二ビル5階  
株式会社 秋田東北ダイケン
- 3 指定管理者の指定期間  
平成27年 4月 1日から平成32年 3月31日まで
- 4 変更があった事項およびその内容

団体の名称  
変更前 株式会社 秋田東北ダイケン  
変更後 株式会社 秋田スパ・アンド・ドライブイン・サービス

代表者の氏名  
変更前 代表取締役 高 井 行 則  
変更後 代表取締役 金 子 宗 典

- 5 変更年月日  
平成31年 4月 1日
- 6 変更理由  
会社分割承継による

**秋田市告示第85号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 契約の始期  
平成31年 4月 1日
- 2 費用額の算定方法  
別表（省略）のとおり
- 3 契約の相手方  
氏名 泉 田 雅 俊  
住所 秋田県横手市平城町10番24号
- 4 費用の支払方法  
監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。

**秋田市告示第86号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市保健所取扱手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の住所および氏名  
秋田市八橋南一丁目8番3号  
秋田食品衛生協会  
会長 浅 利 勇
- 2 委託の期間  
平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日までの1年間

**秋田市告示第87号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年 3月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市千秋城下町6番1号	株式会社加賀谷書店 代表取締役 加賀谷 龍 二
秋田市卸町三丁目7番2号	秋田協同書籍株式会社 代表取締役 柳 原 知 明
秋田市旭南一丁目6番5号	海青舎 代表 三 浦 正 宏
能代市畠町7番31号	合資社一長堂 代表社員 嶋 田 マ サ
東京都千代田区神田神保町二丁目2番地22	株式会社六一書房 代表取締役 八 木 唯 史
秋田市山王四丁目1番1号	有限会社太田書店 代表取締役 太 田 盟 子

- 2 委託期間  
平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

秋田市告示第88号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一つ森公園テニスコートほかの使用料徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

1 徴収業務名

- (1) 一つ森公園テニスコート
- (2) 一つ森公園コミュニティ体育館
- (3) 一つ森公園弓道場
- (4) 雄物川河川緑地テニスコート
- (5) 雄物川河川緑地野球場

2 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番地 1  
公益財団法人秋田市総合振興公社  
理事長 菅 原 真

3 委託期間

平成31年 4月 1 日から平成32年 3月31日まで

秋田市告示第89号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号  
企業組合秋田中高年雇用福祉事業団  
代表理事 橋 村 孝 志

2 委託契約期間

平成31年 4月 1 日から平成32年 3月31日まで

秋田市告示第90号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の所在地および氏名

秋田市山王三丁目 1 番 7 号  
株式会社友愛ビルサービス  
代表取締役 小 畑 悟

2 委託契約期間

平成31年 4月 1 日から平成32年 3月31日まで

1 道路の区域および供用開始の区間

整理番号	路 線 名	起 終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
21011	牛島東一丁目12号線	牛島東一丁目10番 6 地先 牛島東一丁目24番74地先	56.80	5.30 ～ 6.00

秋田市告示第91号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、放置自転車等撤去保管手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号  
企業組合秋田中高年雇用福祉事業団  
代表理事 橋 村 孝 志

2 委託契約期間

平成31年 4月 1 日から平成32年 3月31日まで

秋田市告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第 9 条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3月26日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路 線 名	起 終 点	重要な経過地
21011	牛島東一丁目12号線	牛島東一丁目10番 6 地先 牛島東一丁目24番74地先	
30873	泉北一丁目 1 号線	泉北一丁目16番 1 地先 泉北一丁目16番 7 地先	
30874	寺内神屋敷 9 号線	寺内神屋敷295番51地先 寺内神屋敷295番66地先	
51051	仁井田小中 島 3 号線	仁井田小中島245番 4 地先 仁井田小中島225番11地先	
60879	新屋沖田町 15号線	新屋沖田町52番 1 地先 新屋沖田町122番 3 地先	

2 縦覧期間

平成31年 3月26日から同年 4月12日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3月26日

秋田市長 穂 積 志



30873	泉北一丁目1号線	泉北一丁目16番1地先 泉北一丁目16番7地先	103.40	6.00 ～ 6.00
30874	寺内神屋敷9号線	寺内神屋敷295番51地先 寺内神屋敷295番66地先	323.10	10.00 ～ 15.00
51051	仁井田小中島3号線	仁井田小中島245番4地先 仁井田小中島225番11地先	110.90	6.00 ～ 6.00
60879	新屋沖田町15号線	新屋沖田町52番1地先 新屋沖田町122番3地先	70.50	6.00 ～ 6.30

2 縦覧期間

平成31年3月26日から同年4月12日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第94号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、南部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月26日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市御野場一丁目5番1号  
南部地域づくり協議会  
会長 佐藤 義明

2 委託期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

秋田市告示第95号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月26日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号  
公益社団法人 秋田県獣医師会  
会長 砂原 和文

2 委託の期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間

秋田市告示第96号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、犬の登録手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月26日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号  
公益社団法人 秋田県獣医師会  
会長 砂原 和文

2 委託の期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間

秋田市告示第97号

秋田市都市緑化の推進に関する条例（平成14年秋田市条例第27号）第2条第1項に規定する都市緑化の推進に関する基本方針を

次のとおり変更したので、同条第3項および第4項の規定により告示する。

平成31年3月27日

秋田市長 穂 積 志

都市緑化の推進に関する基本方針の変更

平成23年2月25日付け秋田市告示第35号で、都市緑化の推進に関する基本方針に位置つけた秋田市緑の基本計画（平成20年3月策定）を平成31年3月19日付けで改定したことから、同方針についても同様に変更する。

秋田市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、別図1（省略）に示す字の区域およびその名称を別図2（省略）に示すとおり変更することから、同条第2項の規定に基づき、告示する。

この変更の処分は、平成31年7月1日から効力を生ずるものとする。

平成31年3月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更前の字名、字界 別図1（省略）のとおり
- 2 変更後の町名、町界 別図2（省略）のとおり
- 3 実施期日 平成31年7月1日

秋田市告示第99号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、中央卸売市場および公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月28日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市外旭川字待合28番地  
あきた市場マネジメント株式会社  
代表取締役 高橋 良治

2 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

秋田市告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 道路の区域および供用開始の区間  
別紙のとおり

- 2 区域変更および供用開始の期日  
平成31年 3月28日
- 3 縦覧期間

平成31年 3月28日から同年 4月16日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8時30分から午後 5時15分まで

別紙

道路の区域および供用開始の区間

道路の種別	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	秋田港北線	秋田市飯島字堀川113番地先 秋田市飯島字堀川86番地先	2,191.10	5.00 ～ 17.00
	新	秋田港北線	秋田市飯島字平右衛門田尻232番1地先 秋田市飯島字堀川86番地先	2,187.80	5.00 ～ 17.00
市道	旧	川尻八橋線	秋田市川尻総社町308番地先 秋田市八橋本町三丁目253番1地先	1,922.30	14.90 ～ 32.20
	新	川尻八橋線	秋田市川尻総社町308番地先 秋田市八橋本町三丁目253番1地先	1,922.30	14.90 ～ 32.20
市道	旧	四ッ屋笹岡線	秋田市將軍野青山町7番6地先 秋田市外旭川字南沢81番6地先	2,250.80	5.40 ～ 21.00
	新	四ッ屋笹岡線	秋田市將軍野青山町7番6地先 秋田市外旭川字南沢81番6地先	2,250.80	5.40 ～ 21.00
市道	旧	南部中央線	秋田市茨島六丁目376番1地先 秋田市御野場新町二丁目200番319地先	3,830.00	20.00 ～ 24.00
	新	南部中央線	秋田市茨島六丁目376番1地先 秋田市御野場新町二丁目200番319地先	3,830.00	20.00 ～ 24.00
市道	旧	高清水公園線	秋田市將軍野南一丁目72番12地先 秋田市寺内字大畑357番1地先	1,033.60	6.80 ～ 10.40
	新	高清水公園線	秋田市將軍野南一丁目72番12地先 秋田市寺内字大畑357番1地先	1,033.60	6.80 ～ 10.40
市道	旧	八橋外旭川線	秋田市八橋田五郎一丁目196番4地先 秋田市外旭川字堂ノ前183番7地先	2,267.40	3.80 ～ 13.30
	新	八橋外旭川線	秋田市八橋田五郎一丁目196番4地先 秋田市外旭川字堂ノ前183番7地先	2,267.40	3.80 ～ 13.30
市道	旧	山王西線	秋田市山王四丁目35番1地先 秋田市山王三丁目103番地先	580.50	10.80 ～ 11.10
	新	山王西線	秋田市山王四丁目35番1地先 秋田市山王三丁目103番地先	580.50	10.80 ～ 11.10
市道	旧	仁井田牛島線	秋田市仁井田字中新田7番地先 秋田市牛島東七丁目28番10地先	2,278.50	2.90 ～ 11.20
	新	仁井田牛島線	秋田市仁井田字中新田7番地先 秋田市牛島東七丁目28番10地先	2,278.50	2.90 ～ 11.20
市道	旧	土手下広面線	秋田市広面字土手下41番1地先 秋田市広面字広面269番4地先	1,387.30	6.00 ～ 12.20
	新	土手下広面線	秋田市広面字土手下41番1地先 秋田市広面字広面269番4地先	1,387.30	6.00 ～ 12.20
市道	旧	牛島西潟敷線	秋田市牛島西三丁目329番3地先 秋田市仁井田字西潟敷1番21地先	969.40	4.40 ～ 12.40
	新	牛島西潟敷線	秋田市牛島西三丁目329番3地先 秋田市仁井田字西潟敷1番21地先	969.40	4.40 ～ 12.40
市道	旧	金属団地3号線	秋田市川尻町字大川反170番3地先 秋田市川尻町字大川反170番98地先	1,047.00	12.00 ～ 13.20
	新	金属団地3号線	秋田市川尻町字大川反170番3地先 秋田市川尻町字大川反170番98地先	1,047.00	12.00 ～ 13.20
市道	旧	金属団地4号線	秋田市川尻町字大川反170番46地先 秋田市川尻町字大川反170番27地先	485.10	12.00 ～ 12.00

	新	金属团地 4 号線	秋田市川尻町字大川反170番46地先 秋田市川尻町字大川反170番27地先	485.10	12.00 ～ 12.00
市道	旧	金属团地 5 号線	秋田市川尻町字大川反170番44地先 秋田市川尻町字大川反170番43地先	145.20	11.90 ～ 12.00
	新	金属团地 5 号線	秋田市川尻町字大川反170番44地先 秋田市川尻町字大川反170番43地先	145.20	11.90 ～ 12.00
市道	旧	金属团地 6 号線	秋田市川尻町字大川反170番95地先 秋田市川尻町字大川反170番50地先	125.00	12.00 ～ 12.00
	新	金属团地 6 号線	秋田市川尻町字大川反170番95地先 秋田市川尻町字大川反170番50地先	125.00	12.00 ～ 12.00
市道	旧	山王五丁目 1 号線	秋田市山王五丁目82番地先 秋田市山王五丁目227番地先	240.50	5.80 ～ 6.70
	新	山王五丁目 1 号線	秋田市山王五丁目82番地先 秋田市山王五丁目227番地先	240.50	5.80 ～ 6.70
市道	旧	大町旭南線	秋田市大町三丁目101番地先 秋田市旭南二丁目618番地先	1,154.70	6.50 ～ 11.90
	新	大町旭南線	秋田市大町三丁目101番地先 秋田市旭南二丁目618番地先	1,154.70	6.50 ～ 11.90
市道	旧	下新橋線	秋田市南通亀の町42番 6 地先 秋田市旭南二丁目412番 2 地先	266.20	5.30 ～ 9.10
	新	下新橋線	秋田市南通亀の町42番 6 地先 秋田市旭南二丁目412番 2 地先	266.20	5.30 ～ 9.10
市道	旧	金属团地11号線	秋田市川尻町字大川反170番41地先 秋田市川尻町字大川反170番76地先	53.00	12.00 ～ 12.00
	新	金属团地11号線	秋田市川尻町字大川反170番41地先 秋田市川尻町字大川反170番76地先	53.00	12.00 ～ 12.00
市道	旧	手形若葉町 3 号線	秋田市手形字西谷地40番 6 地先 秋田市手形字西谷地 5 番 1 地先	336.50	4.20 ～ 6.00
	新	手形若葉町 3 号線	秋田市手形字西谷地40番 6 地先 秋田市手形字西谷地 5 番 1 地先	336.50	4.20 ～ 6.00
市道	旧	樋ノ口中町 3 号線	秋田市広面字樋ノ口84番 5 地先 秋田市広面字樋ノ口116番 1 地先	109.50	6.00 ～ 6.00
	新	樋ノ口中町 3 号線	秋田市広面字樋ノ口84番 5 地先 秋田市広面字樋ノ口116番 1 地先	109.50	6.00 ～ 6.00
市道	旧	仁井田目長田 1 号線	秋田市仁井田字仲谷地 1 番 1 地先 秋田市仁井田字目長田139番地先	828.50	5.10 ～ 13.80
	新	仁井田目長田 1 号線	秋田市仁井田字仲谷地 1 番 1 地先 秋田市仁井田字目長田139番地先	828.50	5.40 ～ 13.80
市道	旧	手形若葉町 7 号線	秋田市手形字西谷地70番 1 地先 秋田市手形字西谷地91番 4 地先	109.90	4.00 ～ 4.00
	新	手形若葉町 7 号線	秋田市手形字西谷地70番 1 地先 秋田市手形字西谷地91番 4 地先	109.90	6.00 ～ 6.00
市道	旧	土崎南三丁目将軍野線	秋田市土崎港南三丁目155番 1 地先 秋田市将軍野南一丁目 1 番地先	759.10	1.00 ～ 4.00
	新	土崎南三丁目将軍野線	秋田市土崎港南三丁目155番 1 地先 秋田市将軍野南一丁目246番 2 地先	533.70	1.50 ～ 3.60
市道	旧	イサノ11号線	秋田市八橋イサノ一丁目198番 2 地先 秋田市八橋イサノ一丁目198番 5 地先	53.40	4.00 ～ 4.00
	新	イサノ11号線	秋田市八橋イサノ一丁目198番 2 地先 秋田市八橋イサノ一丁目198番 5 地先	53.40	4.00 ～ 6.00
市道	旧	土崎中央六丁目 2 号線	秋田市土崎港中央六丁目224番地先 秋田市土崎港中央六丁目86番 8 地先	336.10	7.50 ～ 11.40
	新	土崎中央六丁目 2 号線	秋田市土崎港中央六丁目224番地先 秋田市土崎港中央六丁目375番11地先	388.30	7.50 ～ 87.30

市道	旧	将軍野堰越 1 号線	秋田市将軍野青山町201番地先 秋田市将軍野堰越252番 3 地先	572.50	5.90 ~ 10.00
	新	将軍野堰越 1 号線	秋田市将軍野青山町201番地先 秋田市将軍野堰越252番 3 地先	572.50	5.90 ~ 10.00
市道	旧	将軍野団地 1 号線	秋田市将軍野桂町50番 4 地先 秋田市将軍野桂町68番 6 地先	852.40	5.90 ~ 7.20
	新	将軍野団地 1 号線	秋田市将軍野桂町50番 4 地先 秋田市将軍野桂町68番 6 地先	852.40	5.90 ~ 7.20
市道	旧	野村田中線	秋田市外旭川字野村46番 2 地先 秋田市外旭川字田中44番 1 地先	441.60	3.80 ~ 6.10
	新	野村田中線	秋田市外旭川字野村46番 2 地先 秋田市外旭川字田中44番 1 地先	441.60	3.80 ~ 6.10
市道	旧	将軍野東二丁目 6 号線	秋田市将軍野東二丁目26番21地先 秋田市将軍野東二丁目31番206地先	420.40	4.00 ~ 6.10
	新	将軍野東二丁目 6 号線	秋田市将軍野東二丁目26番21地先 秋田市将軍野東二丁目31番206地先	420.40	4.00 ~ 6.10
市道	旧	土崎中央六丁目13号線	秋田市土崎港中央六丁目375番 7 地先 秋田市土崎港中央六丁目375番13地先	129.20	6.00 ~ 6.00
	新	土崎中央六丁目13号線	秋田市土崎港中央六丁目375番 7 地先 秋田市土崎港中央六丁目375番13地先	129.20	6.00 ~ 6.00
市道	旧	土崎駅東線	秋田市土崎港北四丁目24番 1 地先 秋田市土崎港東三丁目136番 2 地先	1,070.00	4.90 ~ 10.50
	新	土崎駅東線	秋田市土崎港北四丁目24番 1 地先 秋田市土崎港東三丁目136番 2 地先	1,070.00	4.90 ~ 10.50
市道	旧	飯島大崩 4 号線	秋田市飯島字大崩79番地先 秋田市飯島字大崩120番地先	226.70	4.00 ~ 6.00
	新	飯島大崩 4 号線	秋田市土崎港北三丁目79番 1 地先 秋田市土崎港北三丁目120番地先	226.70	4.00 ~ 6.60
市道	旧	飯島大崩 5 号線	秋田市飯島字大崩121番12地先 秋田市飯島字大崩121番14地先	62.60	6.00 ~ 6.10
	新	飯島大崩 5 号線	秋田市飯島字大崩121番12地先 秋田市飯島字大崩121番14地先	62.60	6.00 ~ 6.10
市道	旧	相染町中谷地15号線	秋田市土崎港相染町字中谷地93番 1 地先 秋田市土崎港相染町字中谷地90番 5 地先	122.80	6.00 ~ 6.00
	新	相染町中谷地15号線	秋田市土崎港相染町字中谷地93番 1 地先 秋田市土崎港相染町字中谷地90番 5 地先	122.80	6.00 ~ 6.00
市道	旧	土崎駅前線	秋田市土崎港中央五丁目71番 3 地先 秋田市土崎港中央六丁目375番11地先	397.30	18.00 ~ 87.30
	新	土崎駅前線	秋田市土崎港中央五丁目71番 3 地先 秋田市土崎港中央六丁目379番 7 地先	349.00	18.00 ~ 18.00
市道	旧	外旭川三後田 2 号線	秋田市外旭川字三後田26番 1 地先 秋田市外旭川字三後田71番 6 地先	128.60	6.00 ~ 6.00
	新	外旭川三後田 2 号線	秋田市外旭川字三後田26番 1 地先 秋田市外旭川字三後田71番 6 地先	128.60	6.00 ~ 6.00
市道	旧	仁井田大野 1 号線	秋田市仁井田字大野846番 3 地先 秋田市仁井田字大野311番地先	609.60	6.00 ~ 7.40
	新	仁井田大野 1 号線	秋田市仁井田字大野846番 3 地先 秋田市仁井田字大野311番地先	609.60	6.00 ~ 7.40
市道	旧	仁井田潟中町11号線	秋田市仁井田潟中町129番 1 地先 秋田市仁井田潟中町129番 5 地先	115.00	6.00 ~ 6.00
	新	仁井田潟中町11号線	秋田市仁井田潟中町129番 1 地先 秋田市仁井田潟中町154番 3 地先	112.60	6.00 ~ 6.10
市道	旧	仁井田新田三丁目大野線	秋田市仁井田新田三丁目223番 1 地先 秋田市仁井田字大野273番 1 地先	1,248.10	5.30 ~ 7.50

	新	仁井田新田三丁目大野線	秋田市仁井田新田三丁目223番1地先 秋田市仁井田字大野273番1地先	1,248.10	5.30 ～ 7.50
市道	旧	仁井田大野8号線	秋田市仁井田字大野126番3地先 秋田市仁井田字大野123番3地先	129.70	4.00 ～ 4.20
	新	仁井田大野8号線	秋田市仁井田字大野126番3地先 秋田市仁井田字大野123番3地先	129.70	4.00 ～ 4.20
市道	旧	新屋船場町1号線	秋田市新屋勝平町河川敷 秋田市新屋勝平町282番9地先	82.30	6.70 ～ 6.70
	新	新屋船場町1号線	秋田市新屋勝平町河川敷 秋田市新屋勝平町282番9地先	89.20	9.50 ～ 9.50
市道	旧	新屋日吉町栗田町線	秋田市新屋日吉町100番地先 秋田市新屋栗田町205番地先	1,524.00	3.90 ～ 9.50
	新	新屋日吉町栗田町線	秋田市新屋日吉町100番地先 秋田市新屋栗田町205番地先	1,524.00	3.90 ～ 9.50
市道	旧	新屋表町元町線	秋田市新屋表町302番地先 秋田市新屋元町329番地先	759.00	8.00 ～ 16.00
	新	新屋表町元町線	秋田市新屋表町302番地先 秋田市新屋元町329番地先	759.00	7.00 ～ 15.00
市道	旧	新屋前野町宮田沢線	秋田市新屋前野町84番2地先 秋田市浜田字宮田沢156番地先	1,265.00	3.00 ～ 13.60
	新	新屋前野町宮田沢線	秋田市新屋前野町84番2地先 秋田市浜田字宮田沢156番地先	1,265.00	3.00 ～ 13.60
市道	旧	田尻沢中町10号線	秋田市新屋田尻沢中町50番5地先 秋田市新屋田尻沢中町445番地先	232.50	5.70 ～ 6.00
	新	田尻沢中町10号線	秋田市新屋田尻沢中町50番5地先 秋田市新屋田尻沢中町445番地先	232.50	5.70 ～ 6.00
市道	旧	豊岩小山線	秋田市豊岩小山字前田表1番2地先 秋田市豊岩小山字袖ノ沢55番地先	701.40	4.80 ～ 21.20
	新	豊岩小山線	秋田市豊岩小山字前田表1番2地先 秋田市豊岩小山字袖ノ沢55番地先	701.40	4.80 ～ 21.20
市道	旧	豊岩小山前田表2号線	秋田市豊岩小山字前田表148番1地先 秋田市豊岩小山字前田表154番5地先	123.50	4.10 ～ 5.30
	新	豊岩小山前田表2号線	秋田市豊岩小山字前田表148番1地先 秋田市豊岩小山字前田表154番5地先	123.50	4.10 ～ 5.30
市道	旧	長浜荒郷屋寺ノ沢線	秋田市下浜長浜字荒郷屋122番3地先 秋田市下浜長浜字寺ノ沢9番3地先	3,132.50	3.10 ～ 19.00
	新	長浜荒郷屋寺ノ沢線	秋田市下浜長浜字荒郷屋122番3地先 秋田市下浜長浜字寺ノ沢9番3地先	3,132.50	3.10 ～ 19.00
市道	旧	横長根水垂線	秋田市下浜羽川字水垂92番9地先 秋田市下浜羽川字横長根32番61地先	518.00	3.00 ～ 8.00
	新	横長根水垂線	秋田市下浜羽川字水垂92番9地先 秋田市下浜羽川字横長根32番61地先	551.70	3.30 ～ 8.00
市道	旧	新屋天秤野1号線	秋田市新屋天秤野68番1地先 秋田市新屋天秤野68番27地先	439.60	4.00 ～ 6.30
	新	新屋天秤野1号線	秋田市新屋天秤野68番1地先 秋田市新屋天秤野68番27地先	439.60	4.00 ～ 6.30
市道	旧	新屋前野町9号線	秋田市新屋前野町106番10地先 秋田市新屋前野町111番12地先	165.00	6.00 ～ 6.00
	新	新屋前野町9号線	秋田市新屋前野町106番10地先 秋田市新屋前野町111番12地先	165.00	6.00 ～ 6.00
市道	旧	羽川横長根2号線	秋田市下浜羽川字横長根32番58地先 秋田市下浜羽川字横長根32番79地先	137.60	4.00 ～ 4.20
	新	羽川横長根2号線	秋田市下浜羽川字横長根32番58地先 秋田市下浜羽川字横長根32番79地先	105.90	4.00 ～ 4.20



市道	旧	下北手前谷地2号線	秋田市下北手松崎字前谷地21番1地先 秋田市下北手松崎字前谷地29番1地先	73.50	3.00 ~ 3.00
	新	下北手前谷地2号線	秋田市下北手松崎字前谷地21番1地先 秋田市下北手松崎字前谷地29番1地先	73.50	4.50 ~ 7.00
市道	旧	前田面1号線	秋田市下北手柳館字前田面121番2地先 秋田市下北手柳館字前田面20番地先	494.00	3.30 ~ 5.70
	新	前田面1号線	秋田市下北手柳館字前田面121番2地先 秋田市下北手柳館字前田面20番地先	494.00	3.30 ~ 5.70
市道	旧	前田面2号線	秋田市下北手柳館字向田247番地先 秋田市下北手柳館字向田247番地先	16.80	4.00 ~ 4.40
	新	前田面2号線	秋田市下北手柳館字向田247番地先 秋田市下北手柳館字向田247番地先	16.80	4.00 ~ 4.60
市道	旧	桜一丁目26号線	秋田市桜一丁目192番1地先 秋田市桜一丁目188番1地先	142.00	5.00 ~ 6.00
	新	桜一丁目26号線	秋田市桜一丁目192番1地先 秋田市桜一丁目188番13地先	142.00	4.00 ~ 6.00
市道	旧	黒沢5号線	秋田市太平黒沢字子田162番地先 秋田市太平黒沢字子田62番1地先	306.30	6.00 ~ 22.00
	新	黒沢5号線	秋田市太平黒沢字子田162番地先 秋田市太平黒沢字子田62番1地先	307.60	6.00 ~ 22.00
市道	旧	坂本式田線	秋田市河辺和田坂本北335番2地先 秋田市河辺和田下石川293番1地先	1,395.50	2.60 ~ 10.10
	新	坂本式田線	秋田市河辺和田坂本北335番2地先 秋田市河辺和田下石川293番1地先	1,390.70	3.00 ~ 6.40
市道	旧	仙翁台線	秋田市河辺岩見杉沢台下3番地先 秋田市河辺岩見賤ノ神57番地先	2,551.00	5.50 ~ 15.30
	新	仙翁台線	秋田市河辺岩見杉沢台下3番地先 秋田市河辺岩見賤ノ神57番地先	2,551.00	5.50 ~ 15.30
市道	旧	留見瀬2号線	秋田市河辺岩見萱森下野27番地先 秋田市河辺岩見萱森392番地先	346.40	5.10 ~ 8.00
	新	留見瀬2号線	秋田市河辺岩見萱森下野27番地先 秋田市河辺岩見萱森392番地先	346.40	5.10 ~ 8.00
市道	旧	畑谷線	秋田市河辺戸島下久保21番地先 秋田市河辺畑谷大又58番地先	1,844.30	5.00 ~ 16.70
	新	畑谷線	秋田市河辺戸島下久保21番地先 秋田市河辺畑谷大又58番地先	1,844.30	5.00 ~ 16.70
市道	旧	芝野本田線	秋田市雄和芝野新田字中台51番1地先 秋田市雄和田草川字太田34番地先	1,330.60	5.00 ~ 12.20
	新	芝野本田線	秋田市雄和芝野新田字中台51番1地先 秋田市雄和田草川字太田34番地先	1,330.60	5.00 ~ 12.20
市道	旧	山田線	秋田市雄和碓田字梵天野12番地先 秋田市雄和碓田字シコウ沢19番地先	2,291.00	3.00 ~ 15.50
	新	山田線	秋田市雄和碓田字梵天野12番地先 秋田市雄和碓田字シコウ沢19番地先	2,291.00	3.00 ~ 15.50
市道	旧	大巻19号線	秋田市広面字大巻50番2地先 秋田市広面字大巻50番5地先	51.69	6.00 ~ 6.00
	新	大巻19号線	秋田市広面字大巻50番2地先 秋田市広面字大巻50番5地先	51.70	6.00 ~ 6.00
市道	旧	仁井田目長田17号線	秋田市仁井田目長田二丁目144番2地先 秋田市仁井田目長田二丁目144番5地先	55.00	6.01 ~ 6.04
	新	仁井田目長田17号線	秋田市仁井田目長田二丁目144番2地先 秋田市仁井田目長田二丁目144番5地先	55.00	6.00 ~ 6.00
市道	旧	秋田駅東西歩道橋線	秋田市檀山字長沼218番1地先 秋田市東通仲町454番1地先	250.36	4.70 ~ 9.30



	新	秋田駅東西歩道橋線	秋田市榎山字長沼218番1地先 秋田市東通仲町454番1地先	266.70	3.00 ~ 5.00
市道	旧	手形山崎28号線	秋田市手形字山崎44番10地先 秋田市手形字山崎92番11地先	65.86	6.00 ~ 6.00
	新	手形山崎28号線	秋田市手形字山崎44番10地先 秋田市手形字山崎92番11地先	65.90	6.00 ~ 6.00
市道	旧	手形若葉町8号線	秋田市手形字西谷地43番2地先 秋田市手形字西谷地43番3地先	53.25	6.00 ~ 6.00
	新	手形若葉町8号線	秋田市手形字西谷地43番2地先 秋田市手形字西谷地43番3地先	53.30	6.00 ~ 6.00
市道	旧	仁井田本町19号線	秋田市仁井田本町三丁目24番5地先 秋田市仁井田本町三丁目24番7地先	48.47	6.00 ~ 6.00
	新	仁井田本町19号線	秋田市仁井田本町三丁目24番5地先 秋田市仁井田本町三丁目24番7地先	48.50	6.00 ~ 6.00
市道	旧	保戸野八丁23号線	秋田市保戸野八丁136番4地先 秋田市保戸野八丁136番44地先	94.18	6.00 ~ 6.00
	新	保戸野八丁23号線	秋田市保戸野八丁136番4地先 秋田市保戸野八丁136番44地先	94.20	6.00 ~ 6.00
市道	旧	秋田外環状4号線	秋田市上新城中字袖ヶ沢30番13地先 秋田市上新城中字袖ヶ沢85番16地先	325.00	5.00 ~ 45.00
	新	秋田外環状4号線	秋田市上新城中字袖ヶ沢30番13地先 秋田市上新城中字袖ヶ沢85番16地先	327.00	3.50 ~ 9.50
市道	旧	秋田外環状5号線	秋田市上新城中字片野36番17地先 秋田市上新城中字片野316番1地先	363.00	5.00 ~ 38.00
	新	秋田外環状5号線	秋田市上新城中字片野36番17地先 秋田市上新城中字片野316番1地先	366.40	6.00 ~ 30.50
市道	旧	秋田外環状6号線	秋田市上新城中字袖ヶ沢113番5地先 秋田市上新城中字袖ヶ沢112番地先	63.00	8.00 ~ 40.00
	新	秋田外環状6号線	秋田市上新城中字袖ヶ沢113番5地先 秋田市上新城中字袖ヶ沢112番地先	109.00	3.30 ~ 12.00
市道	旧	秋田外環状7号線	秋田市上新城中字堂ノ前121番1地先 秋田市上新城中字袖ヶ沢61番2地先	97.00	10.00 ~ 15.00
	新	秋田外環状7号線	秋田市上新城中字堂ノ前121番1地先 秋田市上新城中字袖ヶ沢61番2地先	99.60	3.20 ~ 12.50
市道	旧	土崎駅東西歩道橋線	秋田市土崎港北一丁目87番8地先 秋田市土崎港中央六丁目387番1地先	132.18	4.85 ~ 6.30
	新	土崎駅東西歩道橋線	秋田市土崎港北一丁目87番8地先 秋田市土崎港中央六丁目387番1地先	143.30	5.70 ~ 5.70
市道	旧	将軍野東二丁目25号線	秋田市将軍野東二丁目33番12地先 秋田市将軍野東二丁目33番12地先	36.42	7.17 ~ 7.36
	新	将軍野東二丁目25号線	秋田市将軍野東二丁目33番12地先 秋田市将軍野東二丁目33番12地先	36.40	7.20 ~ 7.40
市道	旧	相染町中谷地17号線	秋田市土崎港相染町字中谷地90番1地先 秋田市土崎港相染町字中谷地45番3地先	204.52	6.00 ~ 6.31
	新	相染町中谷地17号線	秋田市土崎港相染町字中谷地90番1地先 秋田市土崎港相染町字中谷地45番3地先	204.50	6.00 ~ 6.30
市道	旧	相染町中谷地18号線	秋田市土崎港相染町字中谷地48番7地先 秋田市土崎港相染町字中谷地48番11地先	96.98	6.00 ~ 6.00
	新	相染町中谷地18号線	秋田市土崎港相染町字中谷地48番7地先 秋田市土崎港相染町字中谷地48番11地先	97.00	6.00 ~ 6.00
市道	旧	相染町中谷地19号線	秋田市土崎港相染町字中谷地48番26地先 秋田市土崎港相染町字中谷地47番6地先	69.42	6.00 ~ 6.00
	新	相染町中谷地19号線	秋田市土崎港相染町字中谷地48番26地先 秋田市土崎港相染町字中谷地47番6地先	69.40	6.00 ~ 6.00

市道	旧	相染町中谷地20号線	秋田市土崎港相染町字中谷地45番9地先 秋田市土崎港相染町字中谷地44番3地先	55.63	6.00 ～ 6.00
	新	相染町中谷地20号線	秋田市土崎港相染町字中谷地45番9地先 秋田市土崎港相染町字中谷地44番3地先	55.60	6.00 ～ 6.00
市道	旧	将軍野東二丁目26号線	秋田市将軍野東二丁目160番43地先 秋田市将軍野東二丁目318番1地先	60.28	6.00 ～ 6.08
	新	将軍野東二丁目26号線	秋田市将軍野東二丁目160番43地先 秋田市将軍野東二丁目318番1地先	59.10	6.00 ～ 6.10
市道	旧	寺内三千刈21号線	秋田市寺内字三千刈460番5地先 秋田市寺内字三千刈460番6地先	52.68	7.01 ～ 7.01
	新	寺内三千刈21号線	秋田市寺内字三千刈460番5地先 秋田市寺内字三千刈460番6地先	53.90	7.00 ～ 7.10
市道	旧	青山町13号線	秋田市将軍野青山町134番2地先 秋田市将軍野青山町134番3地先	55.50	6.67 ～ 6.74
	新	青山町13号線	秋田市将軍野青山町134番2地先 秋田市将軍野青山町134番3地先	55.50	6.70 ～ 6.70
市道	旧	土崎北三丁目16号線	秋田市土崎港北三丁目121番38地先 秋田市土崎港北三丁目121番41地先	102.52	6.00 ～ 6.00
	新	土崎北三丁目16号線	秋田市土崎港北三丁目121番38地先 秋田市土崎港北三丁目121番41地先	105.10	6.00 ～ 6.00
市道	旧	新屋前野町19号線	秋田市新屋前野町11番11地先 秋田市新屋前野町10番6地先	67.48	6.00 ～ 6.00
	新	新屋前野町19号線	秋田市新屋前野町11番11地先 秋田市新屋前野町10番6地先	71.90	6.00 ～ 6.00
市道	旧	山谷青葉台線	秋田市太平山谷字中山谷247番7地先 秋田市太平山谷字中山谷246番8地先	299.65	6.00 ～ 6.03
	新	山谷青葉台線	秋田市太平山谷字中山谷247番7地先 秋田市太平山谷字中山谷246番8地先	299.70	6.00 ～ 6.00
市道	旧	秋田外環状8号線	秋田市上新城中字堂ノ前195番地先 秋田市上新城中字堂ノ前203番地先	456.50	5.00 ～ 12.00
	新	秋田外環状8号線	秋田市上新城中字堂ノ前195番地先 秋田市上新城中字堂ノ前203番地先	452.20	6.00 ～ 13.00
市道	旧	秋田外環状9号線	秋田市上新城中字袖ヶ沢78番3地先 秋田市下新城岩城字上川原38番1地先	567.00	5.00 ～ 30.00
	新	秋田外環状9号線	秋田市上新城中字袖ヶ沢78番3地先 秋田市下新城岩城字上川原38番1地先	578.00	5.00 ～ 31.50
市道	旧	秋田外環状10号線	秋田市下新城中字槻ノ木70番2地先 秋田市下新城中字槻ノ木64番2地先	35.00	10.00 ～ 10.00
	新	秋田外環状10号線	秋田市下新城中字槻ノ木70番2地先 秋田市下新城中字槻ノ木64番2地先	35.00	10.00 ～ 14.00
市道	旧	追分駅東西歩道橋線	秋田市金足追分字海老穴256番4地先 秋田市金足追分字海老穴257番4地先	119.25	4.10 ～ 4.10
	新	追分駅東西歩道橋線	秋田市金足追分字海老穴256番4地先 秋田市金足追分字海老穴257番4地先	124.80	3.50 ～ 3.50
市道	旧	美砂町2号線	秋田市飯島美砂町324番5地先 秋田市飯島美砂町16番257地先	210.69	4.00 ～ 4.54
	新	美砂町2号線	秋田市飯島美砂町324番5地先 秋田市飯島美砂町16番257地先	193.30	4.00 ～ 4.50

秋田市告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 道路の区域および供用開始の区間別紙のとおり
- 2 区域変更および供用開始の期日  
平成31年 3月28日

3 縦覧期間

平成31年 3月28日から同年 4月16日まで。ただし、土曜日お

よび日曜日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

別紙

1 道路の区域変更の区間

道路の種別	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	豊町日吉町線	秋田市新屋豊町109番 5 地先 秋田市新屋日吉町308番地先	3,435.10	16.00 ～ 20.00
	新	豊町日吉町線	秋田市新屋豊町109番 5 地先 秋田市新屋日吉町308番地先	3,435.10	16.00 ～ 20.00
市道	旧	秋田環状 1 号線	秋田市茨島二丁目16番 1 地先 秋田市中通二丁目200番地先	4,155.10	6.20 ～ 22.00
	新	秋田環状 1 号線	秋田市茨島二丁目16番 1 地先 秋田市中通二丁目200番地先	4,155.10	6.20 ～ 22.00
市道	旧	割山南浜線	秋田市茨島五丁目15番 1 地先 秋田市新屋町字割山333番 1 地先	2,777.70	10.50 ～ 43.00
	新	割山南浜線	秋田市茨島五丁目15番 1 地先 秋田市新屋町字割山333番 1 地先	2,777.70	10.50 ～ 43.00

2 道路の供用開始の区間

道路の種別	路線名	供用開始区間	備考
市道	豊町日吉町線	秋田市新屋豊町109番 5 地先 秋田市新屋勝平町284番116地先	
市道	秋田環状 1 号線	秋田市茨島二丁目16番 1 地先 秋田市牛島西一丁目363番 7 地先	
		秋田市牛島西一丁目328番 1 地先 秋田市南通築地385番地先	
		秋田市南通築地266番13地先 秋田市中通二丁目200番地先	
市道	割山南浜線	秋田市茨島五丁目15番 1 地先 秋田市新屋勝平町286番 9 地先	

秋田市告示第102号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成31年 3月28日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定年月日
224	セントラル薬局南通店	秋田市南通宮田 1 番 8 号	有限会社赤井代表取締役 赤井保廣	平成31年 3月18日

秋田市告示第103号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第 1 項第 2 号の規定により告示する。

平成31年 3月28日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定廃止年月日
125	セントラル薬局南通店	秋田市南通宮田 1 番 8 号	有限会社赤井代表取締役 赤井保廣	平成31年 3月17日

秋田市告示第104号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成31年 3月28日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定年月日
225	長尾薬局 御野場店	秋田市御野 場新町四丁 目7番25号	株式会社青龍 代表取締役 金子晴雄	平成31年 3月1日

秋田市告示第105号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

平成31年 3月28日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定廃止年月日
59	長尾薬局 御野場店	秋田市御野 場新町四丁 目7番25号	有限会社長尾薬 局 代表取締役 長尾孝之	平成31年 2月28日

秋田市告示第106号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成31年 3月28日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（更生医療）

担当する医療の種類：免疫に関する医療

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定年月日
42	山王胃腸 科	秋田市山王 二丁目1番 49号	医療法人栄山会 理事長 最上 希一郎	平成31年 4月1日

秋田市告示第107号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成31年 3月28日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

1 道路の区域変更の区間

道路の種類	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	旧	菅野地下道線	秋田市泉字道田41番1地先 秋田市外旭川字大畑57番3地先	404.10	4.00 ～ 12.40
	新	菅野地下道線	秋田市泉北四丁目5番地先 秋田市外旭川字大畑57番3地先	436.70	9.60 ～ 48.30

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定年月日
226	ライフ薬局 なかこ うじ	秋田市中通 二丁目2番 7号 トラ ストワンビ ル21 4階	株式会社フォー ベル 代表取締役 大西正鎮	平成31年 4月1日

秋田市告示第108号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第1項の規定に基づき、平成31年度秋田市一般廃棄物処理実施計画を定めたので告示する。

平成31年 3月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第109号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づき、秋田県知事から平成31年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

平成31年 3月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 国土調査として告示された年月日  
平成31年 3月19日 秋田県告示第139号
- 2 調査を実施する者の名称  
秋田市
- 3 調査地区
  - (1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区  
秋田市河辺神内字太田面の一部  
秋田市河辺神内字六枚田の一部  
秋田市河辺神内字一本柳の一部
  - (2) 地籍測量・一筆地調査地区  
秋田市河辺神内字六枚田の一部  
秋田市河辺神内字鶴巻の一部  
秋田市河辺神内字堂坂の一部
- 4 調査期間  
平成31年 4月1日から平成32年 3月31日まで

秋田市告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3月28日

秋田市長 穂 積 志

- 2 区域変更の期日  
平成31年 3月28日
- 3 縦覧期間  
平成31年 3月28日から同年 4月16日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8時30分から午後 5時15分まで

**秋田市告示第111号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1項および第 2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。  
 平成31年 3月28日  
 秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

道路の種別	旧新	路線名	起 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	旧	新屋関町後12号線	秋田市新屋町字関町後187番12地先 秋田市新屋町字関町後187番10地先	493.90	5.90 ～ 6.40
	新	新屋関町後12号線	秋田市新屋町字関町後187番12地先 秋田市新屋町字関町後187番10地先	493.90	5.90 ～ 6.40

- 2 区域変更および供用開始の期日  
平成31年 3月28日
- 3 縦覧期間  
平成31年 3月28日から同年 4月16日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8時30分から午後 5時15分まで

**秋田市告示第112号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1項および第 2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。  
 平成31年 3月28日  
 秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

道路の種別	旧新	路線名	起 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	旧	太田沢本線	秋田市東通館ノ越17地先 秋田市榎山太田町 2地先	148.20	4.90 ～ 7.50
	新	太田沢本線	秋田市東通館ノ越17地先 秋田市榎山太田町 2地先	121.90	5.40 ～ 7.200

- 2 区域変更および供用開始の期日  
平成31年 3月28日
- 3 縦覧期間  
平成31年 3月28日から同年 4月16日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8時30分から午後 5時15分まで

平成31年 3月28日から同年 4月16日まで。ただし、土曜日および日曜日除く、午前 8時30分から午後 5時15分まで

**秋田市告示第113号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2項の規定に基づき、市道路線を次のとおり供用廃止する。  
 その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。  
 平成31年 3月28日  
 秋田市長 穂 積 志

**秋田市告示第114号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第 1項の規定に基づき、平成31年度固定資産税に係る土地又は家屋について、土地課税台帳、家屋課税台帳等に登録された価格を他の価格と比較することのできる土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、次により関係者の縦覧に供するので、同条第 3項の規定により告示する。  
 平成31年 3月28日  
 秋田市長 穂 積 志

1 道路の供用廃止の区間

道路の種別	路線名	供用廃止区間
市道	土崎港自転車歩行者道線	秋田市土崎港中央六丁目68番地先 秋田市土崎港中央六丁目362番地先

- 1 縦覧期間  
平成31年 4月 1日から同年 5月31日まで（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 2 縦覧時間  
午前 8時30分から午後 5時15分まで
- 3 縦覧の場所および内容

場 所	内 容
資産税課	土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿

- 2 供用廃止の期日  
平成31年 3月28日
- 3 縦覧期間

**秋田市告示第115号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律



(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成31年 3月29日

秋田市長 穂 積 志

1 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

担当する医療の種類	指定番号	名称および所在地	更新年月日
眼科に関する医療	20	社会医療法人明和会中通総合病院 秋田市南通みその町3番15号	平成31年 4月1日
整形外科に関する医療	21		
脳神経外科に関する医療	22		
心臓脈管外科に関する医療	23		
腎臓に関する医療	24	秋田赤十字病院 秋田市上北手猿田字猪苗代222番地1	平成31年 4月1日
整形外科に関する医療	25		
形成外科に関する医療	26		
腎臓に関する医療	27		
脳神経外科に関する医療	29		
免疫に関する医療	30	市立秋田総合病院	平成31年 4月1日
腎臓に関する医療	31		
整形外科に関する医療	32		

耳鼻咽喉科に関する医療	33	秋田市川元松丘町4番30号
-------------	----	---------------

2 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)  
担当する医療の種類: 薬局

指定番号	名称	所在地	更新年月日
123	御野場ひかり薬局	秋田市仁井田新田二丁目15番30号	平成31年 4月1日

秋田市告示第116号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 道路の区域および供用開始の区間  
別紙のとおり
- 2 区域変更および供用開始の期日  
平成31年 3月29日
- 3 縦覧期間  
平成31年 3月29日から同年 4月17日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8時30分から午後 5時15分まで

別紙

1 道路の区域変更の区間

道路の種類	旧新	路線名	起終点	総延長(メートル)	幅員(メートル)
市道	旧	川尻寺内線	秋田市川尻大川町176番地先 秋田市寺内字三千刈51番1地先	3,706.10	14.70 ~ 20.00
	新	川尻寺内線	秋田市川尻大川町176番地先 秋田市寺内字三千刈51番1地先	3,706.10	14.70 ~ 20.00

2 道路の供用開始の区間

道路の種類	路線名	供用開始区間	備考
市道	川尻寺内線	秋田市寺内字イサノ59番1地先 秋田市寺内字三千刈51番1地先	

秋田市告示第117号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 道路の区域および供用開始の区間  
別紙のとおり
- 2 区域変更および供用開始の期日  
平成31年 3月29日
- 3 縦覧期間  
平成31年 3月29日から同年 4月17日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8時30分から午後 5時15分まで

別紙

1 道路の区域変更の区間

道路の種類	旧新	路線名	起終点	総延長(メートル)	幅員(メートル)
市道	旧	秋田環状1号線	秋田市茨島二丁目16番1地先 秋田市中通二丁目200番地先	4,155.10	6.20 ~ 22.00



新	秋田環状1号線	秋田市茨島二丁目16番1地先 秋田市中通二丁目200番地先	4,155.10	6.20 ～ 22.00
---	---------	----------------------------------	----------	--------------------

2 道路の供用開始の区間

道路の種別	路線名	供用開始区間	備考
市道	秋田環状1号線	秋田市牛島西一丁目363番4地先 秋田市牛島西一丁目512番5地先	

秋田市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成31年 3月29日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

仁井田学園町町内会

2 認可年月日

平成10年 4月27日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 伊 藤 志 郎

秋田市仁井田本町四丁目12番45号

変更後 安 藤 強

秋田市仁井田本町四丁目11番19号

4 変更年月日

平成31年 3月10日

5 変更の理由

役員改選による

教 委 告 示

秋田市教委告示第4号

平成31年 3月18日午後 3時30分秋田市役所 5階 5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

平成31年 3月14日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

1 秋田市教育委員会人事異動に関する件

2 秋田市指定文化財の指定に関する件

3 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件

4 秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する件

秋田市教委告示第5号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第4条第1項の規定に基づき、次の物件について秋田市指定文化財に指定したので、同条例第6条の規定により告示する。

平成31年 3月27日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

種 別	名 称	員 数	所有者等又は保持者等	
			住 所	氏名又は団体名
有形文化財 (工芸)	桶側丸龍 紋蒔絵紺 糸威二枚 胴具足	1 領	秋田市山王 一丁目1番 1号	秋田市 秋田市長 穂積 志
有形文化財 (彫刻)	木造阿弥 陀如来立 像	1 軀	秋田市雄和 下黒瀬字野 中 8 番地	宗教法人正 覺寺 代表役員 七尾宗弘

選 管 告 示

秋市選管告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成31年 3月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 50分の1の数 5,317人

2 3分の1の数 88,610人

秋市選管告示第2号

平成31年 4月7日執行予定の秋田県議会議員一般選挙および平成31年 4月21日執行予定の秋田市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第4項の規定により告示する。

平成31年 3月20日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

(次のよう略)

秋市選管告示第3号

平成31年 4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第62条の2第1項の規定により告示する。

平成31年 3月28日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時  
平成31年 3月29日 午後 6時

秋市選管告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成31年 3月28日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,318人
- 2 3分の1の数 88,617人

秋市選管告示第5号

平成31年 4月 7日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成31年 3月29日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市役所	秋田市山王一丁目1番1号	平成31年 3月30日から平成31年 4月 6日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市檜山字長沼27番地3	平成31年 3月31日から平成31年 4月 6日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号	平成31年 3月31日から平成31年 4月 6日まで
秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目3番1号	平成31年 3月31日から平成31年 4月 6日まで
秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	平成31年 3月31日から平成31年 4月 6日まで
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	平成31年 3月31日から平成31年 4月 6日まで
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	平成31年 3月31日から平成31年 4月 6日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地1	平成31年 3月31日から平成31年 4月 6日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地2	平成31年 3月31日から平成31年 4月 6日まで
秋田大学手形キャン	秋田市手形学	平成31年 4月 3日

ンパス | 園町1番1号 |

秋市選管告示第6号

平成31年 4月 7日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年 3月29日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰り下げ）
イオンモール秋田	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰り下げ）
秋田市北部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰り上げ）
秋田市西部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰り上げ）
秋田市河辺市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市雄和市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市岩見三内連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田大学手形キャンパス	午前11時00分から午後5時まで（2時間30分繰り下げ、3時間繰り上げ）

秋市選管告示第7号

平成31年 4月 7日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定において読み替えて適用される同法第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第49条の7の規定において読み替えて適用する同令第25条の規定により告示する。

平成31年 3月29日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

平成31年 4月 7日執行  
秋田県議会議員一般選挙  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

職 名	住 所	氏 名
秋田市役所		
平成31年 3月30日		
投票管理者	秋田市高陽青柳町15番25号	根 田 貞 子
職務代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天

平成31年 3月31日

投票管理者	秋田市外旭川字野村51番地5	高橋キ ン
職務代理人	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後藤 天

平成31年 4月1日

投票管理者	秋田市新屋大川町6番8号	赤根谷 光 昭
職務代理人	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後藤 天

平成31年 4月2日

投票管理者	秋田市山王七丁目11番20号	伊藤 芳 高
職務代理人	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後藤 天

平成31年 4月3日

投票管理者	秋田市桜一丁目10番30号	長谷川 ミオ子
職務代理人	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後藤 天

平成31年 4月4日

投票管理者	秋田市八橋三和町8番26号	菊池 恵 子
職務代理人	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後藤 天

平成31年 4月5日

投票管理者	秋田市東通観音前10番25号	加藤 久 行
職務代理人	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後藤 天

平成31年 4月6日

投票管理者	秋田市飯島字家ノ下44番地	浜田 セチ子
職務代理人	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後藤 天

秋田市北部市民サービスセンター

平成31年 3月31日

投票管理者	秋田市寺内堂ノ沢一丁目8番11号	菅原 祐 子
職務代理人	秋田市仁井田本町三丁目1番25号	今野 博 志

平成31年 4月1日

投票管理者	秋田市寺内堂ノ沢一丁目8番11号	菅原 祐 子
職務代理人	秋田市外旭川八柳一丁目14番8号	鎌田 信 一

平成31年 4月2日

投票管理者	秋田市外旭川字梶ノ目298番地2	山本 喜 昭
職務代理人	秋田市八橋本町四丁目5番5号	阿部 修 子

平成31年 4月3日

投票管理者	秋田市土崎港相染町字沼端143番地2	川口 紅 葉
職務代理人	秋田市土崎港東二丁目12	小野 真紀子

番26号

平成31年 4月4日

投票管理者	秋田市土崎港相染町字沼端143番地2	川口 紅 葉
職務代理人	秋田市保戸野原の町6番7号	児玉 功

平成31年 4月5日

投票管理者	秋田市外旭川字梶ノ目298番地2	山本 喜 昭
職務代理人	秋田市仁井田本町三丁目1番25号	今野 博 志

平成31年 4月6日

投票管理者	秋田市土崎港相染町字沼端143番地2	川口 紅 葉
職務代理人	秋田市外旭川八柳一丁目14番8号	鎌田 信 一

秋田市西部市民サービスセンター

平成31年3月31日

投票管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小野 良 治
職務代理人	由利本荘市西目町西目字大盛383番地1	佐藤 一 人

平成31年 4月1日

投票管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小野 良 治
職務代理人	由利本荘市西目町西目字大盛383番地1	佐藤 一 人

平成31年 4月2日

投票管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小野 良 治
職務代理人	由利本荘市西目町西目字大盛383番地1	佐藤 一 人

平成31年 4月3日

投票管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小野 良 治
職務代理人	由利本荘市西目町西目字大盛383番地1	佐藤 一 人

平成31年 4月4日

投票管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小野 良 治
職務代理人	由利本荘市西目町西目字大盛383番地1	佐藤 一 人

平成31年 4月5日

投票管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小野 良 治
職務代理人	由利本荘市西目町西目字大盛383番地1	佐藤 一 人

平成31年 4月6日

投票管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小野 良 治
職務代理人	由利本荘市西目町西目字大盛383番地1	佐藤 一 人

秋田駅東西連絡自由通路

平成31年 3月31日

投票管理者	秋田市桜一丁目3番14号	池田チツ子	平成31年4月4日	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木金満	
職務代理人	秋田市飯島松根東町1番22号	奈良毅	職務代理人	秋田市雄和女米木字川崎7番地	石井浩和		
平成31年4月1日	投票管理者	秋田市土崎港南二丁目3番27号	藤本夫美雄	平成31年4月5日	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地1	石井稔
職務代理人	秋田市大平台二丁目1番地19	加賀巨樹		職務代理人	秋田市東通一丁目8番28号	佐川誠樹	
平成31年4月2日	投票管理者	秋田市河辺岩見字杉沢11番地1	石塚小枝子	平成31年4月6日	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木金満
職務代理人	秋田市川元開和町10番12号	菅原稔		職務代理人	秋田市河辺諸井字下諸井136番地2	長谷部達也	
平成31年4月3日	投票管理者	秋田市土崎港南三丁目9番32号	佐藤信利	秋田市雄和市民サービスセンター			
職務代理人	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大友徹		平成31年3月31日	投票管理者	秋田市御所野下堤一丁目3番13号	加藤志美雄
平成31年4月4日	投票管理者	秋田市土崎港中央七丁目3番3号	保坂せい子	職務代理人	秋田市山王五丁目1番15号	藤田靖	
職務代理人	秋田市桜一丁目10番34号	長谷川美紀子		平成31年4月1日	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐藤常雄
平成31年4月5日	投票管理者	秋田市榎山愛宕下11番38号	渡部温子	職務代理人	秋田市御所野地蔵田四丁目15番3号	池田義高	
職務代理人	秋田市大平台二丁目1番地19	加賀巨樹		平成31年4月2日	投票管理者	秋田市雄和椿川字関田89番地	黒崎欽一
平成31年4月6日	投票管理者	秋田市下新城中野字街道端西89番地109	中川久美子	職務代理人	秋田市御所野地蔵田四丁目15番3号	池田義高	
職務代理人	秋田市桜一丁目10番34号	長谷川美紀子		平成31年4月3日	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地4	金千代司
職務代理人	秋田市仁井田福島一丁目5番13-2号	近藤力		職務代理人	秋田市御所野地蔵田四丁目15番3号	池田義高	
秋田市河辺市民サービスセンター				平成31年4月4日	投票管理者	秋田市雄和石田字前田112番地	佐藤金雄
平成31年3月31日	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地1	熊谷文雄	職務代理人	秋田市御所野地蔵田四丁目15番3号	池田義高	
職務代理人	秋田市河辺諸井字下諸井136番地2	長谷部達也		平成31年4月5日	投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢1番地	石井房雄
平成31年4月1日	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木金満	職務代理人	秋田市御所野地蔵田四丁目15番3号	池田義高	
職務代理人	秋田市雄和女米木字川崎7番地	石井浩和		平成31年4月6日	投票管理者	秋田市御所野下堤一丁目3番13号	加藤志美雄
平成31年4月2日	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地1	熊谷文雄	職務代理人	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷169番地2	佐藤悦紹	
職務代理人	秋田市東通一丁目8番28号	佐川誠樹		秋田市岩見三内連絡所			
平成31年4月3日	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地1	石井稔	平成31年3月31日	投票管理者	秋田市河辺三内字外川原	備後正義
職務代理人	秋田市河辺諸井字下諸井136番地2	長谷部達也					

130番地 3				平成31年 4月 4日			
職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫		投票管理者	秋田市雄和新波字本屋敷166番地	珍 田 智	
平成31年 4月 1日				職務代理者	秋田市雄和椿川字方福87番地 2	黒 崎 隆 一	
投票管理者	秋田市河辺岩見字鶺鴒27番地	佐 藤 昭 久		平成31年 4月 5日			
職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫		投票管理者	秋田市雄和繋字脇ノ沢88番地	工 藤 忠 彦	
平成31年 4月 2日				職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎	
投票管理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下 6 番地	石 塚 稔		平成31年 4月 6日			
職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫		投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字真木屋11番地	齊 藤 良 春	
平成31年 4月 3日				職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎	
投票管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地 3	備 後 正 義		<hr/>			
職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫		イオンモール秋田			
平成31年 4月 4日				平成31年 3月31日			
投票管理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下 6 番地	石 塚 稔		投票管理者	秋田市柳田字境田19番地13	佐々木 富美子	
職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫		職務代理者	秋田市横森四丁目 6 番18号	渡 辺 健	
平成31年 4月 5日				平成31年 4月 1日			
投票管理者	秋田市河辺岩見字鶺鴒27番地	佐 藤 昭 久		投票管理者	秋田市河辺戸島字本町94番地 2	桐 沢 律 子	
職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫		職務代理者	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大 友 徹	
平成31年 4月 6日				平成31年 4月 2日			
投票管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地 3	備 後 正 義		投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字御江田102番地	佐々木 昌 子	
職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫		職務代理者	秋田市飯島松根東町 1 番22号	奈 良 毅	
<hr/>				平成31年 4月 3日			
秋田市大正寺連絡所				投票管理者	秋田市雄和左手子字清水下133番地	嘉 藤 一 司	
平成31年 3月31日				職務代理者	秋田市港北新町 4 番42号	加 藤 治	
投票管理者	秋田市雄和新波字本屋敷166番地	珍 田 智		平成31年 4月 4日			
職務代理者	秋田市雄和平沢字水沢44番地 2	伊 藤 主		投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷89番地 2	佐 藤 泰 子	
平成31年 4月 1日				職務代理者	秋田市飯島長野本町 2 番16号	藤 原 泰 葉	
投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢168番地 3	池 田 正		平成31年 4月 5日			
職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎		投票管理者	秋田市雄和碓田字梵天野103番地	那 須 恵 子	
平成31年 4月 2日				職務代理者	秋田市御野場新町二丁目 7 番13号	廣 田 和 則	
投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字真木屋11番地	齊 藤 良 春		平成31年 4月 6日			
職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎		投票管理者	秋田市牛島東六丁目 7 番3号	福 岡 瑠 美 子	
平成31年 4月 3日				職務代理者	秋田市大平台二丁目 1 番地19	加 賀 巨 樹	
投票管理者	秋田市雄和新波字本屋敷169番地	加 藤 文 雄		職務代理者	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大 友 徹	
職務代理者	秋田市雄和椿川字方福87番地 2	黒 崎 隆 一		<hr/>			
				秋田大学手形キャンパス			
				平成31年 4月 3日			



投票管理者 秋田市飯島緑丘町12番1号 小野 尊 尚  
 職務代理人 秋田市新屋勝平台6番34号 川崎 義 則

秋市選管告示第8号

平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

平成31年3月29日

秋田市選挙管理委員会  
 委員長 古 谷 薫  
 投票所一覧

投票区	投票所名	投票所住所
1	秋田市八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目2番27号
2	秋田市立保戸野小学校	保戸野すわ町9番60号
3	秋田県立秋田北高等学校	千秋中島町8番1号
4	秋田市立八橋小学校	八橋大沼町7番1号
5	秋田市旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目4番15号
6	秋田市立旭南小学校	旭南一丁目15番1号
7	秋田市立川尻小学校	川尻みよし町8番31号
8	のびのびこども園	茨島四丁目1番20号
9	秋田市立牛島小学校	牛島東六丁目6番1号
10	(旧)秋田市牛島児童館	牛島東一丁目2番7号
11	秋田市立秋田南中学校	南通宮田15番1号
12	秋田市檜山地区コミュニティセンター	檜山南中町1番9号
13	秋田市立東小学校	東通二丁目11番1号
14	秋田市立中通小学校	中通五丁目8番22号
16	秋田市立秋田東中学校	手形休下町10番51号
17	秋田市立広面小学校	広面字蟹沢29番地
18	秋田市立旭川小学校	手形字才ノ浜63番地
19	泉公民館	泉三嶽根1番6号
20	添川地域交流センター	添川字添川103番地
21	杉の木園	山内字上台15番地2
22	太平八田公民館	太平八田字八田225番地5
23	秋田市太平地区コミュニティセンター	太平目長崎字沼田42番地
24	秋田市立太平中学校	太平中関字平形46番地
25	太平館越町内会館	太平黒沢字砂子沢2番地1
26	(旧)秋田市立山谷小学校	太平山谷字中山谷143番地
27	こまどり幼稚園	横森五丁目1番29号
28	秋田市下北手地区コミュニティセンター	下北手柳館字前田面133番地1
29	下北手宝川公民館	下北手宝川字堂ヶ下105番地
30	秋田市上北手地区コミュニティセンター	上北手猿田字四ツ小屋29番地1

31	上北手大戸公民館	上北手大戸字大戸55番地
32	上北手古野公民館	上北手古野字脇ノ田40番地
33	秋田市園芸振興センター	仁井田字小中島111番地1
34	秋田市立仁井田小学校	仁井田本町四丁目7番1号
36	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当場2番地4
37	勝平保育園	新屋松美ガ丘南町16番13号
38	秋田県立栗田支援学校	新屋栗田町10番10号
39	秋田市立秋田西中学校	新屋大川町19番75号
40	秋田市西部市民サービスセンター	新屋扇町13番34号
41	浜田内浜田会館	浜田字館ノ丸43番地8
42	秋田市浜田地区コミュニティセンター	浜田字自在山88番地6
43	豊岩石田坂公民館	豊岩石田坂字碓11番地1
44	秋田市豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻224番地1
45	豊岩小山公民館	豊岩小山字神田4番地1
46	下浜桂根公民館	下浜桂根字境川173番地
47	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋70番地
48	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地
49	下浜名ヶ沢公民館	下浜名ヶ沢字浦田123番地
50	(旧)秋田市立八田小学校	下浜八田字餅田42番地
51	秋田市北部市民サービスセンター	土崎港西五丁目3番1号
52	秋田市立土崎小学校	土崎港中央三丁目1番78号
53	秋田市立港北小学校	土崎港北四丁目6番1号
54	秋田市立土崎中学校	土崎港北一丁目3番1号
55	秋田市立土崎南小学校	土崎港東一丁目6番39号
56	秋田市立將軍野中学校	將軍野南一丁目12番1号
57	秋田市寺内児童センター	寺内堂ノ沢二丁目10番17号
58	秋田市立外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地2
59	秋田市將軍野地区コミュニティセンター	將軍野南四丁目8番8号
60	秋田市営住宅四ツ谷団地第一集会所	將軍野堰越8番
61	笹岡公民館	外旭川字家ノ前575番地
62	秋田市飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町5番22号
63	秋田市立飯島小学校	飯島鼠田二丁目2番1号
64	秋田市下新城交流センター	下新城中野字前谷地263番地
65	秋田市下新城地区コミュニティセンター	下新城笠岡字堰場193番地4
66	下新城堰根公民館	下新城岩城字後田16番地
67	秋田市上新城地区コミュニティセンター	上新城五十丁字小林88番地5
68	上新城道川公民館	上新城道川字宮ノ下69番地
69	上新城小又公民館	上新城小又字落合7番地
70	秋田県立金足農業高等学校	金足追分字海老穴102番地4
71	秋田市立金足西小学校	金足大清水字大清水台1番地



72	金足地区集会所	金足高岡字古館41番地
73	(旧)秋田市立金足東小学校	金足片田字待入109番地
74	秋田市東部市民サービスセンター	広面字釣瓶町13番地 3
75	秋田市立泉中学校	泉北二丁目 6 番 1 号
76	秋田市勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10番10号
77	秋田市南浜地域活動支援センター	新屋南浜町 7 番10号
78	秋田市役所	山王一丁目 1 番 1 号
79	秋田市大住児童館	仁井田字西潟敷33番地
80	秋田市南部市民サービスセンター	御野場一丁目 5 番 1 号
81	金足岩瀬公民館	金足岩瀬字前山18番地 2
82	金足黒川公民館	金足黒川字黒川243番地
83	秋田市立城東中学校	広面字鍋沼17番地
84	秋田市立桜小学校	桜四丁目12番 1 号
85	秋田市外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76番地
86	秋田市立御所野小学校	御所野元町五丁目 1 番 1 号
87	秋田市立飯島南小学校	飯島西袋一丁目 1 番 2 号
88	秋田市立御野場中学校	仁井田字中新田223番地
89	ウェルビューいずみ	泉菅野二丁目17番27号
90	鶴養公民館	河辺岩見字鶴養50番地 2
91	新川公民館	河辺岩見字新川上田面10番地 1
92	秋田市河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地 1
93	砂子淵公民館	河辺三内字高畑内
94	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地 2
95	田尻町内会館	河辺三内字田尻下野田49番地 1
96	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地 6
97	神内公民館	河辺神内字鶴巻21番地 2
98	下諸井児童館	河辺諸井字下諸井477番地 1
99	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
100	式田公民館	河辺和田字式田107番地 3
101	秋田市河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地 1
102	黒沼多目的共同利用施設	河辺北野田高屋字神田302番地
103	戸島ふるさとセンター	河辺戸島字本町92番地
104	畑谷公民館	河辺畑谷字中村74番地 1
105	秋田市雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地 2
106	神ヶ村自治会館	雄和神ヶ村字大橋248番地
107	萱ヶ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地
108	中ノ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字土橋45番地 3
109	秋田市雄和左手子交流センター	雄和左手子字清水下43番地 3
110	種沢自治会館	雄和種沢字山王堂40番地 3
111	平尾鳥会館	雄和平尾鳥字田向158番地 1
112	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地

113	戸賀沢自治会館	雄和戸賀沢字御江田181番地
114	相川コミュニティセンター	雄和相川字銅屋111番地 1
115	高野生活改善センター	雄和相川字高野124番地内
116	秋田市雄和市民サービスセンター	雄和妙法字上大部48番地 1
117	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地 1
118	安養寺児童館	雄和椿川字関田69番地
119	本田自治会館	雄和田草川字太田34番地 1
120	芝野自治会館	雄和芝野新田字中台110番地 2
121	下黒瀬自治会館	雄和下黒瀬字町屋敷90番地 1

※第15および35投票区は欠番です。

秋市選管告示第9号

平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年 3月29日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

- 投票区  
秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
- 閉じる時刻  
午後7時

秋市選管告示第10号

平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

平成31年 3月29日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

平成31年4月7日執行

秋田県議会議員一般選挙

投票管理者およびその職務代理者一覧表

職 名	住 所	氏 名
秋田市第1投票区 八橋地区コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市八橋本町二丁目3番25号	片 岡 強
職務代理者	秋田市広面字釣瓶町100番地40	佐々木 潤 一
秋田市第2投票区 保戸野小学校		
投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町7番15号	松 木 仁
職務代理者	秋田市広面字糠塚17番地2	八木橋 久 美
秋田市第3投票区 秋田北高等学校		

投票管理者	秋田市千秋北の丸5番82号	竹内 康	投票管理者	秋田市南通亀の町6番28号	木村 裕
職務代理者	秋田市新藤田字高梨台112番地12	横田 竹彦	職務代理者	秋田市榎山本町10番41号	永田 誠一
秋田市第4投票区 八橋小学校					
投票管理者	秋田市八橋本町四丁目2番2号	菅原 真	投票管理者	秋田市手形字大松沢24番地9	豊嶋 孝夫
職務代理者	秋田市川尻御休町3番15号	柴山 裕光	職務代理者	秋田市川元むつみ町3番15号	白旗 史人
秋田市第5投票区 旭北地区コミュニティセンター					
投票管理者	秋田市大町三丁目5番46号	大友 陽子	投票管理者	秋田市広面字二階堤11番地1	渡部 正保
職務代理者	秋田市土崎港北五丁目3番12号	佐藤 きよ子	職務代理者	秋田市大平台四丁目6番地8	伊藤 樹悦
秋田市第6投票区 旭南小学校					
投票管理者	秋田市川元むつみ町6番14号	廣嶋 禮治	投票管理者	秋田市泉北四丁目14番23号	藤原 良治
職務代理者	秋田市大町六丁目6番19号	南波 正志	職務代理者	秋田市旭川新藤田西町8番48号	三浦 勉
秋田市第7投票区 川尻小学校					
投票管理者	秋田市川尻上野町2番14号	相場 善治	投票管理者	秋田市泉馬場9番27号	工藤 榮治
職務代理者	秋田市新屋寿町4番25号	土佐 友二	職務代理者	秋田市八橋本町三丁目12番13号	児玉 良
秋田市第8投票区 のびのびこども園					
投票管理者	秋田市茨島二丁目10番30号	柏谷 英夫	投票管理者	秋田市濁川字口ノ田47番地1	船木 義則
職務代理者	秋田市新屋町字関町後205番地2	大原 貴彦	職務代理者	秋田市泉中央五丁目14番19号	三浦 一彦
秋田市第9投票区 牛島小学校					
投票管理者	秋田市牛島東五丁目6番38号	千田 典夫	投票管理者	秋田市山内字丸木橋120番地3	小澤 一正
職務代理者	秋田市新屋松美ガ丘東町3番29号	船木 貴博	職務代理者	秋田市広面字坂橋添40番地14	伊藤 功一
秋田市第10投票区 (旧)牛島児童館					
投票管理者	秋田市榎山城城南新町16番21号	福田 德行	投票管理者	秋田市太平八田字荒巻137番地2	鎌田 茂
職務代理者	秋田市御野場新町一丁目22番22号	吉田 重人	職務代理者	秋田市高陽青柳町9番28号	佐藤 貴
秋田市第11投票区 秋田南中学校					
投票管理者	秋田市中通五丁目4番5号	池田 實	投票管理者	秋田市太平日長崎字本町79番地	須藤 孝俱
職務代理者	秋田市手形字大松沢4番地1	嵯峨 公一	職務代理者	秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10	長谷部 亨
秋田市第12投票区 榎山地区コミュニティセンター					
投票管理者	秋田市大町一丁目5番39号	大高三 雄	投票管理者	秋田市太平中関字寺中62番地1	田口 寿誓
職務代理者	秋田市金足追分字海老穴72番地2	奈良 薫	職務代理者	秋田市山王六丁目15番9号	熊谷 優
秋田市第13投票区 東小学校					
投票管理者	秋田市東通五丁目12番28号	池田 敬	投票管理者	秋田市太平黒沢字館越64番地	嵯峨 恭榮
職務代理者	秋田市新屋勝平台7番3-6号	畠山 健	職務代理者	秋田市桜二丁目9番3号	京谷 勝輝
秋田市第14投票区 中通小学校					
投票管理者	秋田市南通亀の町6番28号	木村 裕	投票管理者	秋田市太平山谷字中山谷173番地	鈴木 岩夫
職務代理者	秋田市榎山本町10番41号	永田 誠一	職務代理者	秋田市手形字大松沢24番地9	豊嶋 孝夫
秋田市第16投票区 秋田東中学校					
投票管理者	秋田市手形字大松沢24番地9	豊嶋 孝夫	職務代理者	秋田市川元むつみ町3番15号	白旗 史人
秋田市第17投票区 広面小学校					
投票管理者	秋田市広面字二階堤11番地1	渡部 正保	職務代理者	秋田市大平台四丁目6番地8	伊藤 樹悦
秋田市第18投票区 旭川小学校					
投票管理者	秋田市泉北四丁目14番23号	藤原 良治	職務代理者	秋田市旭川新藤田西町8番48号	三浦 勉
秋田市第19投票区 泉公民館					
投票管理者	秋田市泉馬場9番27号	工藤 榮治	職務代理者	秋田市八橋本町三丁目12番13号	児玉 良
秋田市第20投票区 添川地域交流センター					
投票管理者	秋田市濁川字口ノ田47番地1	船木 義則	職務代理者	秋田市泉中央五丁目14番19号	三浦 一彦
秋田市第21投票区 杉の木園					
投票管理者	秋田市山内字丸木橋120番地3	小澤 一正	職務代理者	秋田市広面字坂橋添40番地14	伊藤 功一
秋田市第22投票区 太平八田公民館					
投票管理者	秋田市太平八田字荒巻137番地2	鎌田 茂	職務代理者	秋田市高陽青柳町9番28号	佐藤 貴
秋田市第23投票区 太平地区コミュニティセンター					
投票管理者	秋田市太平日長崎字本町79番地	須藤 孝俱	職務代理者	秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10	長谷部 亨
秋田市第24投票区 太平中学校					
投票管理者	秋田市太平中関字寺中62番地1	田口 寿誓	職務代理者	秋田市山王六丁目15番9号	熊谷 優
秋田市第25投票区 太平館越町内会館					
投票管理者	秋田市太平黒沢字館越64番地	嵯峨 恭榮	職務代理者	秋田市桜二丁目9番3号	京谷 勝輝
秋田市第26投票区 (旧)山谷小学校					
投票管理者	秋田市太平山谷字中山谷173番地	鈴木 岩夫			

職務代理者	秋田市御所野地蔵田四丁目7番1号	土 田 耕 作
秋田市第27投票区 こまどり幼稚園		
投票管理者	秋田市横森三丁目16番3号	福 原 英 典
職務代理者	秋田市川尻みよし町10番23号	大 岡 義 弘
秋田市第28投票区 下北手地区コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市下北手柳館字前田一面120番地10	佐々木 俊 一
職務代理者	秋田市旭川南町16番50号	進 藤 健 吾
秋田市第29投票区 下北手宝川公民館		
投票管理者	秋田市下北手宝川字堂ヶ下101番地	川 村 俊 春
職務代理者	秋田市新屋日吉町12番28号	西 崎 真 二
秋田市第30投票区 上北手地区コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市上北手荒巻字前田106番地	鈴 木 善 明
職務代理者	秋田市上北手猿田字二ツ寺83番地2	鎌 田 裕
秋田市第31投票区 上北手大戸公民館		
投票管理者	秋田市上北手大戸字大戸160番地	松 潤 稔
職務代理者	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢118番地4	須 田 浩 明
秋田市第32投票区 上北手古野公民館		
投票管理者	秋田市上北手古野字脇ノ田3番地	堀 野 敏 孝
職務代理者	秋田市上北手古野字脇ノ田43番地	堀 野 茂
秋田市第33投票区 秋田市園芸振興センター		
投票管理者	秋田市仁井田新田一丁目11番54号	原 田 隆 三
職務代理者	秋田市牛島南二丁目17番2号	佐々木 毅
秋田市第34投票区 仁井田小学校		
投票管理者	秋田市仁井田本町三丁目13番9号	相 庭 司
職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目4番23号	今 野 三 悦
秋田市第36投票区 四ツ小屋幼稚園		
投票管理者	秋田市四ツ小屋字城下当場17番地1	伊 藤 秀 孝
職務代理者	秋田市檜山本町7番14号	榎 良 昭
秋田市第37投票区 勝平保育園		
投票管理者	秋田市新屋朝日町3番8号	工 藤 わか子
職務代理者	秋田市泉一ノ坪15番1号	藤 原 昭 彦
秋田市第38投票区 栗田支援学校		
投票管理者	秋田市新屋町字新町後278番地32	川 田 直 政
職務代理者	秋田市新屋町字関町後203番地48	鈴 木 一 史
秋田市第39投票区 秋田西中学校		
投票管理者	秋田市新屋大川町11番8号	狩 野 紀 男
職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町2番10号	鈴 木 直
秋田市第40投票区 西部市民サービスセンター		
投票管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小 野 良 治
職務代理者	秋田市新屋日吉町9番12号	小 野 親 明
秋田市第41投票区 浜田内浜田会館		
投票管理者	秋田市浜田字館ノ丸116番地	佐々木 俊 春
職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町13番6号	佐々木 貴 博
秋田市第42投票区 浜田地区コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市浜田字家後96番地	渡 邊 定 治
職務代理者	秋田市高陽青柳町11番10-3号	金 城 裕 之
秋田市第43投票区 豊岩石田坂公民館		
投票管理者	秋田市豊岩石田坂字坂ノ下82番地	堀 川 淳 一
職務代理者	秋田市御野場新町三丁目17番13号	長谷川 洋 一
秋田市第44投票区 豊岩地区コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市豊岩豊巻字内縄尻51番地	鈴 木 幸 男
職務代理者	秋田市豊岩豊巻字居使31番地	齋 藤 ひかる
秋田市第45投票区 豊岩小山公民館		
投票管理者	秋田市豊岩小山字前田表156番地	佐 賀 定
職務代理者	秋田市豊岩豊巻字中島98番地	鈴 木 郁 子
秋田市第46投票区 下浜桂根公民館		
投票管理者	秋田市下浜桂根字浜田30番地13	川 村 満 幸
職務代理者	秋田市仁井田字新中島1045番地14	伊 藤 直 樹
秋田市第47投票区 下浜長浜公民館		
投票管理者	秋田市下浜長浜字兜森108番地2	山 岡 市 男
職務代理者	秋田市八橋本町四丁目5番4号	伊 藤 弘
秋田市第48投票区 下浜羽川公民館		
投票管理者	秋田市下浜羽川字二十町23番地	金 釜 計 悦
職務代理者	秋田市新屋南浜町7番27号	河 村 勝
秋田市第49投票区 下浜名ヶ沢公民館		
投票管理者	秋田市下浜名ヶ沢字ヨモキ田71番地	三 浦 藤 孝
職務代理者	秋田市桜一丁目16番23号	須 田 志美男
秋田市第50投票区 (旧) 八田小学校		

投票管理者	秋田市下浜八田字高德谷地105番地	細 部 芳 雄
職務代理者	秋田市下浜羽川字水垂92番地7	佐 藤 誠 晃
秋田市第51投票区 北部市民サービスセンター		
投票管理者	秋田市飯島長野中町7番41号	齊 藤 真由美
職務代理者	秋田市手形字大沢511番地	佐 川 和 幸
秋田市第52投票区 土崎小学校		
投票管理者	秋田市土崎港中央六丁目10番9号	加 藤 トヨ子
職務代理者	秋田市飯島鼠田三丁目1番51号	秋 山 英 慶
秋田市第53投票区 港北小学校		
投票管理者	秋田市土崎港中央一丁目8番22号	中 村 英 一
職務代理者	秋田市将軍野南五丁目3番8号	佐 藤 耕
秋田市第54投票区 土崎中学校		
投票管理者	秋田市土崎港東二丁目1番4号	浅 野 勲
職務代理者	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山2番地380	三 浦 浩
秋田市第55投票区 土崎南小学校		
投票管理者	秋田市将軍野南五丁目11番20号	加賀谷 敏 春
職務代理者	秋田市新屋勝平台17番2-6号	佐 藤 正 利
秋田市第56投票区 将軍野中学校		
投票管理者	秋田市将軍野南一丁目14番33号	木 村 俊 之
職務代理者	秋田市将軍野南五丁目2番12号	鎌 田 尚
秋田市第57投票区 寺内児童センター		
投票管理者	秋田市寺内児桜一丁目5番24号	星 野 敏 夫
職務代理者	秋田市高陽青柳町2番17号	佐 藤 曜
秋田市第58投票区 外旭川小学校		
投票管理者	秋田市外旭川字梶ノ目298番地2	山 本 喜 昭
職務代理者	秋田市外旭川字梶ノ目339番地1	菊 地 真
秋田市第59投票区 将軍野地区コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市将軍野南五丁目5番7号	佐 藤 久
職務代理者	秋田市八橋鯉沼町5番34号	加賀谷 学
秋田市第60投票区 市営住宅四ツ谷団地第一集会所		
投票管理者	秋田市将軍野青山町3番39号	小 野 勲 夫
職務代理者	秋田市外旭川字神田321番地	小 野 義 郎
秋田市第61投票区 笹岡公民館		
投票管理者	秋田市外旭川字南沢2番地2	中 村 茂
職務代理者	秋田市外旭川字南沢250番地	中 村 至
秋田市第62投票区 飯島地区コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市飯島緑丘町18番18号	清 水 昇 一
職務代理者	秋田市飯島新町一丁目8番17号	佐 藤 守
秋田市第63投票区 飯島小学校		
投票管理者	秋田市飯島鼠田四丁目2番19号	伊 藤 惠 司
職務代理者	秋田市手形字山崎215番地1	伊 藤 雄 心
秋田市第64投票区 下新城交流センター		
投票管理者	秋田市下新城中新野字街道端西89番地228	加 沢 哲
職務代理者	秋田市下新城中新野字街道端西60番地1	鎌 田 信 也
秋田市第65投票区 下新城地区コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市下新城青崎字雷田113番地	佐 藤 三 男
職務代理者	秋田市土崎港北七丁目6番6号	水戸瀬 敏 之
秋田市第66投票区 下新城堰根公民館		
投票管理者	秋田市外旭川字大谷地16番地9	佐 藤 貞 裕
職務代理者	秋田市千秋矢留町6番14-701号	佐 藤 和 人
秋田市第67投票区 上新城地区コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市上新城石名坂字泉沢10番地2	三 浦 一 雄
職務代理者	秋田市外旭川字梶ノ目744番地7	佐 藤 信 昭
秋田市第68投票区 上新城道川公民館		
投票管理者	秋田市上新城道川字宮ノ下81番地8	阿 部 貢
職務代理者	秋田市土崎港西五丁目4番18号	白 岩 実
秋田市第69投票区 上新城小又公民館		
投票管理者	秋田市上新城小又字熊入沢2番地	齊 藤 貞 義
職務代理者	秋田市飯島鼠田二丁目8番23号	中 川 大 輔
秋田市第70投票区 金足農業高等学校		
投票管理者	秋田市金足小泉字瀧向7番地19	奈 良 生 八
職務代理者	秋田市金足小泉字瀧向45番地	奈 良 伊 雄
秋田市第71投票区 金足西小学校		
投票管理者	秋田市金足大清水字大清水台13番地3	水 沢 章
職務代理者	秋田市飯島松根西町1番	菅 原 崇



15号			
秋田市第72投票区 金足地区集会所			
投票管理者	秋田市金足高岡字稲荷林150番地	斉 藤 忠 一	
職務代理人	秋田市川尻上野町6番49-7号	佐 藤 耕 明	
秋田市第73投票区 (旧) 金足東小学校			
投票管理者	秋田市金足片田字深田56番地	千 浦 隆	
職務代理人	秋田市土崎港相染町字中谷地9番地41	堀 祐 樹	
秋田市第74投票区 東部市民サービスセンター			
投票管理者	秋田市牛島東六丁目5番43号	後 藤 真紀子	
職務代理人	秋田市広面字谷内佐渡17番地	川 邊 久 貴	
秋田市第75投票区 泉中学校			
投票管理者	秋田市寺内焼山3番31号	村 上 實	
職務代理人	秋田市桜ガ丘三丁目13番地41	相 澤 幸 久	
秋田市第76投票区 勝平地区コミュニティセンター			
投票管理者	秋田市下新城中野字街道端西89番地98	伊 藤 武 士	
職務代理人	秋田市大町六丁目3番47号	菅 沼 隆	
秋田市第77投票区 南浜地域活動支援センター			
投票管理者	秋田市千秋明徳町4番51号	秋 山 修 次	
職務代理人	秋田市高陽青柳町16番38号	堀 正 悦	
秋田市第78投票区 秋田市役所			
投票管理者	秋田市高陽青柳町10番20号	内 藤 克 幸	
職務代理人	秋田市寺内蛭根一丁目7番5号	照 井 治 之	
秋田市第79投票区 大住児童館			
投票管理者	秋田市御野場新町二丁目20番5号	井 上 正 敏	
職務代理人	秋田市仁井田字新中島826番地151	有 坂 昇	
秋田市第80投票区 南部市民サービスセンター			
投票管理者	秋田市御野場六丁目3番12号	植 村 和 夫	
職務代理人	秋田市四ツ小屋末戸松本字向野31番地1	加賀谷 速 人	
秋田市第81投票区 金足岩瀬公民館			
投票管理者	秋田市金足岩瀬字大表27番地2	秋 本 升	
職務代理人	井川町今戸字狐川2番地	浅 野 和 幸	
秋田市第82投票区 金足黒川公民館			
投票管理者	秋田市金足黒川字沖川端39番地	三 浦 重 朗	
職務代理人	秋田市金足黒川字黒川31番地	三 浦 初	
秋田市第83投票区 城東中学校			
投票管理者	秋田市桜一丁目10番30号	長谷川 ミオ子	
職務代理人	秋田市泉中央一丁目9番22号	近 藤 正 隆	
秋田市第84投票区 桜小学校			
投票管理者	秋田市桜一丁目8番44号	福 士 啓 三	
職務代理人	秋田市土崎港西三丁目8番7号	斎 藤 康	
秋田市第85投票区 外旭川地区コミュニティセンター			
投票管理者	秋田市外旭川字三後田215番地	三 浦 宏 樹	
職務代理人	秋田市土崎港西三丁目1番5号	大 和 良 志	
秋田市第86投票区 御所野小学校			
投票管理者	秋田市御所野元町二丁目3番4号	高 橋 博	
職務代理人	秋田市手形字十七流174番地3	古 谷 大 助	
秋田市第87投票区 飯島南小学校			
投票管理者	秋田市飯島新町二丁目18番6号	石 塚 實	
職務代理人	秋田市飯島長野本町3番29号	保 坂 悟	
秋田市第88投票区 御野場中学校			
投票管理者	秋田市仁井田字大野153番地1	相 場 利 治	
職務代理人	秋田市仁井田字新中島770番地184	兄 玉 聡	
秋田市第89投票区 ウェルビューいずみ			
投票管理者	秋田市泉北四丁目9番6号	大 沢 和 男	
職務代理人	秋田市土崎港北三丁目14番24号	永 田 智	
秋田市第90投票区 鶴養公民館			
投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養27番地	佐 藤 昭 久	
職務代理人	秋田市河辺松測字街道北3番地1	佐 藤 康 直	
秋田市第91投票区 新川公民館			
投票管理者	秋田市河辺岩見字小平岱14番地4	伊 藤 薫	
職務代理人	秋田市河辺松測字川原田家ノ後1番地3	加賀谷 匡	
秋田市第92投票区 岩見三内地区コミュニティセンター			
投票管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地3	備 後 正 義	
職務代理人	秋田市河辺三内字外川原83番地24	佐 藤 能 之	
秋田市第93投票区 砂子淵公民館			
投票管理者	秋田市河辺三内字高畑63番地	藤 原 明 則	
職務代理人	秋田市河辺三内字野崎35番地23	鎌 田 英 智	
秋田市第94投票区 萱森生活改善センター			

投票管理者	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬17番地	佐藤 勇 策
職務代理人	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫
秋田市第95投票区 田尻町内会館		
投票管理者	秋田市河辺三内字田尻下野田61番地	田 口 正 裕
職務代理人	秋田市河辺三内字曾場台152番地2	佐々木 透
秋田市第96投票区 赤平ふれあい館		
投票管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木 金 満
職務代理人	秋田市新屋比内町15番19号	佐々木 忍
秋田市第97投票区 神内公民館		
投票管理者	秋田市河辺神内字鳥井長根36番地2	熊 谷 清 美
職務代理人	秋田市山王六丁目22番14号	名古屋 晃
秋田市第98投票区 下諸井児童館		
投票管理者	秋田市河辺諸井字下諸井37番地	鈴 木 良 悦
職務代理人	秋田市河辺諸井字下諸井136番地2	長谷部 達 也
秋田市第99投票区 三町内会公民館		
投票管理者	秋田市河辺和田字坂本北575番地2	熊 谷 直 正
職務代理人	秋田市山王二丁目10番33号	田 近 真由子
秋田市第100投票区 式田公民館		
投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋67番地1	鈴 木 英 機
職務代理人	秋田市山王中島町12番7号	鈴 木 重 洋
秋田市第101投票区 河辺総合福祉交流センター		
投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地1	熊 谷 文 雄
職務代理人	秋田市河辺和田字北条ヶ崎43番地37	熊 谷 晴 充
秋田市第102投票区 黒沼多目的共同利用施設		
投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字獅子岱57番地	佐々木 弘 榮
職務代理人	秋田市御野場新町四丁目6番12号	織 山 泰 彦
秋田市第103投票区 戸島ふるさとセンター		
投票管理者	秋田市河辺戸島字本町132番地	長谷川 清 正
職務代理人	秋田市河辺戸島字本町131番地2	鈴 木 仁
秋田市第104投票区 畑谷公民館		
投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村15番地	稲 垣 和 春
職務代理人	秋田市河辺戸島字七曲下65番地	高 屋 速 人
秋田市第105投票区 雄和基幹集落センター		
投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地3	佐々木 稔
職務代理人	秋田市將軍野南一丁目9番12号	加 藤 肇
秋田市第106投票区 神ヶ村自治会館		
投票管理者	秋田市雄和神ヶ村字窪92番地	菅 野 仁
職務代理人	秋田市雄和平沢字水沢44番地2	伊 藤 主
秋田市第107投票区 萱ヶ沢自治会館		
投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢168番地3	池 田 正
職務代理人	秋田市檜山川口境7番16号	工 藤 貴 志
秋田市第108投票区 中ノ沢自治会館		
投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字柳沢37番地	小野寺 良 光
職務代理人	秋田市御所野地蔵田四丁目15番3号	池 田 義 高
秋田市第109投票区 雄和左手子交流センター		
投票管理者	秋田市雄和左手子字清水下133番地	嘉 藤 一 司
職務代理人	秋田市河辺戸島字ヲソノ15番地1	関 淑 和
秋田市第110投票区 種沢自治会館		
投票管理者	秋田市雄和種沢字戸草沢168番地2	加 藤 長 男
職務代理人	秋田市雄和向野字前開31番地	浅 野 正 樹
秋田市第111投票区 平尾鳥会館		
投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字中山51番地1	角 田 金 一
職務代理人	秋田市雄和平尾鳥字中田22番地2	酒 井 志 美 雄
秋田市第112投票区 女米木自治会館		
投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢1番地	石 井 房 雄
職務代理人	秋田市雄和女米木字川崎7番地	石 井 浩 和
秋田市第113投票区 戸賀沢自治会館		
投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字御江田90番地	加 藤 敏
職務代理人	秋田市仁井田本町四丁目10番11号	長谷川 清 德
秋田市第114投票区 相川コミュニティセンター		
投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地4	金 千代司
職務代理人	秋田市雄和相川字銅屋260番地	渡 邊 潤
秋田市第115投票区 高野生活改善センター		
投票管理者	秋田市雄和相川字高野113番地1	五十嵐 英 雄
職務代理人	秋田市御野場六丁目14番	淡 路 喜 美 雄



13号			
秋田市第116投票区 雄和市民サービスセンター			
投票管理者	秋田市雄和平沢字大部35番地	伊藤 一 敏	
職務代理人	秋田市雄和椿川字方福50番地	加藤 香 澄	
秋田市第117投票区 長者やま荘			
投票管理者	秋田市雄和椿川字袖ノ沢8番地	堀井 弘 昭	
職務代理人	秋田市中通五丁目1番21号	東海林 和 之	
秋田市第118投票区 安養寺児童館			
投票管理者	秋田市雄和椿川字関田89番地	黒崎 欽 一	
職務代理人	秋田市雄和椿川字方福87番地2	黒崎 隆 一	
秋田市第119投票区 本田自治会館			
投票管理者	秋田市雄和田草川字本田182番地	伊藤 良 和	
職務代理人	秋田市泉北三丁目11番21号	佐藤 学	
秋田市第120投票区 芝野自治会館			
投票管理者	秋田市雄和芝野新田字中台100番地	佐々木 亨	
職務代理人	秋田市山王五丁目1番15号	藤田 靖	
秋田市第121投票区 下黒瀬自治会館			
投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐藤 常 雄	
職務代理人	秋田市御所野元町六丁目17番20-2号	茂木 隆 悦	

秋市選管告示第11号

平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票の場所および日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条の規定に基づき次のように定めたので、同法第64条の規定により告示する。

平成31年3月29日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

- 場所  
秋田市八橋本町六丁目12番20号  
秋田市立体育館
- 日時  
平成31年4月7日  
午後9時15分から

秋市選管告示第12号

平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定に基づき次のように選任したので、同令第68条の規定により告示する。

平成31年3月29日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 開票管理者  
秋田市山王二丁目3番10-1301号 古 谷 薫
- 開票管理者の職務を代理すべき者  
秋田市新屋松美ガ丘南町2番8号 相 原 政 志

秋市選管告示第13号

平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

平成31年3月29日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

- 場所  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 日時  
平成31年3月29日  
午後5時30分から

農 委 告 示

秋田市農委告示第3号

平成31年3月18日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成31年3月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 農用地利用集積計画（平成30年度第12号）に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第8号

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）の変更をするため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定に基づき、次のとおり告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更について、意見を申し出ることができる。

平成31年3月6日

公共下水道管理者  
秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

- 事業計画の名称  
秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）
- 変更に係る予定処理区域
  - 変更する部分  
豊岩石田坂字九十田、下浜羽川字下野の各一部
  - 追加する部分  
外旭川字家ノ前、外旭川字蒲沼、外旭川字土手下、外旭川

字南沢、豊岩石田坂字碓、豊岩石田坂字上野、豊岩石田坂字九十田、豊岩石田坂字坂ノ下、豊岩石田坂字高森、豊岩石田坂字鳥屋ヶ沢、豊岩石田坂字西ノ田、豊岩豊巻字上野、豊岩豊巻字居使、豊岩豊巻字内縄尻、豊岩豊巻字小勝田、豊岩豊巻字小林、豊岩豊巻字杉ノ下、豊岩豊巻字下四ツ、豊岩豊巻字大日沢、豊岩豊巻字中沢、豊岩豊巻字中島、豊岩豊巻字中山、豊岩豊巻字山口、豊岩小山字狐森、豊岩小山字中山、豊岩小山字前田表、豊岩小山字神田、雄和女米木字白川、雄和女米木字高麓沢、雄和女米木字川崎、雄和女米木字宝生口、雄和女米木字猫沢、雄和女米木字石川、雄和女米木字長面、雄和戸賀沢字御江田、雄和戸賀沢字片田、雄和戸賀沢字金山沢の各一部

- 3 工事の着手および完成の予定年月日  
工事着手の年月日 昭和51年 7月16日  
工事完成の予定年月日 平成33年 3月31日
- 4 事業計画案の縦覧の場所  
秋田市川尻みよし町14番 8号  
秋田市上下水道局下水道整備課
- 5 事業計画案の縦覧の期間  
平成31年 3月 6日から同月20日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 6 事業計画案の縦覧の時間  
午前 9時から午後 5時まで

秋田市上下水道局告示第 9 号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成31年 3月12日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
有限会社デオックス	大 槻 賢太郎	秋田市新屋町字田尻沢30番地13

- 2 指定年月日  
平成31年 3月11日

公 告

秋田市公告

次のとおり業務委託に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成31年 3月 1日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 業務委託名（業務内容については仕様書（省略）参照）
  - ア 秋田市太平山自然学習センター北部地域小中学校送迎バス賃貸借
  - イ 秋田市太平山自然学習センター中央地域小中学校送迎バス賃貸借
  - ウ 秋田市太平山自然学習センター南部地域小中学校送迎バ

ス賃貸借

- (2) 履行場所  
秋田市太平山自然学習センター（秋田市仁別字マントラメ227番地 1）
- (3) 履行期間  
ア 北部地域は、平成31年 5月21日から平成32年 2月29日までとする。  
イ 中央地域は、平成31年 5月20日から平成32年 2月29日までとする。  
ウ 南部地域は、平成31年 5月14日から平成32年 2月29日までとする。
- (4) 入札参加要件  
ア 北部地域は、大型 3 台、中型 1 台以上のバスを保有していること。  
イ 中央地域は、大型 4 台、中型 1 台以上のバスを保有していること。  
ウ 南部地域は、大型 3 台、中型 1 台以上のバスを保有していること。  
エ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。  
オ 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有している者であること。  
カ 過去 2 年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。  
キ 市税に滞納がある者ではないこと。  
ク 秋田市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。  
ケ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当する者ではないこと。  
コ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。
- 2 入札に関する事項
  - (1) 日時  
平成31年 3月22日（金）午前10時
  - (2) 場所  
秋田市太平山自然学習センター・会議室（秋田市仁別字マントラメ227番地 1）
  - (3) 入札保証金および契約保証金  
免除
  - (4) 契約日  
落札が決定した日から平成31年 3月28日（木）までの間
  - (5) 積算条件等  
道路運送法第 9 条の 2 並びに平成26年 3月26日付け公示第134号（東北運輸局長）を遵守すること。なお、入札時には、「届出運賃により入札額を積算した旨の確約書」および「入札額の積算内訳書」を添付（様式は任意）すること。
  - (6) 注意事項  
ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。  
イ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に 1 円



秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第74条第2項において準用する同法第73条第1項の規定に基づき、建築協定の変更を認可したので、同条第2項の規定により公告し、同条第3項の規定により当該協定書を一般の縦覧に供する。

平成31年 3月 5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 建築協定の名称  
秋田市「ハイタウン桜」団地建築協定
- 2 建築協定の区域  
秋田市桜ガ丘一丁目、二丁目および三丁目  
秋田市下北手梨平字登館41番34
- 4 認可年月日  
平成31年 3月 5日
- 5 縦覧時間  
午前 8時30分から午後 5時15分まで
- 6 縦覧場所  
秋田市山王一丁目 1番 1号  
秋田市都市整備部建築指導課

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成31年 4月11日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

平成31年 3月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧期間  
平成31年 3月13日から同年 4月11日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 2 縦覧時間  
午前 8時30分から午後 5時15分まで
- 3 縦覧場所  
秋田市山王一丁目 1番 1号 本庁舎 3階  
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

平成31年 3月12日付けで認可地縁団体である茨島七丁目町内会から地方自治法（昭和22年法律第67条）第260条の38第1項の規定に基づき、所有する不動産について所有権の移転登記に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成31年 3月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称  
茨島七丁目町内会
- 2 区域

秋田市茨島七丁目全域

- 3 主たる事務所  
秋田市茨島七丁目16番11号
- 4 申請不動産に関する事項

(1) 建物

種 類	床 面 積	所 在 地
集会所	111.79㎡	秋田市茨島七丁目133番地65家屋 番号133番65

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称および住所

ア 氏名

谷 沢 林之助

イ 住所

秋田市茨島七丁目 6番 5号

5 申請事項に関し異議を述べることができる者  
申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人もしくはその相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べることができる期間

平成31年 3月15日から同年 6月30日まで

7 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29条）第22条の3第2項の規定による申出書および関係書類を秋田市民生活部生活総務課に提出することによる。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べるることができる。

平成31年 3月22日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地

イオンモール株式会社

代表取締役 吉 田 昭 夫

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5番地 1

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンモール秋田

所在地 秋田市御所野地蔵田一丁目 1番地 1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

平成31年 3月10日

(5) 変更理由

リニューアルによるテナント入替えのため

2 届出年月日

平成31年 3月13日

3 関係書類の縦覧場所及び期間



- (1) 縦覧場所  
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- (2) 縦覧期間  
平成31年3月22日から同年7月22日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先  
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
  - (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
  - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見を述べる理由

**秋田市公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成30年12月20日付け秋田市指令第7887号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成31年3月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
岩手県盛岡市天神町8番16-101号  
鈴木 伸太郎
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市雄和田草川字鮎155番141

**秋田市公告**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成30年度第12号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類  
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階  
秋田市産業振興部農業農村振興課

**秋田市公告**

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成31年3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数（77台）
    - 追分駅前自転車等駐車場 8台
    - 上飯島駅前自転車等駐車場 1台
    - 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 15台
    - 土崎図書館前自転車等駐車場 8台
    - 土崎駅前自転車等駐車場 8台
    - 新屋駅前自転車等駐車場 19台
    - 牛島駅東自転車等駐車場 4台

- 牛島駅西自転車等駐車場 4台
- 四ツ小屋駅前自転車等駐車場 3台
- 四ツ小屋駅東自転車等駐車場 1台
- 秋田駅東自転車等駐車場 5台
- アトリオン広場地下自転車駐車場 1台
- (2) 撤去し、保管した年月日  
平成31年3月19日
- (3) 防犯登録番号等  
別紙（省略）のとおり
- (4) 返還を行う時間および場所  
ア 時間 午前9時から午後5時まで  
イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場
- (5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成31年4月9日から同年10月9日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日および平成31年12月29日から平成32年1月3日までを除く。）
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 自転車等の処分  
この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。
- 4 問合せ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

